松岡靜雄著

紀記論究
建國篇

日代宮

東京
株式會社同文館

目次

頁
凡例……一
序説……一
紀記の不一致――熊襲と東夷――壽考と在位年數――裏面に潜む史實――內治
第一章　娉娶及皇胤……一九
諸后妃――稲日大郎姫――弟姫と八坂入姫――美濃國造の二女――皇子女
第二章　熊襲親征……四九

前記――先鋒部隊の行動――豐後平定――梟帥服誅――日向方面廓淸
第三章　肥筑巡撫……九一
經由地――肥後方面――筑豐方面――肥前風土記――倭人國との交涉
第四章　日本武尊……一三三
名號及性格――筑紫出征――熊曾建誅戮――路次淸掃――諸附會說
第五章　日高見國……一五五
東夷の情勢――討伐軍派出――野火の厄――弟橘媛――夷族平定――常陸及陸奧風土記
第六章　能褒野……一九七
足柄峠――信越鎭定――美夜受比賣――膽吹山の遭難――薨去――諸妃及王子女
第七章　東國巡狩……二三九

資料の出所――高橋氏文――史的價値――常陸風土記の所傳
第八章　分封……………………………………………………二六三
既出の諸后妃の所生――五十河媛の所生――高田媛の所生――大田根の所生
――襲武媛の所生――御刀媛の所生――母氏不明の皇子――日本武尊の後胤
第九章　逸事……………………………………………………二九一
佐伯部――東山道十五國都督――棟梁之臣――的形浦――大呉里
參照……………………………………………………………三〇五
古事記中卷……………………………………………………三〇五
索引……………………………………………………………三一九

（目次了）

凡例

一、本篇は曩に發表した神代篇の續稿であるから、前篇に於て論究した事項及語釋は之を再述せず、參照卷數及頁數を註記するに止めた。但し簡約のため卷數は肉太字型(ゴチック)を用ひて表示することにした。――例、(**五**―一三六頁)。――從つて單に(第一卷一四八頁)の如く註記してあるのは、本篇中の其卷の參照頁數なることを意味する。

二、紀記に關しては從來註釋又は研究の世に公表せられたものも少くはないが、出來る限り之に觸れぬやうにしたのは、決して先學を無視したのではなく、論議の冗漫に流れることを虞れた爲である。さりながら殆ど通說と認められて居る誤釋に對しては、世の惑を解くため敢て辯駁を加へた。

三、遍く外國の言語、傳說、習俗等に參照を求めることは著者の淺學の企て及ばざる所であるのみならず、種種的關係の明瞭でないものを列擧することは危險の業であるから、已むを得ざる場合には之を我が四隣民族に局限することにした。

四、日本紀及古事記を併稱する場合には略して紀記といふのが普通であるが、私は國史たる日本記を重要視するから、紀記と略書することにした。

五、行文中の敬語は、萬葉集題詞等の例に倣ひ、皇祖、天皇、皇后、皇太子に限り、諸神、諸王以下に對しては之を用ひぬことを原則とした、あらゆる神祇及貴人に一々敬語を附けるのは、甚煩はしいことであるのみならず、神又は皇族であつても尊敬に値せざるものがあり、且上代人に在つては稱號だけでは身分の高下を判斷することの出來ぬ場合が多く、其限界を定めることが至難であるからである。古事記の文を引用するに當つても、宣長の訓に捉はれず、右の原則に準じて、成るべく簡潔な讀下しをつけた。

六、先學及同學の名を擧げる場合にも亦、一切敬語、敬稱を省いた。古人は勿論、現存者でも史上の人物であり、社會の誇である學者に對しては、敬語敬稱を用ひないのが作法であると私は信ずるからである。

七、神名、人名、地名は、紀記其他の古典の用字に各〻多少の相違があり、同一書に於ても必し

も常に一定して居らぬから、引用文にあつては原書に從ひ、其他は通用字をあて、或はカグツチ(迦具土、軻遇突智)、スサノヲ(須佐之男、素戔嗚)、ワニ(和邇、和珥)の如く、片假名を以て表示することにした。

八、左記の書名には脚註のやうな略字を用ひることがある。

日本紀又は日本書紀（紀）	古事記（記）
先代舊事本紀（舊事紀）又は（舊）	古語拾遺（拾）
諸國風土記（風）	延喜式（式）
釋日本紀（釋紀）	同書所引私記（私記）
日本書紀通證（通證）	日本書紀通釋（通釋）
古事記傳（記傳）	書紀集解（集解）
日本書紀傳（紀傳）	

九、卷末に參照として古事記及他の所要原文を掲げた。前篇に於ては本日紀の文をも全掲したが、神武紀以下は分量が過多で、徒に紙數が嵩むるのみならず、岩波文庫本の如き便利な流

布本が世に出た今日では、餘り必要もあるまいと思ふから之を省略し、其代りに本文中に於て出來るだけ原文を其まゝ引用することにした。

一〇、附錄として每卷索引を添付する。

紀記論究 建國篇巻之四

日代宮

序説

紀記の不一致――熊襲と東夷――壽考と在位年數――裏面に潛む史實――內治

纏向之日代宮御宇大足彦忍代別(謚景行)天皇は、記の分注によれば、御身長一丈二寸、御脛長四尺一寸也とあり(前卷末原文參照)、丈尺寸の制が未だ備はらなかつた時代のことであるから、後人の記入と思はれるが、堂々たる偉軀であらせられたといふ傳説が存したことは疑なく、御子日本武尊をも紀には身長一丈、力能

扛レ鼎と叙して居るのである。されば特記せられては居らぬが、勇武の御氣象であつたと拜察せられ、其御世の事蹟として傳へられて居るのは、殆ど全部征戰に關するものである。御祖父崇神天皇の經略せられた版圖は、守成の明君なる御父垂仁天皇の治世に全く馴伏し、打續く太平によつて兵備が更に充實したから、歴代の皇謨に遵ひ、大八洲統一の遂行を企てられたのは當然のことで、前朝に於て未だ着手せられなかつた四國九州方面の平定、並に物情尙恟々たる坂東地方の鎭撫に力を盡くされたのは、寧ろ豫定計畫であつたのである。然るに之に關する紀記の所說は、左の點に於て一致を缺いて居る。

(一) 紀に詳述せられた天皇の熊襲親征については、記は全然觸れて居ない。

(二) 倭建命の出雲建誅戮に關する一條は記には省除せられて居る。――其が記の誤傳と思はれることは前卷(第二〇三頁)に論じた通りである。

(三) 記に倭建命の感懷として擧げた三首の歌は、紀には之を一首にまとめ、景

行天皇の御製とし、思邦歌（クニシヌビウタ）と呼稱して居る。

（四）御治世の末年東國に親征あらせられた事蹟が紀に掲載せられて居るが　記には之に言及して居らぬ。

稗田阿禮が勅命を奉じて誦習し、紀の編纂委員の一人なる太朝臣安萬侶によつて撰錄せられた古事記の存在が無視せられた筈はないから、尠くとも其所説が不當であると認定せられたものとすべきで、紀の編者をして此やうな態度を執らしめたのは、新材料の發見に因るとせねばならぬ。此は神武紀にも例のあることであるが、今次の資料は主として持統天皇の五年に徵集せられた諸氏の纂記及元明朝の發令により諸國から進達した風土記であつたやうである。現に殘存する古風土記は五國分に過ぎず、和銅勘進と認められるのは常陸及播磨の二記のみで、出雲風土記は天平五年勘造といふ奥書があり、其他は延長三年の大政官符によつて再撰したものゝやうであるが、豐後風土記の如きは紀の所説と合致する點が少く

はないから、之を偶合又は紀に準據した記述と速斷することは出來ず、多少の加筆脱漏はあつたとしても、所謂國底本に基いたものゝやうである(第六五以下)。さりながら風土記にのせた地方傳説中には、明に誤傳又は虚構と認められるものもあり、必しも盡く信ずるに足らず、諸氏の纂記又は家傳の如きは、昔も今も誇張の多いものであるから、若し紀の典據が此等の記錄のみにあるとするならば、縱ひいかに巧に取繕はれて居ても再批判にかけずばなるまい。例へば天皇の東方巡狩の如きは、之が動機に疑があるのみならず、第七章に詳論するやうに、其事蹟も亦史實とは信ぜられぬ點がある。之に反して西國親征は、諸皇子の生母に日向髮長大田根、襲武媛、日向御刀媛のやうな其地方の女性がある所を見ると、縱ひ年月次は信用すべからずとしても、史實と認めねばならぬ。

此朝に於て征討せられたのは異俗の民で、東方のものは蝦夷又は東夷と稱へら

れ、九州の土豪は土蜘蛛及熊襲の名を以て包括せられて居る。第二巻（第二二〇頁）以下に述べたやうに、常陸以北の住民の大部分がヒナ（夷）即ちエミシ（蝦夷）であつたことは疑がないから、紀に東夷と記したのは必しも漢意ではなく、東國の夷（ヒナ）族の謂であらうが、當時の九州土着民はツチクモ又はクマソのみに限らず、アマ（海人）及ヒ（火）即ち夷（ヒナ）族の方が優勢であつたと思はれるのに、之に言及して居らぬのは奇とすべきである。前篇第六巻及本篇第一巻以降、就中第二巻第六章に於て論究した所によると、當時に於ける九州の種族分布は、大略次のやうであつたと推測せられる。

北岸。豐前及筑前海岸の平野にはムナカタ（スハ）系の木族が占據した（六―二六一頁）。

東岸。豐後日向の海濱は天孫氏及アマ族の占住地で（六―二四〇、二六〇頁）、内地はクマソが優勢であつたものゝやうである。

南岸。薩隅二國は大部分アマ系のハヤト(隼人)及ワダツミ(海住)氏族が占めたが、北境はクマソの根據地で、互に勢力を爭うて居た(六—二五八頁以下)。西岸。筑前南部から肥後の北部に至るまでは所謂倭人國で、ヒ(肥)人が雜居し、球磨郡方面は勿論その名の種族が集結して居たのであるが(第二卷六章)、山地に於てクマソが優勢であつたことはあり得る。

されば嚴密なる意味に於ては之を一括してクマソと稱へることは出來ぬのであるが、後世種族的區別が曖昧になつた後に於て、異俗といふと同義を以て漫然この稱呼を用ひたことは有り得べきで、殊に地方傳説は、早くヤマト民族化した民衆間のみに殘つたのであるから、討伐を蒙つたのは自分達の祖先であると言ひ傳へた筈はなく、總てクマソ乃至ツチクモの事としたのは人情の然らしむる所で、都人士が之に從うて九州前住民を一列にクマソと稱へたのは怪しむに足らぬ事である。景行天皇の遠征は前卷序説に於て考證した崇神天皇の崩御の年から起算す

ると、三十年以内のことで、女王國が尙未だ大をなすに至らなかつた時代であるから、皇軍は其地方進行中何等の抵抗をも受けなかつたのであるが、仲哀朝に反亂したものは明に倭人であるにも拘はらず、尙常に熊襲と稱へられたのは右の事情に基くものである。

天皇の壽考は記には壹佰參拾漆歲とあり、景行紀によると先帝の三十七年に、御年二十一を以て儲位に立たされたとあるから(分注)、其年紀に從へば卽位の年には寶算既に八十有三で、在位六十年とあるが故に百四十三歲を以て崩御せられたものとせねばならぬのに、同じ紀の末尾の記事には時年一百六歲とあつて前後矛盾して居る。いづれにしても御長命であつたとせられたのであらうが、其は前卷(第六頁以下)に論じたやうに、崇神垂仁天皇の壽考を過大に見積つた結果、眞實の御年をあげるとき、御父天皇よりも先きに登遐せられたことになるから、已むを得

ず引伸ばしたのであらう。さりながら其は不當の作爲であるので、上記の外にも多くの不合理がある。卽ち

（一）播磨の稻日大郞姬娉娶は、後述のやうに御卽位前後のことであらねばならぬが、紀の年紀によれば其時は既に御年八十有餘の高齡に達せられて居たことになり、其まで獨身で居られたとは考へられぬ。

（二）治世第二十七年に熊襲討伐に派遣せられた日本武尊は當時御年十六とあるから（紀）、十二年（クマソ親征の年）降誕であらねばならぬ。然るに雙生と稱せられる兄皇子大碓命は、治世第四年に美濃國造の女と通じたとあるから、既に成人であつたとせねばならず、少くとも三十年のくひ違がある。

（三）八坂入媛命を娶されたのは四年のことであるのに、其長皇子稚足彥（成務）天皇は、四十六年に御歲二十四年を以て立太子せられたとあるから、二十三年の降誕とせねばならず、約二十年間無產で、其後引つゞき七男六女を生ま

れたとは常識では考へられぬことである。

(四) 他の一妃訶具漏比賣は倭建命の玄孫とあるが(記)、假に此皇子を父天皇二十歳の年の御子とし、各世代を二十年宛としても、カグロ姫が婚期に達したころは、高祖天皇は約百二十歳の高齢であらねばならぬから、此やうな異常な婚嫁が實現したとは考へられぬ。

右の如く考察すると、寶壽に誤傳のあることは勿論、紀の在位年數の如きは少しも信用することが出來ぬ。從つて年紀推定の根據としては日本武尊が天皇に先つて薨去せられたといふ事實を擧げる外はなく、此皇子が父天皇踐祚後の降誕で、御年十六にして九州に出征せられ、三十歳を以て薨去せられたことはほゞ事實と推定せらるから(第四章及第六章參照)、其後に於て崩御せられた天皇は少くとも四十餘年在位せられたものとせねばならず、寶壽も亦歷代天皇の平均壽考を降らなかつたものと推定せられるのである。

熊襲及蝦夷征討は後述の如く詳細に叙述せられて居るが、其外にも開發平定の爲に、重臣武將を派出し、必要に應じて兵力を用ひられたことがあつたとせねばならぬ。殊に西國親征中に畿內または近國に騷亂が發生するやうなことがあつては一大事であるから、後顧の患を除く手段が十分に講ぜられたことはいふまでもない。三年の紀に

春二月庚寅朔、卜下幸二于紀伊國一將上祭二祀群神祇一而不レ吉、乃車駕止之、遣二屋主忍男武雄心命一云武猪心一令レ祭、爰屋主忍男武雄心命詣之、居二于阿備柏原一而祭二祀神祇一、仍住九年、則娶二紀直遠祖菟道彥之女影媛一生二武內宿禰一

とあるが、奉幣使として下向したものが覆奏もせず、其まゝ九年も滯留し、地方豪族の女を娶つて子を生ませたといふが如きは、怠慢の甚しいものであるから、群神祭祀は口實で、眞の使命は恐らく地方鎭定にあつたのであらう。天皇が親征

せられる思召であつたが、事情が之を許さぬので、御名代として從祖父にあたる此貴人を派出せられたことは有り得べきである。前卷序說(第二頁)に述べたやうに開化朝末に於ては朝威の及ぶ所は紀之川筋だけであつたので、荒川の女君及大海宿禰の女を娶して地方豪族懷柔に努められ(第三卷二二〇頁以下)、垂仁朝には長皇子五十瓊敷入彥命を西紀(茅渟)に駐在せしめて南方の抑(オサヘ)とせられたのであるが、兩朝間に今の海草郡以南の沿岸及山地經略に着手せられた形跡もないから、近國中最も不安定な地方であつたと思はれる。文獻の徵すべきものはないが、今の有田、日高、西牟婁郡の海岸には阿波土佐方面と同じく海人族が占住して居たものゝやうで、內地にはヒナ(夷)族が割據したことはヒタカ(日高)又はイヒタカ(飯高)といふ地名が之を證明する(第二卷二二三頁)。山地は第一卷(八五、九四頁)に述べたやうにクマ族が優勢で、一括して熊野と呼ばれた。武雄心命が滯在した阿備柏原は、紀伊國續風土記によれば、今の海草郡安原村大字松原にあたり、柏原といふ

小字を存するといふことであるから（通釋）、神武紀の名草村と同地で（第一巻九五頁）、木直（國造）の本貫なるが故に、此地を根據として東方及南方の經略に從事したので、九年の長日月を要し、其間に直家の女を娶つて子を生ませたことは極めて有り得べき筋道である。此貴人の出自は明示せられて居らぬが、武內宿禰を彥太忍信命の孫とする姓氏錄の所說（阿祇奈君、坂本臣）に從へば孝元天皇の御孫にあたり、景行天皇よりも二世代の先行者であるが、其父彥太忍信は末子であるから、當時は尙壯年であつたのであらう。

紀伊行幸を取やめられた天皇が、美濃に下向あらせられ、其地の貴女八坂入媛及弟媛を娉せられたことは第一章に說述するが、其も單に娉娶の爲の行幸ではなく、木曾川筋の土豪を鎭壓する必要があつたからではあるまいか。播磨の印南別孃（稻日大郞姬）を誂（アトラ）へに臨幸せられたといふ同國風土記の說も亦、必しも虛傳ではなく、同一事情の下に、當時印南地方を領した吉備津彥系の一名族の力をかり

て、土豪を懷柔するのが主目的であつたと了解すべきである。

北道方面の備には妃水齒郎媛〔紀〕の兄なる三尾氏(刊本三の字脫)磐城別が之に任じたのであらう。此兄妹は天皇の異母兄弟石衝別命の子で、磐城(石城)別は羽咋國造に任ぜられたとあるから〔舊〕、能登方面まで進出したものとせねばならぬ(第三卷一九二頁)。此王女迎娉の爲に天皇が近江國三尾に行幸せられたか否やは不明であるが、晩年に同國志賀に幸(ミユキ)して三ヶ年に亙り高穴穗宮に駐蹕せられ、此地で崩御せられたとある所を見ると、此國に特別深い緣故を有せられたものと思はれる。右の外近畿及山陽地方には旣に皇別諸氏が根柢を固めて居り、其部衆は最も信賴するに足るべき木族及海人族が大部分を占めて居たのであるから、天皇は安んじて遠征の途に就かれたものと拜察せられるのである。

表面に現はれて居らぬ重要事項は、此遠征に海路を選ばれたといふ事と、其途次に於て讃岐伊豫の北岸を鎭撫せられたことゝである。紀には十二年八月十五日

京師發輦、翌九月五日周芳の娑磨着御とあるのみで、路次には一言も觸れて居らぬが、僅々十九日の日數を以て大和から周防に達することは、當時の交通狀態に鑑み、絶對に不可能であつたとせねばならぬのみならず、此長い道中に何等の事件も起らなかつたとは考へられぬから、其史料を缺いたが故に之を省き、後世の公定行旅日程から割り出したものと思はれる。――主計式には大和周防間の旅行日程は上り十九日、下り十日とある――さりながら上古に在つては陸行は水路よりも遙に困難とせられ（五―二六八頁）、ことに若干の輜重を伴ふ軍旅に在つては、遠路陸行は殆ど不可能であつた。其故に仲哀天皇の西征の場合と同じく、海路を取られたものとせねばならぬが、當時は可能なる限り陸岸に近く航行するを例としたから、播磨灘から周防灘に出るにも自ら南北二航路に分れた。神武天皇の東征には安藝及吉備の海岸を經由せられたことは第一卷第一章に述べた通りであるが、今次は備讃瀬戸から讃岐伊豫の北岸に沿ひ、地方住民を懷柔しつゝ溫泉郡に

達し、其地の頓宮に或期間駐蹕せられたもの丶やうである。伊豫風土記にも溫泉行幸を傳へて居るが、八坂入姫皇后御同伴とあるのは信じられぬことで、此征旅に后妃を帶同せられた形跡はない。天皇は其より中島、二神島、屋代島を辿つて周防の海岸に渡られた。其は諸妃中に五十河媛及阿倍氏木事之女高田媛といふ女性のあることによつても推定せられ、前者が讃岐國多度郡の女君、後者が伊豫國風早郡の土豪の女なることは第八章に論ずる通りである。思ふに吉備及安藝方面は崇神朝四道將軍派出以來皇化が普及し、住民が心服して居たから、後顧の患なしとせられたが、四國北岸の諸豪族は、敢て反抗的態度を示さぬとしても、完全に朝廷の治下に屬するに至らなかつたので、聯絡を遮斷せられる危險も有り得るとして、沿道の鎭定を先にせられたのであらう。從つて若干の歲月を此方面に過された筈であるが、御事蹟が口碑に傳はらなかつたことを遺憾とすべきである。

紀記の所傳に從へば、此天皇の御代は征戰に終始したかのやうに見えるが、前二朝の國策を繼承して、內政の整備就中富源開發にも努力せられたことは勿論で、記には次の如き形式を以て之を表示して居る。

此の御世に田部を定め、又東之淡水門を定め、又膳之大伴部を定め、又倭の屯家を定めたまひき。又坂手の池を作り、卽ち其堤に竹を植ゑしめ給ひき。

田部は耕作に從事する民部の意であるが、此は皇室の直隷部を意味するから、ミタベと稱ふべきで、名稱は此朝に定められたとしても、其實質は勿論以前から存したものであらねばならぬ。御田部が收穫した穀物を貯藏する倉庫をミヤケと稱することは前巻(第二六五頁)に述べた通りで、前朝に於ても旣に來目邑に設置せられたのであるが、此御代に至り大御縣なるヤマト(第一巻二六七頁)にも增置せられたのである。さりながら獨り大和國內には限らず、皇室の直隷地のある所には、田部と屯倉とを必要としたのであるから、紀には五十七年の條下に次の如く記述

して居るのである。

秋九月造ニ坂手池一、卽竹蒔ニ其堤上一、冬十月令三諸國興ニ田部屯倉一

坂手池は殘存せぬが、今の磯城郡川東村大字坂手に其名を留めて居る。前二朝に築造せられた諸池（第三卷二五三頁以下）と同じく、米田開墾の爲なることは勿論であるが、此處は溪水を湛へるやうな地形ではないから、或は一大湧泉が存したのかも知れぬ。サカテといふ地名によるも、小高い地點であつたと想像せられ、配水に便なりとして坡塘を設けて蓄水したものと思はれる。其堤に竹を植ゑしめたのは、之を鞏固にする爲で、今も近畿地方の河岸等に於て屢々目撃する所であるが、此池を以て嚆矢とするといふ口碑が存したのであらう。

記に見える東之淡水門（ヒガシノアハノミナト）及膳之大伴部の制定は、田部、屯倉、池塘とは全然性質を異にし、前者は航路指定を意味し、後者は部隊の新設をいふのであるが、其名のみ傳はつて實質は夙に消滅したので、之に附會した一傳說が發生したことは第七

章に於て論述する通りである。此外に日本武尊を紀念する爲に定められたとある武部〔紀〕も、其王男子の一柱（舊事紀によれば四柱）を其君長の祖とすとあり、其後裔の專有民部であるかのやうに說かれて居るが、出雲風土記によれば神門臣古(フル)根(ネ)を健部臣とせられたとあり、近江の犬上、尾張の丹羽の建部の外にも、美濃、美作、備前、備中、肥後、能登等に建部（武部、竹部）といふ地名がある所を見ると、之を口實として朝廷直隸の衞戍部隊を諸國に配置せられたのであらう。

第一章　娉娶及皇胤

諸后妃——稻日大郎姫——弟姫と八坂入姫——美濃國造の二女——皇子女

景行天皇の后妃として紀記に其名のあらはれて居るのは、左記の女性である。——紀記書法を異にするものは連擧する。

播磨稻日大郎姫 一云稻日稚郎姫（紀）——伊那毘能大郎女（記）——印南別孃（播風）

伊那毘能若郎女（記）

八坂入媛（紀）——八坂之入日賣命 八尺入日子命之女（記）

弟媛 八坂入彦皇子之女（紀）

水齒郎媛 三尾氏磐城別之妹（紀）

五十河媛（紀）

高田媛　阿部氏木事之女（紀）

日向髮長大田根（紀）

襲武媛（紀）

御刀媛（紀）——日向之美波迦斯毘賣（記）

訶具漏比賣　倭建命之玄孫（記）

訶具漏比賣といふ妃が實在者であつたとしても、之を倭建命の玄孫としたのは誤傳で、之を除いては悉く政略結婚であつたと思はれることは序說に略述した通りであるが、殊に稻日大郞姬及八坂入彥皇子の二女娉娶については、以下に記載するやうな傳說がある。五十河媛以下御刀媛は西國親征の路次に召された地方豪族の女であるから、便宜上次章及第八章に掲げ、こゝには先づ爾餘の后妃について說述する。

イナビの大イラツメは記によれば吉備臣等之祖若建吉備津日子之女とあるが、若建吉備津日子（稚武彦）は孝靈天皇の御子で、景行天皇よりも五代前の人であるから、縱ひ其晩年の生誕としても、此天皇の后妃として適齡の女子があつたとは考へられず、稚武彦が播磨の稻日（印南）に占居した形跡もないから、こゝに女とあるのは女孫卽ち後裔の女子といふほどの意で、恐らくは崇神朝に武將として活躍した吉備津彦（第三卷第六、第七章）、若くは其子の一人が、印南在住の豪族（出雲系と推定せられる）の女を娶り、之に生ませた子であらう。――此吉備津彦が屢々稚武彦と混同せられたことは第二卷（一六六頁）に述べた通りである――播磨風土記には印南別嬢とし、成務朝に國堺制定のため播磨に派遣せられた丸部臣等の始祖比古汝弟（ヒコナト）といふものが、吉備比古兄妹の迎接を受け、吉備比賣を娶つて生ませた子で、端正當時に秀でたから、景行天皇に娶されたといふ一說をあげて居るけれども、諒闇の後をうけて卽位せられた成務天皇の御代に生まれた女性が、前朝

に奉仕したといふのは甚しい時代錯誤で論ずるに足らぬ。恐らくは他に同名の貴女があつたので混同したのであらうが、別嬢が吉備氏族の女であつたことの旁證とするに足る。

別嬢は勿論ワケのイラツメの假字で、ワケを名號としたのは、明徴はないけれども其家門が印南之別と稱したからであらう。されば氏族内に於てはわざわざワケ（別）と呼ぶことを必要とせず、美稱大を冠して大イラツメというたので、大和傳說は之に從ひ、別稱のワケ（別）をワカ（稚）の意と誤解して、紀には大郎姫一云稚郎姫とし、記は上揭のやうに大郎女と若郎女との二柱にわけて、各所生の皇子をあげて居るのであるが、大と稚とを對立して用ひる場合には長幼の區別稱となり、一人にして兩者を兼ねることは有り得ず、又播磨風土記によるも、別嬢に妹があつたと推定することは困難であるから、兩者いづれも誤傳とせねばならぬ。

紀には二年春三月丙寅朔戊辰立二播磨稻日大郎姫一爲二皇后一とあるのみで、娉娶

の經緯には言及して居らぬが、播磨風土記には次の如き記事がある。

大帶日子命誂印南別孃之時、御佩刀之八咫劒之上結爾八咫勾、下結爾麻布都鏡繫、賀毛郡山直等始祖息長命一名伊志治爲媒而、誂下行之時、到攝津國高瀨之濟請欲度此河度子紀伊國人小玉申曰、我爲天皇贄人否、爾時勅曰、朕公雖然猶度、度子對曰、遂欲度者、宜賜度賃於是卽取爲道行儲之葉縵投入舟中則縵光明炳然滿舟、度子得賃乃度之、故云朕公濟、遂到赤石郡廝御井供進御食、故曰廝御井、爾時印南別孃聞而驚畏之、卽遁度於南毗都麻嶋於是天皇乃到賀古松原而覓訪之、於是白犬向海長吠、天皇問云、是誰犬乎、須受武良首對曰、是別孃所養之犬也、天皇勅云、好告哉、故號告首、乃天皇知在於此少嶋、卽欲度、到阿閇津、供進御食、故號阿閇村、又捕江魚爲御坏物、故號御坏江、又乘舟之處、以楉作榭、故號榭津。遂度相遇、勅云、此嶋隱愛妻、仍號南毗都麻、於是御舟與別孃舟同編合而倒、挾抄

伊志治爾、名號二大中伊志治一、還到二印南六繼村一、始成二密事一、故曰二六繼村一、勅云、此處浪響鳥聲甚譁、南遷二於高宮一、故曰二高宮村一、是時造二酒殿一之處、卽號二酒屋村一、造二贄殿一之處、卽號二贄田村一、造レ宮之處卽號二館（ヤカタ）村一、又遷二於城宮田村一、仍始成レ婚也

文中註釋を要するものも少くはなく、人名地名等についても說があるが、其は聊か旁題に亙る嫌があり、大意はほゞ明瞭であるから、衍誤亂脫を訂正し、旁訓を施すだけに止めた。——小著「播磨風土記物語」に簡略に說明してある——此傳說によれば別嬢は都に召上げられたのではなく、大帶日子命が御自身來娉せられたといふので、文中屢ゝ天皇といふ字が見えるが、其は後日の尊號を遡つて用ひたものとも了解せられ、此風土記には押磐皇子を市邊天皇命とし、稚郎子を宇治天皇とした例もあるから、之を證として踐祚後の行幸なりと斷定することは出來ぬ。紀には其立后を二年の條下に掲げて居るが、必しも此年の娉娶を意味するの

ではないから、或は卽位前のことであつたかも知れぬ。風土記は所生皇子に言及せず、別孃は此國に於て薨去せられたものとして、賀古郡日岡に葬られたとあるけれども、其御墓には匣と褶とのみを收めたと傳へて居る所を見ると、成婚後大和に迎へられたことも有り得べきである。紀には五十二年薨去とあり、天皇に先立たれたといふ風土記の所說と一致するが、其年紀は信用が出來ぬのみならず、後記の如く八坂入媛の立后をいはんが爲に、特に挿入せられた追記と思はれるのである。

八坂入彥の王女弟媛の娉娶についても、右に類した逸話が書紀に傳へられて居る。卽ち

四年春二月甲寅朔甲子、天皇幸二美濃一、左右奏言之、玆國有二佳人一、曰二弟媛一、容姿端正、八坂入彥皇子之女也、天皇欲レ得爲レ妃、幸二弟媛之家一、弟媛聞レ乘二輿車駕一、

則隱二竹林一、於レ是天皇權ハカリレ令二弟媛至一而居二于泳クク宮リ一、鯉魚浮レ池、朝夕臨視而戲遊、時弟媛欲レ見二其鯉魚遊一而密來臨レ池、天皇則留而通レ之、爰弟媛以爲、夫婦之道、古今達則也、然於レ吾而不レ便、則請二天皇一曰、妾性不レ欲二交接之道一、今不レ勝二皇命之威一、暫納二帷幕之中一、然意所レ不レ快、亦形姿穢陋、久之不レ堪レ陪二於掖庭一、唯有二妾姉一、名曰二八坂入媛一、容姿麗美、志亦貞潔、宜レ納二後宮一、天皇聽之、仍喚二八坂入媛一爲レ妃

此一節は或處女が娉娶を避けて遁匿したのを巧に誘ひよせて成婚したといふ民譚を、弟媛に託して叙述したものゝやうで、遁避の理由を生理的缺陥によると説明したのであるが、上記別嬢の南毗都麻潜伏と趣を同うするから、或は上代の結婚習俗の一形式であつたのではあるまいか。琉球の東岸久高嶋に於ては今も此古俗を存し、新婦は祝言の席から脱ヌけ出して叢林中に遁避し、發見に至るまでの時日の長さを以て誇とするといふことである〔海南小記〕。其は太古の奪掠結婚の遺習

と解釋することも出來るが、古傳説にあらはれた妻覓（ツママギ）には一も奪掠の形跡が存せぬから、ヤマト民族以外の風習の名殘とするか、若くは處女の羞澁を誇張する爲に生じた一樣式と見ねばなるまい。

紀の所傳の如くば弟媛は久しからずして退身したとあり、記にも此妃の名が見えぬから、或は架空の人物で、天皇が迎娉せられたのは本初から八坂入媛であつたのではあるまいか。此貴女の御父八坂入彥命は、前卷（第三九頁）に述べたやうに、崇神天皇の皇子で、御母は尾張の大海媛であるが、大和には居住せず、美濃の八坂といふ地に入彥となられたから、其女をも八坂入媛と稱したのであらう。此國の西部地方及尾張國は前朝來朝廷の治下に屬し、要地には皇別を配置せられたのであるが、山地及木曾谿谷は尚未だ皇化に浴しなかつたので、鎭撫平定の爲に巡狩中、此貴女を娶されたことは極めて有り得べく、皇子女を數多く生まれた所を見ると、其後大和へ召し寄せられたものと思はれる。上記の如く紀には五十

二年に皇后に册立せられたとあるが、第一卷序說(第一四頁以下)に述べたやうに、此時代には尙未だ皇后といふ特別の位置は設けられて居なかつた。然るに紀は次代の天皇の御生母を皇后と尊書することを例としたから、本來ならば此妃を以て終始之に擬すべきであつたが、仲哀天皇の御祖母にあたる稻日大郎姬を無視することが出來ぬので、皇后に自然の交迭があつたかのやう取繕うたのであらう。

美濃行幸中に國造神骨(第二卷一八九頁)の二女をも娶される思召であつたが、故あつて取止められたといふ一說があり、紀には之を次の如く叙して居る。

是月天皇聞ニ美濃國造名神骨之女、兄名兄遠子(エトホツコ)、弟名弟遠子(オトトホツコ)並有ニ國色一、則遣ニ大碓命一使レ察ニ其婦女之容姿一、時大碓命、便密通而不ニ復命一、由レ是恨ニ大碓命一、冬十一月庚辰朔、乘輿自ニ美濃一還、則更都ニ於纏向一、是謂ニ日代宮一

此一節と前段の記事との間に、八坂入媛以下の后妃の所生を列擧して居るけれ

ども、是月とあるのは間接に上掲八坂の二王女娉娶を承けたものゝやうで、其と同月といふ意であらう。さりながら大碓命は後記の如く稻日大郎姫の所生皇子であるから、此時すでに成人して居られたとは考へらず、――紀の年紀によれば景行天皇は八十三歳で踐祚せられたことになるから、其十二三年以前に稻日大郎姫を娶されたと假定すると、此當時旣に成人の皇子であつたことも有り得べきであるが、序說に述べたやうに此年紀は信用が出來ぬのみならず、小碓(倭建)命とも餘りに懸絕する――誤傳が存したものとせねばならぬが、大碓命と美濃國造の女との婚嫁は、左記の如く古事記にも叙述せられ、其後裔の氏姓も傳へられて居るから事實であつたとすべきで、恐らくは後日の事件を美濃行幸の機緣によつて、紀の編者が此年に附會したのであらう。

　是に天皇、三野國造之祖、神大根王の女、名は兄比賣、弟比賣二孃子(フタヲトメ)、其(シ)が容姿(カホ)麗美(ヨシ)と聞こし看して、其御子大碓命を遣はして喚上(メサゲ)たまふ。故その遣はさえ

し大碓命勿召上而、即ち己みづから其二孃子に婚ひて、更に他女人を求ぎて、其孃女と詐り名づけて貢上りき。是に天皇其を他女と知ろしめして、恆に經長眼、亦婚さずて惱ましめたまひき。故その大碓命、兄比賣を娶して生みし子、押黑之兄日子王此は三野の宇泥須和氣の祖、亦弟比賣を娶して生みし子、押黑弟日子王此は牟宜都君等が祖なり

神大根は神骨と同一王子をいひ、開化天皇の巻には三野國之本巣國造の祖とあり、垂仁天皇と同世代の人であるから、其二女を娉せられる大御心があつたといふのは怪しむに足らぬことであるが、視察の爲〔紀〕若くは娉禮使として〔記〕殊更に皇子大碓命を遣はされたとは常識からは考へられぬことで、他に其やうな例も見えぬから、或は父天皇の叡慮に悖り、若くは勅命を矯めて此二女を娶られたことを語り僻めたのではあるまいか。さればこそさしたる咎もなく、兩女の所生は皇別として美濃國に榮えたのである（第八章參照）。

兄比賣弟比賣が姉妹二貴女を意味することは、第三卷(四二頁)にも述べた通りで、之を兄遠子及弟遠子と稱したとすれば、遠子はトホツコと訓み、母なる女人が美濃國本巣郡遠市郷(和)に住したので、其地名を負うたのであらう。又天皇が此二女を召されたといふのが眞實でないとすれば、他の女人を王女と詐稱して貢上したとある記の所傳は後日の附説とせずばなるまい。此一節に與へた記傳の訓には同意しかねる點が少くはないが、之が論議は本書の目的ではなく、且漢字によるも文意は明白であるから、旁訓を以て之を示すに止めた。但し經二長眼一は愁視して月日を過すといふ意であらうが、古言とは思はれぬ。

紀には美濃から還幸後、始めて纏向の日代宮に都せられたかのやうに說かれて居るけれども、頗る疑とすべきで、纏向は父天皇の皇居の地であるから(第三卷二八頁)、踐祚前の宮殿も此處に存し、歷代の例により是を其まゝ朝廷にあてられたものと思はれる。日代は雄略朝の三重の釆女の歌に比志呂乃美夜とある所を見る

と、ヒシロと稱へられたのであらうが、原語はヒシリ（日知）で、天津日嗣を知らすといふことを意味し、珠城宮と區別する爲の美稱である。舊都趾要覽によれば纏向村大字卷之內にヒジリといふ舊字があるといふことであるが（通釋による）、若し其地點が舊趾であるとすれば、日代宮から名を負うたのであらう。――大和志には古蹟在二穴師村北一とあつて一致せぬ。

右の外西征の前後に於て娶されたと思はれる妃嬪には上揭の如く水齒郞女（紀）と訶具漏比賣（記）とがあるが、序說に述べた以上の資料は見あたらず、ミヅハは瑞齒卽ち明眸皓齒、カグロは髮黑卽ち綠髮委佗たることによつて名を負はせたと了解せられるのである。

后妃に關する上記の傳承が一致せぬと同樣に、皇子女についても紀記所說を異にすることは左に表示する通りである。――兩傳一致するものは紀の用字を蹈襲

する。

櫛角別王（記）。　母伊那毘能大郎女

大碓皇子。　母稲日大郎姫

小碓尊。　母同

倭根子命（記）。　母伊那毘能大郎女

神櫛王（記）。　母同――紀には後記の如く五十河媛の出とある

稚足彦天皇。　母八坂入媛

五百城入彦皇子。　母同

忍之別皇子。　母同

稚倭根子皇子（紀）。　母同――稲日大郎姫（紀一云）

大酢別皇子（紀）。　母

渟熨斗皇女（紀）。　母同――沼代郎女（記）。母一妾

渟名城皇女。　母同（紀）——一妾（記）

五百城入姫皇女。　母同

麛依姫皇女。　母同（紀）——一妾（記）

五十狹城彥皇子（紀）。　母同

吉備兄彥皇子。　母同（紀）——一妾（記）

高城入姫皇女（紀）。　母同——高木比賣命（記）。　母一妾

弟姫皇女。　母同（紀）——一妾（記）

五百野皇女（紀）。　母水齒郎媛

眞若王（記）。　母伊那毘能若郎女

日子人之大兄王（記）。　母同

大枝王（記）。　母訶具漏比賣

若木之入日子王（記）。　母一妾

右の外西國親征中に娶されたものと推定せられる女性の所生としては左記の皇子をあげ得る。

神櫛皇子（紀）。　母五十河媛――記には上記の如く伊那毘能大郎女の出とある

稲背入彦皇子（紀）。　母同

武國凝別皇子（紀）。　母阿倍氏木事之女高田媛

日向襲津彦皇子（紀）。　母日向髪長大田根

國乳（オモ）別皇子（紀）。　母襲武媛

國背別皇子（紀）。　母同

豐戸別皇子。　母同（紀）――一妾（記）

豐國別皇子。　母御刀（美波迦斯）媛

以上は皇子女の一部分に過ぎず、其總數は約八十柱と稱せられる。之に關し紀記及舊事紀は次の如く說いて居る。

〔紀〕　夫天皇之男女、前後幷八十子、然除㆓日本武尊、稚足彦天皇、五百城入彦皇子㆒之外、七十餘子、皆封㆓國郡㆒、各如㆓其國㆒、故當㆓今時㆒謂㆓諸國之別㆒者、卽其別王之苗裔焉

〔記〕　凡此大帶日子天皇之御子等、所㆑錄廿一王、不㆑入㆑記五十九王、幷八十王之中、若帶日子命與㆓倭建命㆒、亦五百木之入日子命、此三王負㆓太子之名㆒、自㆑其餘七十七王者、悉別㆓賜國國之國造、亦和氣及稻置、縣主㆒也、

〔舊〕　夫天皇所㆑生男女總八十一皇子之中、男五十五、女二十六、就㆓中際㆒留㆓六皇子㆒男五、女一以外皆封㆓州縣㆒矣

舊事本紀は右により男皇子五十五柱の名を列擧して居るが、其中には重出又は疑問のものもあり、母氏を示して居らぬ爲に考證の道がないから、西國の女性を母とする八皇子と共に、第八章に於て封地によつて攷究することゝし、本章には爾餘の皇子女のみについて管見を略述する。

櫛角別王〔記〕。序列に從へば、大碓、小碓皇子の御兄で、最年長皇子であらねばならぬのに、何等活躍の形跡もなく、茨田下連の祖としてのみ其名が殘つて居ることは不可解であるから、或は一妾の出で、母氏の門地が低い爲に顯はれなかつたのではあるまいか。別王とあるから、クシツヌは地名かとも思はれるが其所在を詳にせぬ。茨田下連は姓氏錄にも見えず、舊事紀には茨田連と改めてあるが、他に神八井耳系にも同姓があるので（第二卷一四六頁）、之と區別する爲に下ノ連と稱へたのかも知れぬ。

大碓皇子（命）。紀によれば一日同レ胞而雙生、天皇異レ之則誥ニ於碓一、故因號ニ其二王一曰ニ大碓、小碓一也とあるが、恐らくは附會で、兩皇子共にウスを以て名とせられたが故に、此やうな傳說を生じたのであらう。上代の竪臼は、今も僻陬の地に於て見るやうに、中央がくびれて小鼓狀、即ちの如き形をして居たので、雙胎を聯想したのであらうが、こゝの碓は借字で、ウスは大ウ

栖即ち大邸宅をいひ、後世の御曹子、ムスコ(御栖子の轉訛)と同意を以て、ウスのミコと呼びまゐらせ、長幼を區別する爲に大小(オホチ)を冠したものと思はれる。されぱこそ記は雙胎説を取らなかつたのである。此皇子については上述のやうな逸話が傳はり(第二八頁以下)、美濃國に其後裔を留められたとある外に、記によれば守君、大田君、島田君の祖とせられて居る。此三氏も亦濃尾地方の地名を負うたものゝやうであるが、其考證は第八章に讓る。御弟小碓命の爲に引裂かれて殺されたといふ説〔記〕の信ずべからざることは第四章に論ずる通りである。

小碓尊(命)。　日本武尊の御事であるが、別に一章を設けて説述する。

倭根子命〔記〕。　後記の稚倭根子皇子を紀の一傳に稲日大郎姫の第三子とした所を見ると、稚といふ語の有無の相違はあるが、同一皇子を二樣に傳へたのであらう。御兄ヤマト武尊に對し、御弟を稚。ヤマト根子と稱へ、略してヤマ

ト根子としたことは有り得べきである(第二巻六一頁參照)。

稚足彥天皇(紀)——若帶日子命(記)。　成務天皇の御名で、稚を冠したのは父天皇の大足彥と區別する爲である。御兄日本武尊の夭折の結果、天津日嗣を繼承せられたものゝやうで、御幼時から此尊號を有せられた筈はないから、或は次の稚倭根子皇子(又は倭根子命)が其前稱號であつたのかも知れぬ。若し然りとすれば其皇子を稻日大郎姫の所生とする紀の一傳及記の所說は誤とすべきで、八坂入媛の御子であらねばならぬ。

五百城入彥皇子(紀)——五百木之入日子命(記)。　イホキはイフキ部工人(三—二一〇頁)の占住によつて名を負うた鄕邑で、仁德紀に伊勢の廬杵河とあるのは東鑑の家城莊、卽ち今の壹志郡家城村を流れる川(雲出川の上流)をいふもののやうであるから、此地方の舊稱はイホキであつたと思はれるが、此皇子は大統繼承候補として皇室に留められ、——記に負二太子之名一と表現したのも

此意味である——御妹も亦五百城入姫皇女といふとある所を見ると、大和國宇陀郡伊福郷〔和〕の入彦(姫)となられたか、若くは後日尾張國海部郡伊福郷〔和〕即ち今の七寶村大字伊福地方に分封せられ、此稱號を以て呼ばれるやうになつたのを遡つて用ひたのであらう。其妃は尾張の建稻種命の女尾綱眞若刀俾で〔舊〕、其子品陀眞若王も尾張連の祖建伊那陀宿禰の女を娶つて、高木之入日賣以下三女(應神天皇の后妃)を設けたとあるから〔記〕、此皇子が尾張に由緣を有せられたのは疑のないことのやうである。

忍之別皇子〔紀〕——押別命〔記〕。オシといふ地の別王の謂であるが、恐らくは次の大酢別と同一皇子を二樣に言ひ傳へたのであらう。

稚倭根子皇子〔紀〕。稚足彦天皇の御前名で、上揭倭根子命も其一異傳と思はれることは、各其項下に述べた通りである。

大酢別皇子〔紀〕。オホスは尾張國中嶋郡の一邑の舊名で、今も美濃國羽島郡

小藪村の大字に其名を留めて居る。モトス（本巣）、ウネス（宇泥須）の如く、此地方にはス（栖）を號とする邑落が多かつたものゝやうである。母氏族の緣により別王として此地に封ぜられたことは極めて有り得べきで、上掲忍之別皇子（押別命）は之を訛傳したのであらう。

渟尉斗皇女（紀）――沼代郎女（記）。ヌ（沼）が大和國磯城郡の一舊地名と推定せられることは既に屢々述べた通りで（第三卷四九頁）、此皇女も亦次の渟名城皇女と共に之を名に負はれたものとすべく、ヌノシは沼之下、ヌシロは沼尻の意で、同じ地點を指稱するものゝやうであるから、同一皇女の名を二樣に傳へたものと了解すべきである。入姫とせられて居らぬ所を見ると、當然ヌ（沼）を名乘る資格を有せられたものとせねばならぬから、八坂入媛の所生とは考へられず、記に一妾の出とあるのが正傳で、恐らくは此地の名族の女を娶して、此皇女と次の渟名城皇女とを設けられたのであらう。

渟名城皇女〔紀〕——沼名木郎女〔記〕。　ヌナキは孝昭天皇の妃渟名城津媛（第二巻八七頁）、崇神皇女渟名城（沼名木）入姫命（第三巻四〇頁）の名號にも用ひられ、沼之城の意であるから、右の渟尉斗皇女（沼代郎女）と同腹と思はれる。

五百城入姫皇女〔紀〕——五百木之入日賣命〔記〕。　御兒五百城入彦皇子と同じく、イフキ（伊福）といふ地に入籍せられたものと思はれることは上述の通りである。

麛（カゴ）依姫皇女〔紀〕——香余理比賣命〔記〕。　カゴはカガの轉呼で、明耀を意味する美稱であるから、或神の依姫となられたにより（一一七七頁）此名を負はせたものと思はれる。八坂入媛の所生としては、齋女になられた所由を說明することが困難であり、其本貫なる美濃の八坂に下向し、其地の社に奉仕せられたとも考へられぬから、記の所傳の如く一妾の出とすべきであらう。臆測に過ぎぬが、或は和邇の大忌氏（第二巻一五四頁）の女を母とし、春日の大神の

祭祀に任じたのではあるまいか。

五十狹城彦皇子〔紀〕――五十狹城入彦命〔舊〕。　記には此皇子の名が見えぬが、舊事本紀に三河長谷部直祖と分注せられて居る所を見ると、參河國碧海郡谷(ハセ)部(べ)鄕〔和〕に占住したサキ氏(イは接頭語)の入彦であつたかも知れぬ。――紀〔刊本〕には入の字がないが、釋紀の帝皇系圖にも入彦とあるから、之を脱したか、若くは豐城入彦命を豐城命ともいふが如く、之を略したのであらう――サキは大和にもある地名で(第三卷二五七頁)、本來キ(木)族の一氏名である。

吉備兄彦皇子〔紀〕――吉備之兄日子王〔記〕。　吉備の一地に分封せられたのであらうが、其任地及緣故を詳にせぬ。紀には八坂入媛の所生とあるが、若し一妾の出とする記の所傳を正しとすれば、或は生母は吉備氏であつたかも知れぬ。

高城入姫皇女〔紀〕――高木比賣命〔記〕。　タカキは高處(タカキ)の意を以て普通名詞と

しても用ひられるが、此高城は顯宗紀に「大和邊に見がほしものは」と詠まれた忍海のタカキであらう。紀に入姫とあるに從へば、八坂入媛の所生で、此邑に附籍せられたものとすべく、一妾の出とある記の所傳を正しとすれば、高木氏の女が生んだ皇女で、母氏につかれたものと思はれる。

弟姫皇女（紀）――弟比賣命（記）。　序列の如くば右の高城入姫（高木比賣）の妹皇女であらう。

五百野皇女（紀）。　記には此皇女を擧げて居らぬが、二十年の紀によれば遣二五百野皇女一令レ祭二天照大神一とあり、過信することの出來ぬ書であるけれども、倭姫世記にも五百野皇女久須姫命が倭姫命の任務を繼承せられたとあるから、架空人物とは思はれぬ。但し倭姫命は四十年の紀によれば其頃まで在任せられたやうであるが（第一七〇頁）、紀の年紀は第一卷序說以降屢〻述べたやうに、後日の作爲と認むべきものであるから、事實が前後して記載せられ

たことも有り得る。五百野は伊勢國安濃郡の御厨所在地で（今高宮村大字五百野）、本初此皇女の釆邑であつたが故に其名を負はれたのであらうが、姫といふ語の添へられて居らぬ所を見ると、冠稱的に用ひられたものとすべく、本名號は世記の說のやうに久須（靈奇）姫であつたかも知れぬ。

眞若王〔記〕。若君の意であるが、其生母と稱する伊那毘能若郎女の實在に疑のあることは上記の通りであるから（第二三頁）、何が故に此呼稱を用ひたかを明にし得ぬ。舊事本紀に眞稚彥命とあるのは此皇子の謂であらうが、後裔が示されて居らぬから考證の道がない。

日子人之大兄王〔記〕。同じく伊那毘能若郎女の所生とあるが、若郎女は上記の如く架空人物であるから、此名の皇子が實在したものとすれば其生母は別に存したのであらう。仲哀紀によれば、妃大中姫は天皇の御叔父彥人大兄の女とあり、記には後掲のやうに此妃の父を大江王として居る所を見ると、次

の大枝王と同一皇子を二樣に傳へたのであるかも知れぬ。大枝(江)は借字で大兄の意なることといふまでもなく、日子人は彦と崇められる人、即ち貴人の謂に過ぎぬから、其有無は問題でない。舊事本紀にあげた息長彦人大兄水城命も恐らくは同人で、息長は母氏の稱號、水城は瑞子(ミヅキ)の意を以て添加したのであらう。同書には奄智白幣造祖(アムチノシラニギテ)と分注してあるが、姓氏錄によれば茨田勝も此皇子(息長彦人大兄磯城命)の後とあるから、奄智も亦神名帳に河內國高安郡恩智神社とある地(今の中河內郡南高安村大字恩知)をいひ、――アムチ、オムチは相通する――此方面に緣故があつたものと思はれる。

大枝王(記)。　母妃訶具漏比賣を倭建命の玄孫とすることの妄誕なるは序說に述べた通りであるが、同名の女性(恐らくは息長氏)の所生に大枝(江)王とも彦人大兄皇子(日子人之大兄王)とも稱する皇子があつたのであらう。後段には其後胤を次の如く序して居る。

大江王 ┐―大名方王
庶妹銀王 ┘―大中津比賣命（仲哀天皇妃）―┬香坂王
　　　　　　　　　　　　　　　　　　└忍熊王

舊事紀にあげた兄彦命は此皇子と類名であるが、其は大碓命の兒押黒之兄日子王と、豐國で降誕せられたと思はれる一皇子とを一つに倂せたものであるから、全然無關係である（第八章參照）。

若木之入日子王（記）。同じく一妾の所生とあるが、垂仁天皇にも同名の皇子があるから（第三卷四九頁）、或は上記五十狹城入彦の訛傳ではあるまいか。若し然りとすれば八坂入媛の子である。

上記の如く考察すると、二十二柱中五柱は重複で、所出の確實なのは、稻日大郎姫の二柱（大碓皇子、小碓尊）、八坂入媛の五柱（稚足彦天皇、五百城入彦、五百城入姫、大酢又は忍之別、五十狹城入彦）、水齒郎媛の一柱（五百野皇女）のみであるから、他の九柱の生母は逸名又は疑問とせねばならぬが、尚一二推定可能のもの

があることは上述の通りである。之を要するに紀記所傳以外に尚多くの妃嬪の存したことは疑なく、皇女の數も舊事紀に二十六柱とあるのが必しも精確でないとしても、上掲以外に名を逸したものが少くはなかつた筈で、右の大江(大枝)王の配銀王を庶妹としたことが誤傳でないとすれば、其中の一柱とせねばなるまい。

第二章　熊襲親征

前記――先鋒部隊の行動――豐後平定――梟帥服誅――日向方面廓淸

景行朝の東伐西征が、歷朝の皇謨を遵奉する豫定計畫であつたことは、序說に述べた通りであるが、紀は西征の動機を熊襲の叛亂にありとし、記は小碓命の粗暴を懲す目的を以て、熊曾建誅戮の任務を課せられたかのやうに說いて居る（第四章參照）。加之征戰に關しても兩書は全然所傳を異にし、之を併說することは不可能であるから、本章及次章に於ては先づ紀の所傳のみについて論究を試みる。同書には次の如く說き記して居る。

十二年秋七月、熊襲反之不㆓朝貢㆒、八月乙未朔己酉、幸㆓筑紫㆒、九月甲子朔戊辰、

到㆓周芳娑麽㆒

反といひ不朝貢といへば、一旦歸伏したものが離背し、或は從來入貢したものが之を怠つたかのやうに聞えるが、前朝までに九州に手を入れられた形跡はなく、——肥前及肥後風土記に見える崇神朝の記事の信ずるに足らぬことは前卷(第二八五頁以下)に述べた通りである——周防及長門の豪族は勿論、九州北岸の住民も、前朝の經略後朝威を畏みて、既に恭順の意を表し、或は款を通じて居たのであらうが、內地の大部分は尙獨立不羈の狀態にあつたことは以下の記事によつても明であるから、此等の語句は文飾と見なすべきである。彼等が但馬出雲のやうに小國家を形成し、之を統轄する君長を戴いて居たとすれば、先づ家寶徵發等の形式を以て勸降使を差遣せられた筈であるが、後記の如く此地方には個々獨立の小集團が割據して居たので、一擧にして之を掃蕩する必要ありとして大擧を進められたのであらう。

娑磨は娑婆とも書き(推古紀)、族名及國名のスハ(周芳、周防)から轉化した稱呼

で、此地方の要津であつたことは疑なく、和名抄の佐波(波音馬)郡佐波郷にあたり、今も防府町(三田尻)大字東西佐波令に其名を留めて居る。大和から此地に達するに、八月乙未朔己酉(十五日)より九月甲子朔戊辰(五日)まで、十九日を要したに過ぎなかつたとあるのは信じられず、途中讃岐及伊豫に逗留せられた形跡のあることは、既に序說にも述べ、且第八章に於て補說する通りであるが、傳說には明示せられて居らぬ。

部隊の編制及兵力の多寡についても何等傳ふる所はなく、紀によれば群卿が供奉したとあつて、二三の名があらはれ、風土記及國造本紀には征服後此地方に殘留して鎭撫に任じたと思はれる若干の人名が擧げられて居る。此等の卿將の事蹟は多くは其後裔によつて傳へられたのであるから、其名も亦晚年のもの若くは追謚を用ひ、必しも征戰當時の稱號ではなかつたやうである。其は中臣鎌子が一般には藤原鎌足として知られて居るのと趣を同うするもので、口碑は勿論、記錄に

あつても最終の名號を用ひるのが普通であるから、例へば陪從の一人國前臣祖菟名手は、其當時國前臣の祖と名乘つて居なかつたことは言ふまでもなく、ウナテといふ名も亦ウナ主(チ)の意で、後日豐後國速見郡ウナ(頸)といふ地に住したが故に與へられたものと推定せられるのである(第二卷一七〇頁)。

抗命の諸酋長の名についても同様の考察を必要とする。當時の人が呼稱したのは彼等が用ひた公稱で、其外に幼名乃至本名が存したとしても、世に知られて居た筈がないから、尊號若くは敬號であつたことは言ふまでもない。然るに彼等は皇軍に反抗した逆賊なるが故に、兄磯城彥を單に兄磯城と略稱したと同様に(第一卷一八二頁)、彥(姫)、命の如き敬稱を省いたのみならず、ウカシに猾の字を充當した例により(第一卷一四二頁)、記錄に際し成るべく感じのよくない假字を選んだものゝやうである。其故に耳垂、鼻垂、麻剝、打猨の如く輕蔑を催すもの、若くは靑、白の如く犬馬を聯想せしめるやうなものがあるのであるが、縱ひ文化が低級であ

つたとしても、一集團乃至一地方の君長が好んで不祥な名を用ひた筈がないから、一種の筆誅と見ざるを得ぬ。されば吾人は漢字から受ける惡印象を離れて、語音によつて推攷を加へねばならぬが、當時の九州方言は必しもヤマト語の轉訛ではなかつたから、其意義を明にし得ぬ場合もあるのである。

天皇は大蠢を娑磨に駐められ、先づ部將三人を派遣して豐前方面の賊衆を討伐せしめられた。之に關する紀の記事は次の通りである。

時天皇南望之詔二群卿一曰、於二南方一烟氣多起、必賊將レ在、則留之、先遣二多臣祖武諸木、國前臣祖菟名手、物部君祖夏花一令レ察二其狀一、爰有二女人一、曰二神夏磯(ナツシ)媛一、其徒衆甚多、一國之魁帥也、聆(キキ)二天皇之使者至一、則拔二磯津山賢木一以、上枝挂二八握劍一、中枝挂二八咫鏡一、下枝挂二八尺瓊一、亦素幡樹二于船舳一、參向而啓之曰、願無レ下レ兵、我之屬類必不レ有二違者一、今將レ歸レ德矣、唯有二殘賊者一、一曰二鼻垂一、妄假二

名號、山谷響聚、屯結於菟狹川上、二曰耳垂、殘賊貪婪、屢略人民、是居於御木川上、三曰麻剝、潛聚徒黨、居於高羽川上、四曰土折猪折、隱住於緑野川上、獨恃山川之險、以多掠人民、是四人也、其所據並要害之地、故各領眷屬、爲一處之長也、皆曰不從皇命、願急擊之勿失、於是武諸木等、先誘麻剝之徒、仍賜赤衣褌及種種奇物、兼令撝不服之三人、乃率己衆參來、悉捕誅之

此一段の材料は豐前風土記から得たものと思はれるが、同書は既に久しき以前に姿を沒し、殘簡の世に知られて居るものすら極めて寥々であるから、照合の道のないことを遺憾とする。さりながら他の古風土記に徵するも、右の如く纏つた傳說があつたのではなく、各郡各鄉毎に其地に傳へられた口碑を錄したものであつたとせねばならぬから、之を縫ひ合はせて一連の物語に組立てたのは紀の編者に違ひなく、其際に若干の取捨潤色が加へられたことは有り得る。左に先づ部將と

して擧げられた三人について考察する。

多臣祖武諸木。　此人物については他に所見がないが、神八井耳命の直統で、多氏の族長であつたものと思はれる。タケ（武）は美稱、モロキは室子（ムロキ）卽ち宗室の子を意味するのであらう。此一族からは志貴多奈彥といふものも亦從軍したと思はれることは第二卷（一三九、一四三頁）に述べた通りである。

國前臣祖菟名手。　上記の如く此は後日の稱號であらねばならぬが、同人が從軍の一將であつたことは、左記豐後風土記の所說によつても明である。

豐後國者、本與二豐前國一、合爲二一國一、昔者纏向日代宮御宇大足彥天皇、詔二豐國直等祖菟名手一、遣レ治二豐國一、往二到豐前國中津郡中臣村一、于レ時日晚、僑宿、明日昧爽忽有二白鳥一、從レ北飛來、翔二集此村一、菟名手卽勸二僕者一遣レ看二其鳥一、鳥化爲レ餅、片時之間、化二芋草數千株一、株葉冬榮、菟名手見レ之爲レ異、歡喜云、化生之芋未二曾有一レ見、實至德之感、乾坤之瑞、既而參二上朝廷一、擧レ狀奏聞、天

皇於レ茲歡喜之有、卽勅ニ菟名手ニ云、天之瑞物、地之豐草、汝之治國可レ謂ニ豐國ニ、重賜レ姓曰ニ豐國直一

同書速見郡田野の條下にも餅が白鳥に化したといふ類話を載せて居るから、此地方に弘通した民譚と見るべきで、こゝでは之を國號の所由に附會したに過ぎず、信ずるに足らぬ說であるが、此の文によれば菟名手は中津郡中臣村——和名抄にも見える郡鄉名で、現在京都郡に屬し、今の中津町とは全然別地である——に緣故を有し、其子孫が豐國直と稱したものゝやうである。國造本紀には豐國造は成務朝に伊長國造同祖宇那足尼といふものが定賜せられたとあり、國造と直とが同一家なるべきことは言ふまでもなく、ウナといふ名稱を襲用して居る所を見ても(テ及スクネは敬稱)、同系に屬することは明白である。伊長國造は國造本紀に見えず、或は誤傳誤記かとも思はれるが、延佳本に伊甚(出雲系)と改めたのは賢しらで、出雲臣氏が此征戰に參加した

形跡はなく、此方面には他に同系の國造又は名門も存在しなかつたやうである。國造本紀の國前國造は吉備都命六世の孫午(宇の誤記であらう)佐自命といふものが成務朝に任命せられたとあつて、一致せぬやうに見えるが、此人も亦菟名手の子孫と解すれば少しも抵觸を來さず(第二卷一七〇頁)、其世代もほゞ合致するのである。之を要するに菟名手は吉備津彥系の一將とせねばならぬ。

物部君祖夏花。　物部君も亦連家の一支流と思はれるが、姓氏錄にも見えぬから、近畿在住氏族ではなく、物部と稱した遠國の集團又は局地の首長が之を名乘つたものゝやうである。——稱德朝にも上野國甘樂郡の人に物部公姓を授けられた例が見える(續紀)——或は此地方鎭定の爲に殘留し、其子孫が聞(企救)物部(五—二五二頁)の首長となつたのであるかも知れぬ。ナツバナは或はナツマネの轉呼で、ナツといふ地名にマ(地區の意)と敬稱ネとを連ねて稱

號としたのではあるまいか。ナツは左記の神夏磯媛の居住地で、恐らくは仲津郡仲津郷(和)のことであらう。ナはナカ(中)の原語であるから、今の今川の中の津をナツと稱へたことは有り得べきである。

三人中の兩名が仲津郡に緣故を有した所を見ると、其は皇軍の上陸地點であつたとすべきで、娑磨からの直徑は國前半嶋の方が遙に近いのであるが、適當な內應者がなかつたので、今川河口の中津を上陸地點に選定したものと思はれる。若し然りとすれば娑磨から周防沿岸を航行して、宇部附近に到り、其から下之關海峽口に近く周防灘を橫斷したのであらう。

先鋒の到着を耳にして出迎へた神夏磯媛は、卽ち右のナツ(中津)の女君で、冠稱のカム(神)はカモ(賀茂)に通じ、木族の名門の用ひた區別稱であるから、此女性も亦キ(木)族乃至スハ(宗像氏)族の人であつたかも知れぬ。――舊訓カムカシヒメとあるのは不可とせねばならぬ――船上に樹てた賢木に劒鏡玉を掛けたとあ

るのは、天皇に奉る幣物を意味し(三一一四二頁)、素幡は借字で白帆を擧げて居たことをいふのであらうが、支那では白旗を降伏の證としたので、故意に素幡の二字をあてゝ聯想を喚起したものと思はれる。何となれば神夏磯姫は内應者であるから、恭順の意を表示する必要はあつたとしても、降伏の形式を取るに及ばなかつたからである。賢木を採掘したシツ(磯津)山は中津に對する下津の山の謂で、中津よりも下流にあつたものと思はれるが、今は其名を傳へて居らぬ。

神夏磯媛は其徒衆甚多、一國之魁帥也とあるから、此地方一帶(恐らくは宇佐附近まで)を領した大豪族であつたとせねばならず、之が歸順によつて海岸地方は兵刃に血らずして平定したのであるが、内地には頑迷な前住民が割據して、少くとも神夏磯媛の號令に從はなかつた。——豐後の賊衆から類推すると、其はツチクモ(土蜘蛛)卽ちクマソ(熊襲)族であつたのであらう——其首魁及占據地は此女性の報告によれば次の通りである。

鼻垂。　菟狹川（今の驛館川）上に集團したとある。ハナタ若くは之に類する地名と、貴人を意味するリ（又はアリ）といふ語を結びつけた稱號と了解せられる。ハナタは埴田若くはハタ田の音便と思はれるが、其所在を物色することは不可能で、菟狹川上とあるによつて概位を察し得るのみである。

耳垂。　これもミミタのアリ（貴人）をいひ、ミミの原義は不明であるが、日向の美美津——兵部式に美禰驛とある地——肥前（五島）の美彌良久（風）等、他にも九州方面に於て見る地名であるから、ミミ田と稱する鄉邑が存したことも絕無とはいへぬ。御木（木此云レ開と訓註してある）川上に居たとあるから和名抄の上毛、下毛の二郡、卽ち古のミケの國を流れて居る山國川（一名高瀨川）の上流に占據したのであらう。

麻剝。　居ニ於高羽川上ニとあるタカハは今の田川郡のことであるから、其地から周防灘に流出する川といへば田川卽ち今川の外はない。上記仲津郡仲津鄉

及中臣郷は其下流に位する地點で、神夏磯媛の本據に最も近い土豪であつたのである。アサはアソ(阿蘇)の轉呼で、襲族を意味し、ハギはヒコ(彦)及ホコ(秀子)と同源から出た敬稱である(五―一一〇頁)。

土折猪折。 隱住於緑野川上とある。上記三土豪の占據地は東から西に向つて序次せられて居るから、緑野川も亦今川よりも西に位する一河流をいふものと思はれるが、其名を傳へて居らぬ。地圖について之を求めると、小倉市に流出する蒲生川(紫川)にあたるものゝやうで、現時紫を以て稱號とするのも緑と縁があるやうである。土折猪折は一人の名とせられ、上記三酋長と合はせて是四人とも記されて居るが、ヲリ(オリ)はアリと同原の敬稱と見るべきで(六―一三〇頁)、猪折は武猪心命のキコリに通じ(第二卷一二六頁)、土折のツチは主父（チチ）の意とも解せられるから、或は二頭政治（ヂアリズム）であつたかも知れぬ。

山間險阻の地に據り、出沒自在なる此等の賊徒を一々征討する爲には、多くの

日月を要するのみならず、之を逸する虞があるので、一所に集めて置いて一擧にして勦滅する策を執つたのは、忍坂の大室の古智に倣うたものとすべく（第一卷第五章）、先づ麻剝を懷柔し、之をして他の三群を招致せしめたのは、高羽川（今川）が上陸地點なる仲津郷に最も近いからであらう。赤色の衣褌等を餌としたとあるのも、事實はともかくも、未開人が特に愛好する色彩なるが故である。

豐前方面が鎭定したので、天皇は其地に大纛を進められ、其より豐後に行幸、速見、直入、大野地方の抗命者を討伐せられた。之に關する紀の記事は長文であるから、便宜數段に分けて說述する。

天皇遂幸二筑紫一、到二豐前國長峽縣一、興二行宮一而居、故號二其處一曰レ京（ミヤコ）也、冬十月到二碩田（オホキタ）國一、其地形廣大亦麗、因名二碩田一也、到二速見邑一、有二女人一、曰二速津媛一、爲二一處之長一、其聞二天皇車駕（ミユキ）一而自奉レ迎之、諮言（マヲサク）、茲山有二大石窟一、曰二鼠石窟一、

有二土蜘蛛一、住二其石窟一、一曰レ青、二曰レ白、又於二直入縣禰疑野一有三三土蜘蛛一、一曰二打猨一、二曰二八田一、三曰二國摩侶一、是五人並其爲レ人强力、亦衆類多之、皆曰レ不レ從二皇命一、若强喚者、興レ兵距焉、天皇惡レ之、不レ得二進行一、卽留二于來田見邑一、權興二宮室一居之

豐前國と明記せられて居るから、ミヤコ(京)は後の京都(美夜古)郡(和)を意味すること勿論で、豐後風土記大分郡の條下にも、天皇豐前國京都郡行宮、幸二於此郡一とある。恐らくは上古長峽(ナガヲ)と稱へられたのが、行宮地となつたが故に改稱したのであらう。ナガヲの名は今も椿市村の大字に殘つて居る。此地から碩田(大分郡)方面に遷御せられる爲には、若し海路を取るとせば國前半嶋を迂廻するを要し、娑麿からわざわざ京都郡に進出せられたかひがなくなるから、新附の民を撫恤しつゝ陸路東行せられたものと思はれる。然るに豐後風土記は、上記の如く京都郡から來着あらせられたと明記して居るにも拘はらず、國埼郡の條下に次の二異說

をあげて居る。

昔者纏向日代宮御宇天皇御船、從二周防國佐婆津一發而渡之、遙覽二此國一勅曰、彼所レ見者、若國之埼、因云二國崎郡一

伊美郷。同天皇在二此村一勅云、此國道路遙遠、山谷阻險、往還踈稀、乃得レ見二此國一、因云二國見村一、今謂二伊美郷一其訛也

又速見郡の條下にも從二周防國佐婆津一發船而、渡二泊海部郡宮浦一とあるから（後記參照）、此國の口碑には海路娑磨（佐婆）から來航せられたといふ一異傳が存したものと思はれる。此風土記は後人の僞撰なりとする說もあるが（唐橋世濟）、二三の分注の妄誕を除いては、毫も奇怪とすべき點はなく、里に代ふるに郷を以て村邑を記して居る所を見ると、――出雲風土記によれば郷字者依二靈龜元年式一改レ里爲レ郷とあるから――和銅注進にあらざることは明白で、序說に述べたやうに醍醐朝の再撰とすべきであらう。さりながら其全文が悉く新に編纂せられたのではな

く、大部分は延長官符に所謂「國底」本に基いて再錄し、若干補修加筆したに過ぎぬと推定せられる。上掲國埼郡の二條の如きも追加に屬するもので、偵察未了の地に漫然乘輿を進められる筈はなく、右の兩地名の所由として掲げられた言說の如きは、何人の口から出たとしても差支はないのみならず、クニミ(國見)をイミと訛つたといふが如きは牽强信ずべからざる說である。

碩田は此云ニ於保岐陀一と訓註せられ、和名抄に大分(於保伊多)郡とある地で、其名のもとは恐らくは植田鄕(和)にあつたのであらう。今は稙田村と東稙田村とに分れ、ワサダと稱へて居るが、和名抄にはウヘタと傍訓せられ、碩田即ち大田(オホタ)と緣があるのみならず、大分神(式外)も此地に祀られて居るのである。此名は大(オホ)田(タ)、宇陀、浮田の形に於て諸國に存するから(五—二四七頁)、其所由に關する紀の所傳は實說とすべきであるが、亦麗と形容したのは蛇足であり、風土記に天皇の命名とあるのも信ずべからざることである。豐前から陸路此地に達する爲には、速

見郡を經由せねばならぬから、之を先に叙したのは紀の編者の錯誤で、當時尙未だ地圖が備はらなかつたから、風土記の序次を以て西方よりの道順に一致するものと速斷して、之が訂正を怠つたのであらう。

速見邑は後の速見（波夜美）郡〔和〕で、ハヤ（南）人の居住地を意味するハヤマ（マは地區の意）の轉訛なることは疑なく、さればこそ其女君をハヤツ媛（ツは連繫助語）と稱へたのである。――速津媛國と稱したのを後人が速見郡と改めたとある風土記の說は承服の出來ぬことで、ツ又はツヒメをミと轉呼するが如きことは有り得ぬ――アマ（海）族人たる此女酋は、キ（木）族の神夏磯媛と同樣に、卽時歸順して山地に占據する抗命者の情勢を奏上した。其によれば此方面には次の如き强大なる土蜘蛛集團が存したとある。

靑、白。　鼠石窟に居住したとある。　速津媛が茲山有㆓大石窟㆒と奏し、直入のネギ野の土蜘蛛と全然別系であるかのやうに述べて居る所を見ると、速見郡

內若くは之に近い山地とすべきである。然るに風土記に之が討伐と關係のある地點海石榴市及血田を大野郡の下に揭げたのは、後記の如く他の土蜘蛛と混同した爲で、紀の編者は若干の改修を加へたもの丶やうであるが、根本の誤謬を究めなかつた爲に、却つて不可解にした憾がある。鼠石窟は地名ではなく、ネズミはアナスミ(穴住)の轉呼であるから(四—一三四頁)、穴居の謂に外ならず、其地點を物色することは今日では到底不可能である。靑白は紀及風土記所說のやうに兩人の名であるとすれば、靑彥及白彥のヒコを省いたものとすべきで、允恭天皇の御子の名にも境之黑日子王、八瓜之白日子王といふ例がある〔記〕。

打猨八田國摩侶。直入郡禰疑野(山)に占據したとあり、風土記には其地を在二柏原鄉之南一と注してある。菅生村大字小塚に禰疑野明神の祉が存し、土蜘蛛を埋めたと稱せられる古冢があるといふ箋釋(唐橋世濟)の說は、眞僞を詳

にせぬが、大野川の上流玉來川の水源地附近に一大集團を形成して居たことは有り得べきである。紀には一曰二打猨一、二曰二八田一、三曰二國摩侶一とあり、風土記速見郡の條下にも土蜘蛛三人と明記せられて居るが、神功紀一書にあげた沙麼(佐波)縣主の祖内避國避高松屋種――刊本には國の上にも高の字があるが、薩摩本に之なきを可とする(古語大辭典)――の例によれば一人の名とすべきで、肥後國瓫城郡朝來名峯にも打猨頸猨といふ二人の土蜘蛛が居たと傳へられて居るから(風)、ウツ(チ)サルは先住民の酋長に共通な稱號で、恐らくはウツ(珍)は美稱、サルはアリ(貴人)から出た敬稱であつたのであらう。八田は所在を詳にせぬが、地名なること勿論で、國摩侶は其名と思はれる。されば後記討伐の記事中にも國摩侶の名は無視せられて居るのである。

私見の如く鼠石窟が速見郡に在りとすれば、之を平げて後、直入郡に進出せられた筈であるのに、紀に來田見の行宮を先に掲げたのは、上述のやうに風土記の

誤傳を踏襲した爲である。來田見は風土記に直入郡球覃郷とある地で、箋釋によれば黒嶽山下から九重山の麓久住町に至る廣袤五里を朽網(クタミ)郷と稱へるといふことである。クタミといふ名の義は風土記に、蛇龗の住む泉の水を供饌の料として汲まうとした所が、天皇が必將レ有レ臭として取止めしめられたから、臭泉(クサイヅミ)と名づけたのを訛つたとあるが、此地名は豐前、肥後、出雲、美濃等にもあり、加賀の九谷、東京の九段、周防の下松(クダマツ)などゝ同系の語であるから、恐らくは降間(クダマ)(地區)といふ意であらう。行宮所在地は風土記に宮處(ミヤコ)野とあり、今も都野と稱する村落があるが、若し其地が眞跡であるならば、碩田邑から芹川(大分川の支流)を泝つて直入郡に進入せられたものとせねばならぬ。土蜘蛛誅戮に關しては紀は次の如く叙述して居る。

仍與二群臣一議之曰、今多動二兵衆一以討二土蜘蛛一、若其畏二我兵勢一、將レ隱二山野一、必爲二後愁一、則採二海石榴(ツバキ)樹一、作レ椎爲レ兵、因簡二猛卒一授二兵椎一以穿レ山排レ草、襲二

石室土蜘蛛一而破二于稻葉川上一悉殺二其黨一、血流至レ踝、故時人、其作二海石榴椎一之處曰二海石榴市一、亦血流之處曰二血田一也」復將レ討二打猨一徑度二禰疑山一。時、賊虜之矢、橫自レ山射之、流二於官軍前一如レ雨、天皇更返二城原一而卜二於水上一、便勒レ兵先擊二八田於禰疑野一而破、爰打猨謂レ不レ可レ勝而請レ服、然不レ聽矣、皆自投二洞谷一而死之

此一段も亦風土記(原本)に擧げた各地の口碑を繫ぎ合はせたものと思はれるが、聊か地理を無視した嫌がある。現存の風土記によれば海石榴市及血田は大野郡の地名であるから、若し其地の土蜘蛛が先に討伐を蒙つたとすれば、皇軍は大野川を遡つて禰疑野に向つたものとせねばならず、行宮は必然其川筋の一地に設けられた筈で、遙に北方に僻在する來田見(玖覃)を選定せられるやうな事が有り得たとは考へられぬ。其故に箋釋は之を風土記の錯簡なりとし、海石榴市は朽網鄕稻葉(所在不明)の海石榴山、血田は上記小塚村の南にある東西二十步南北十餘步の水

田で、水色赤きが故に命名せられたと考證したのであるが、若し然りとすれば鼠石窟の土蜘蛛も禰疑野の賊もほゞ同一地域に占據して居たことになり、速津媛の報告の要旨と抵觸する。されば上述のやうに鼠石窟は速見邑を距ること遠からざる地、恐らくは大分川の上流に存し、皇軍は之を勦滅後、谿谷を傳うて來田見に進出したものとすべく、血田は今の大野郡南緒方村大字知田で、――貞治三年の文書にも見える舊地である〔地名辭書〕――海石榴市及稻葉川の名は殘つて居らぬが其附近に存したのであらう。天皇は直入郡平定後、玉來川を下つて緒方村附近の賊徒を誅し、細磯野の土蜘蛛の投降をうけ、海部郡から乘船して日向に渡られたものとすれば、風土記の所説とも契合し、地の理に合ふのである。以下此想定の下に紀の記事の順序に拘泥せず、説明を進めて行く。

皇軍は來田見の陣營から直に禰疑山攻擊に向つたが、賊軍の矢が雨注するので其鋭をさけ、一旦城原まで退却して勢を養ひ、更に禰疑野に八田を擊つて之を破

つた結果、打猨も亦自滅したとあるが、國摩侶について言及して居らぬのは、上記の如く打猨八田國摩侶が本來一人の名なるが故で、禰疑山と禰疑野とが同一地點なることは勿論である。風土記は攻戰に言及せず、地名の所由を說いたのみで、天皇親欲レ伐ニ此賊一、在ニ茲野一、勅歷ニ勞兵衆一、因謂ニ禰疑野一是也とあるが、或は後記の如く諸神を祭つて祈願（ネギ）事をせられたといふ口碑により、後日此名を負はせたのであるかも知れぬ。

稻葉川の賊は紀に石室土蜘蛛とあるが、假に其が風土記所說の如く鼠石窟土蜘蛛と同義に用ひられたものとしても、速津媛の報告中に見える鼠石窟土蜘蛛と同一集團をいふものと斷定するのは早計で、ネズミは上述のやうに穴住を意味し、固有名詞ではないから、別地の土蜘蛛に對し同一稱呼が用ひられたとしても少しも怪しむに足らぬ。禰疑野の賊の如き大集團ではなかつたので、多くの兵力を以て之に臨むと、却つて賊衆を逃走せしむる虞があるから、少數の猛卒に海石榴の

椎卽ち棍棒をもたせて（六―五三頁）敵地に潜入せしめ、一擧にして賊巣を覆したといふのである。棍棒の材料を特に海石榴としたのは、ツバ市といふ地名の所由を附會せんが爲であるが、ツバ市は椿の樹のある市といふ意に外ならず、大和の磯城郡にも此名の舊地があり（武烈紀、用明紀）、豐前國京都郡にも現存するから、――之をツバキイチと稱へるのは訛で、ツバキの原語は單にツバといひ、之にキ（樹）をそへたのは樫の木、檜の木等と同例である（古語大辭典）――大野郡にも此名の地點が存在したことは有り得る。チダといふ地名の所由を血流至レ踝故としたのは、莵田の血原と同一著想の戲說で（第一卷一五四頁）、茅田の謂なることはいふまでもない。

右兩地平定の餘談として、紀には次の如き一節を揭げて居る。

天皇初將レ討レ賊、次二于柏峽大野一、其野有レ石、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸、天皇祈之曰、朕得レ滅二土蜘蛛一者、將レ蹶二茲石一、如二柏葉一而擧焉、因蹶レ之則、如レ柏

上二於大虛一、故號二其石一曰二蹈石一也、是時禱神則、志我神、直入物部神、直入中臣神、三神矣

風土記直入郡蹶石野の條下には地名の起原として之を說き、石の名とはして居らぬが、辭句は殆ど同一であるから、同一原說から出たものとせねばならぬ。蹶上げた石を蹈石と名づけたとあるのは、古語フミが擧足を意味し（古語大辭典）、蹶も亦フミといふ擧止中に含まれるからである。此カジリ（第一卷一六三頁）に際し祈禱せられたとある志我神以下三柱は、延喜式の神名帳には見えず、現存の風土記にも此一條を削つて居るが、和銅年間此地に祀られて居た知名の三神を、天皇の御事蹟に附會したものとすべきで、志我神は筑前國糟屋郡の志加海神社（式）と同じく、海人族の奉齋する神、物部及中臣の二神は、其氏族の祖靈を意味すること勿論であるから、後日右の兩氏が此地に占住した際祭祀せられたものと思はれる。箋釋によれば、中臣神は朽網の中野村にある石神で、物部神は同鄕の社家村鶴田

に存し、籾山八幡といひ、志我神は大野郡志賀村(今上井田村の大字)の若宮八幡であるとあるが、確證はないやうである。

祭神の場所なる柏峡大野は、其所在を詳にせぬが、禰疑野の賊衆討伐前の經由地であらねばならぬから、或は大分郡西柏野(風)と同地であるかも知れぬ。天皇が上述の如き經路を取つて直入郡に進入せられたとすれば、此地を通過せられた筈で、鼠石窟擊破後禰疑野に向ふに先ち擧行せられたことも有り得べきである。然るに風土記は蹶石野の下に在㆓柏原郷之中㆒と注記して居るが、其柏原郷は賊地であるから、其處まで進入して祭祀せられたとは考へられぬことで、恐らくは柏といふ字によつて臆斷したのであらう。

豐後風土記には右の外、此征旅に關し、次の二條の口碑を傳へて居る。

大野郡細磯野。 在㆓郡西南㆒ 同天皇行幸之時、此間有㆓土蜘蛛㆒名曰㆓小竹鹿奥 謂志努汗意 小竹鹿臣㆒、此土蜘蛛二人、擬㆑爲㆓御膳㆒、作㆓田獵㆒、其獵人聲甚讙、天皇勅曰

大嵓 謂阿那美須 因レ斯曰ニ大嵓野一、今謂ニ細磯野一者訛也。

海部郡穗門鄕。 在ニ郡東一 昔者纒向日代宮御宇天皇御船、泊ニ於此門一、海底多生ニ海藻一而甚美、天皇卽勅曰、取ニ最勝海藻一 謂ニ你那米一 便令ニ以進御一、因曰ニ最勝海藻門一、今謂ニ穗門一者訛也

久老校本に細を網とし、諸本作レ細、以ニ僻按一改レ之とあり、箋釋以下にも網と改記したのは、大嵓謂ニ阿那美須一といふ訓註に捉はれ、細磯野では餘りに語音が懸け離れて居るとした爲であらうが、此等の註は本文よりも遙に後に記入せられたものゝやうで、過信することが出來ぬ。ヤマト語ではミス又は其類音に嵓の意のあるものは絶無で、若し豐後に限る方言であるならば、訓註の用をなさぬのみならず、其旨が附記せられて居らねばならぬから、此註を離れてよめば大嵓はカマシ(又はアナカマシ)で、――肥前風土記蒲田鄕の條下の大嵓及嵓(第一二一頁)はカマシと訓まねば意が通ぜぬ――其故にカマシ野と名づけたのを、コマシヌ(細磯(コマシ)

野）と訛つたといふのである。此は勿論說戲で、兩酋長がシヌカを以て名號とした所を見ても、シヌは篠を謂ひ、細篠の意を以てコマシヌと稱へたのであらう。其名は傳はらなかつたが、今の白山村伏野（斑篠の意と了解せられる）は或は其名殘ではあるまいか。郡家（三重驛家卽ち今の三重町）の西南にあるといふ注記にも一致するのである。

土豪の稱號小竹鹿奧を謂ニ志努汗意ニとしたのも亦誤とすべきで、標註（栗田寬）には志努汗意狗とある。シヌカは上記の如く篠處の意、オクは大子を意味する敬稱で、小竹鹿臣のオミ（大身）と對立する語である。此兩人が奉仕したのは、稻葉川なる同族の滅亡を聞いて抵抗の勇氣を失ひ、速に歸順した爲と思はれるから、紀には採錄して居らぬが、古傳として信を置くに足るものとせねばならぬ。

穗門は今も北海部郡保土嶋に其名を留め、和名抄にも海部郡穗門鄕とある地で、津久見灣沿岸の總稱であつたのであらうが、大野郡から直接此地に進出せら

れたとは、地勢上考へられぬことであるから、其川を降つて一旦大分郡に出で、上揭の宮浦(第六四頁)から乘船せられ、海路穂門を經て日向に進發せられたものと思はれる。宮浦といふ地名は殘存せぬが、大分郡に近い地點なることは疑の餘地がないから、或は今の北海部郡川添村大字宮河内が其名殘ではあるまいか。

穂門の名號所由として說かれて居る最勝海藻はホツモと訓むべきで、之を訛つてホトと稱へるやうになつたとあるのは、眞僞はともかくも、音便方則上絕無のことではないが、訓註のやうにニナメとしてはホトとは餘りに緣が遠い。舊本儞郡米とあるにより、ニゴ(柔)藻の謂なりとする說もあるが、ニナにもニゴにも最勝の意は有り得ぬ。之も上記アナミスと同じく、訓註の誤か、若くは久老說のやうに儞那米は保津米の誤字であらう。

穂門以南の海路及寄泊地點については、傳說記錄の徵すべきものはなく、紀は

路次の記事を省き、直に日向の某地點に進出せられ、鹿文の熊襲を征討せられたかのやうに說いて居る。卽ち

十一月到日向國、起行宮以居之、是謂高屋宮、十二月癸巳朔丁酉、議討熊襲、於是天皇詔群卿曰、朕聞之、襲國有厚鹿文、迮鹿文者、是兩人、熊襲之渠帥者也、衆類甚多、是謂熊襲八十梟帥、其鋒不可當焉、少興師則不堪滅賊、多動兵是百姓之害、何不假鋒刄之威、坐平其國、時有一臣進曰、熊襲梟帥有二女、兄曰市乾鹿文、弟曰市鹿文、容旣端正心且雄武、宜示重幣以撝納麾下、因以伺其消息、犯不意之處、則曾不血刄、賊必自敗、天皇詔可也、於是示幣欺其二女而納幕下、天皇則通市乾鹿文而陽寵、時市乾鹿文奏于天皇曰、無愁熊襲之不服、妾有良謀、卽令從一二兵於己、而返家以多設醇酒、令飮己父、乃醉而寢之、市乾鹿文密斷父弦、爰從兵一人、進殺熊襲梟帥、天皇則惡其不孝之甚而誅市乾鹿文、仍以弟市鹿文賜於火國造

前例によれば此一段も亦、日向風土記から得た資料に文飾を加へたものと思はれるが、原文は既に散逸したので之を考證する由がない。行宮の名の高屋は字の如く高大なる宮屋の謂で、薩隅二國に於ても之を地名に轉用した例が多いが(六一―二一八頁)、大隅國肝屬郡鷹屋郷〔和〕を以て所在地に擬するのは大なる誤で、兒湯方面の平定を待たずして、先づ大隅に進出せられたとは常識では考へられぬ。眞の地點は不幸にして其名を傳へなかつた爲、今日之を物色し得る望はないが、討伐せられた熊襲梟帥の根據地から餘り遠くはなかつたと想定すべきであるから、先づ之が考證から始める。

賊帥は上掲によれば、厚鹿文及迮鹿文の兩人とあるが、其女をも市乾鹿文、市鹿文といひ、後日日本武尊に誅戮せられた川上梟帥の本名も取石(トラシ)鹿文といふとある所を見ると〔紀〕、カヤ(鹿文)は此土豪の一門の通稱であつたとせねばならぬ。其はチネ(主禰)、ミコト(命)の如き敬稱か、若くは兄シキ、弟シキ、兄ウカシ、弟

ウカシ等の如く、地名を負うたものと見るの外はないが、國語を以て考察し得る限りに於ては、カヤに敬意が含まれて居ようとは思はれず、之に反し地名としては河陽、高陽、賀陽、賀野、賀夜、賀舍、香屋、可悅、可也等の字をあて、畿內以西到所に之を見るから、原義は之を詳にし得ぬが、日向國にも存したことは有り得べきで、今の兒湯郡都於郡村（和名抄の覩於鄉）大字鹿野田は或はカヤ（鹿文）田から轉訛したのであるかも知れぬ。其東方約一里にある黑貫寺を高屋行宮の遺跡なりとする口碑（地名辭書による）も根據のあることのやうに思はれる。案ずるに皇軍は海路一之瀨河口に到着し、川を遡つて今の都於郡村岩爪方面に進出したが、其川上に占據した熊襲の一大集團が歸順せぬので、姑く同地に駐屯し、形勢を觀望して居たのであらう。

厚鹿文、迮鹿文は上記の如く兩人の名であるが、市乾鹿文が謀を設けて皇軍に賣つたのは其父のみで、他の一人の處分については何等言及せられて居らぬ所を

見ると、兩身一體と見なされたものとすべきで、其は兄妹(姉弟)か若くは夫婦の場合に限り、苑狹津彥、苑狹津媛、阿蘇津彥、阿蘇津媛等の如く並擧せられることを例としたのである。若し然りとすれば紀に厚鹿文をアツカヤと旁訓したのは誤とすべく、厚は篤と同じくオモシとも訓み得る字であるから、オモの假字に用ひたので、迮鹿文のセ(兄又は夫)に對してイモ(妹)鹿文といふべきを音便によりオモと轉呼したのであらう、オモとセとには面背の意もあり、後記の如く襲武媛の所生には、國背別に對し、國乳別と呼ばれた皇子もあるのであるが(第二七三頁)、之を女性とするに於ては妻又は女弟の謂と解するを要し、此場合は恐らくは夫婦であつたのであらう。

市乾鹿文(乾此云レ賦と訓註してある)、市鹿文の姉妹は、厚鹿文の所生で、父は迮鹿文であつたのであらうが、上代社會の慣習に從ひ、父母は別居し、女子は成人の後も母の手許に於て生活し、父の陣營に共棲しなかつたから、重幣(聘物)を

以て撝納れることが出來たのである。イチは共通の冠稱で、原義は齋であるが、イトコの如くも用ひられ〔古語大辭典〕、京坂地方に於て娘子をイトと呼ぶやうに、夙に女子の美稱乃至愛稱に轉用せられたもの丶やうである。フはヒ(秀)の音便で長女なるが故に之を添へたのであらう。天皇に寵幸せられた長女が恩愛に感じ、官兵の手引をして實父を殺さしめたといふのは、有り得た事態で、後世の觀念を以てすれば不孝此上なしといふべきであるが、屢ゝ述べたやうに母系氏族に於ては父との親しみは極めて薄く、ことに未開社會では他人と同樣に見なしたのであるから、熱烈なる戀愛の爲に族人の一男子を犧牲としたとしても敢て非人情とすることは出來ぬ。萬一成功後に於て、其不孝の甚しきを惡んで之を誅せられたといふことが事實であるとすれば、新附の民は天皇の酷薄を怨んで心服しなかつたことは必然であるから、此一條は原說ではなく、恐らくは紀の編者の後代的思想から出た加筆であらう。諸妃中には市乾鹿文の名は見えぬが、日向襲津彥皇子の

生母髮長大田根のカミナカは酋長之子の謂で（髮長は借字）、ネは敬稱、大田は今も都於郡村に近い巨田といふ地に名殘を留めて居るから、——陸地測量部の二十萬分一圖による。現在コタと稱へて居るが、字によれば明に大田の意である——或は市乾鹿文の別稱ではあるまいか。若し此女性が其終を全うしなかつたとすれば、迮鹿文の殘黨と思はれる取石鹿文の爲に、還幸後に於て殺害せられたのかも知れぬ（第二七〇頁）。其妹を賜はつたとある火國造は、裨將の一人として供奉した志貴多奈彥命（第二卷一三九頁）のことで、其子孫が火國造に任ぜられたから（國造本紀）、後日の稱號を遡つて用ひたものと了解すべきである。

日向方面の住民が右の一集團の外は、以前から盡く皇化に浴して居たものとは思はれず、此だけの爲に遙々天皇の親征を煩はしたとも考へられぬが、傳說が散逸したのか、或は他の各集團就中海岸に居住した海人族等は夙に風を臨んで歸順

し、何等の抵抗をも試みなかつた爲、口碑に殘らなかつたのであらう。迮鹿文誅戮後も尙暫く駐蹕あらせられたとある所を見ると、少くとも殘賊掃蕩の必要が存したものとせねばならぬ。此期間に關する書紀の記事は左記の如く極めて簡單である。

十三年夏五月、悉平ニ襲國一、因以居ニ於高屋宮一、已六年也、於レ是其國有ニ佳人一、曰ニ御刀媛一、則召爲レ妃、生ニ豐國別皇子一、是日向國造之始祖也

こゝに六年とあるのは、十二年秋八月大和發輦より、十八年春三月肥國に御進出までをいふのであるから、已の字は誤用又は誤寫であらねばならぬ。いづれにしても六年の歲月を無爲に此地方で過されたとあるのは合點の行かぬことで、縱ひ後顧の患がなかつたとしても、日向は決して久戀の地ではないから、鎭撫の爲のみに大御躬づから殘留せられたとは考へられぬ。恐らくは年紀延伸の必要上六年の歲月を此征戰にふり當てたのであらう。

御刀媛は御刀此云ニ彌波迦志一と訓註せられ、記にも美波迦斯毘賣とあるが、品物を以て稱號とするが如きは、當時の習慣ではないから、御刀は借字で、他に意味があるのであらう。或はミハカといふ地名が存し、其地の女君といふ意味を以てミハカ主媛と稱へたのではあるまいか。穗田のカリハカ（萬四）などゝ用ひられたハカは地積の謂であるから（古語大辭典）、之に美稱ミを冠して貴族の閭里をミハカと稱へたこともあり得る。舊事本紀によれば、日向國造は豐國別皇子三世の孫老男を初任とし、皇子御自身は日向諸縣君等の祖と傳へられて居るから（舊）、東諸縣の土豪の女であつたのであらう。思ふに親於郷地方平定後、高屋行宮を根據として四隣の地を經略せられたことをいふのであらう。紀は之を次の形式を以て叙述して居る。

十七年春三月戊戌朔己酉、幸ニ子湯縣一、遊ニ于丹裳小野一時、東望之謂ニ左右一曰、是國也、直向ニ於日出方一、故號ニ其國一曰ニ日向一也、是日陟ニ野中大石一憶ニ京都一而

歌之曰

はしきよし　我家(ワギヘ)の方ゆ　雲ゐ立ちくも」大和は國のまほらま　たゝなづく　青垣山　こもれる　大和し　うるはし」いのちの　まそけむ人は　たたみこも　へぐりの山の　白かしが枝を　うずにさせ　この子

是謂ニ思邦歌(クニシヌビウタ)一也

國號所由說は釋紀所引によれば、日向風土記にも次の如く說かれて居る。

纒向日代宮御宇大足彥天皇之世、幸ニ兒湯之郡一遊ニ於丹裳之小野一謂ニ左右一曰、此國地形、直向ニ扶桑一、宜レ號ニ日向一也

紀は之を典據としたのであらうが、ヒムカの原義は別に存すること、前篇に論述した通りで(一―一八四頁、六―六〇頁)、旭日に對向することをヒムカといふのは、國語の構成法則に反する。例へば川ムカヒの里といへば、川の此方の我が居る里の意とはならぬのである。兒湯は後日郡名となり、都於郡をも包括したが、本初

大御縣の設定せられたのは、和名抄に見湯郡三宅郷とある地、卽ち今の下穗北村大字三宅で、丹裳小野も此地方に存したものとせねばならぬ。ニモは恐らくはミマ(御間)の轉呼であらう。

思邦歌は後章の如く記には倭建命の御歌として三首に分割せられて居るのに、紀の編者が之に從はず、上揭の如く一首に纏めて御父天皇の御製としたのは、相當の理由があつたのであらうが、歌詞からいへば遠征の貴人が故鄕を思慕する悲痛の情が現はれて居るから〔歌謠篇參照〕、瀕死の作とする方がよいやうである。

以上の叙述を綜合するに、兩豐及日向に於ては皇軍に拮抗するほどの大勢力は存在せず、キ及アマ族人は高千穗時代の緣故により異議なく歸順したのであるが、唯時勢に通ぜざる舊住民のみが頑强に反抗した爲に討伐を蒙つたのである。

國造本紀によれば薩隅兩國も亦此朝に平定したとあるが、天皇が其方面に進出せ

られた形跡のないのは、當時の支配者であつたワダツミ及ハヤト族が、風を望んで誠款を致したので、親征を必要とせられなかつたからであらう。天皇は日向平定後更に西方に進出せられたのであるが、其經路及事蹟は章を分つて說述することにする。

第三章　肥筑巡撫

經由地——肥後方面——筑豐方面——肥前風土記——倭人國との交渉

日向國を平定せられた景行天皇が、其序を以て肥筑地方を巡狩せられたことは、風土記殘簡によるも事實とせねばならぬが、其巡路については同書の性質上明示せられて居なかつた筈で、紀が次の如く序列したのは、地理的推究の結果であらう。

夷守——熊縣——葦北水嶋——火國八代縣豐村——高來縣——玉杵名邑——阿蘇國——筑後の御木（ミケ）國——八女縣——的邑

夷守といふ地名は、兵部式驛馬の記事中筑前國と日向國とに見えるが、此は熊縣以下の道順によるも、日向國西諸縣郡の野後（今の野尻村）と、眞斫（今の眞幸村）

との間に位する夷守驛家とすべきで、其名稱は今も小林町附近の山嶽に殘つて居る。右によれば天皇は兒湯郡より東西諸縣郡を經由して、肥後國球磨郡に進出せられ、宇土郡から對岸の肥前國高來半嶋に渡御、更に玉名郡に引返し、筑後國を横斷せられたので、豐後風土記には同國日田郡巡幸の記事をあげて居るから、田川(今川)卽ち前章にあげた高羽川を降つて、最初の上陸地點なる仲津郡仲津鄕に還幸、其より海路東上の途に就かれたのであらう。然るに肥前風土記は後記の高來郡の外、次の諸地にも巡幸若くは陪從を差遣せられたと說いて居る。

基肄郡。　長岡神社

養父郡。　日理（ワタリ）及狹山鄕

三根郡。　米多鄕

神崎郡。　三根、船帆、蒲田鄕、琴木岡及宮處鄕

松浦郡。　大家嶋及値嘉嶋

杵嶋郡。

藤津郡。　能美及託羅郷

彼杵郡。　浮穴郷

紀に之を採錄して居らぬのは、編纂當時此國の風土記が尙未だ進達せられて居なかつたからで、文中地名に「郷」を用ひて居る所を見ても、靈龜以後の記錄とせねばならぬが、其所說は盡く信用するに足るものと速斷することは出來ぬ。同書によれば天皇は筑後國御井郡高羅の行宮から基肄郡長岡神社所在地に着御せられたとあるのであるから、御巡路は同地を出發點とし、今の三養基郡から神崎、佐賀、小城、杵島、藤津諸郡を經て彼杵郡に出で、其より平戶嶋に渡航せられ、海路還幸の途に就かれたものとせねばならぬが、若し然りとせば筑前沿岸にも寄泊あらせられた筈であるのに、其國の風土記の殘簡にも見えず、同書を資料とした形跡の顯著なる日本紀にも、一言も之に觸れぬ所を見ると、肥前限りの口碑とせねばな

らぬ。肥といふ國號の所由に關する肥前風土記の記事（肥後風土記殘簡にも同一說がある）に疑のあることは、既に前卷（第二八六頁）に述べたが、其外にも同書の口碑中には比較的起原が新しいと認められるものがあり（後記參照）、殊に日本武尊巡啓說（佐嘉、小城、藤津郡）の如きは史實と見ることが出來ぬから、恐らくは延長勘進に屬し、當時既に「國底」本を失うて居たので、官符に指定したやうに探二求部內一尋二問古老一の上撰錄したものであらう（類聚符宣抄第六）。其ころの民間傳承に景行天皇に關するものが多かつたのは、播磨風土記の品太天皇、常陸風土記の大足彥天皇及倭武天皇と同じく、嘗て龍駕を迎へたことがあるといふ國人の誇が深く根ざして、あらぬ方面にまで伸び伸びたものと解釋すれば、敢て怪しむに足らぬことである。

肥前以外の巡幸記事の資料も亦、前章の例によれば、養老初年までに進達せられた日向、肥後、筑後及豐後風土記から得たのであらうが、豐後の其の外は完本と

して殘留するものがないから、其史的價値を批判することは不可能である。釋日本紀に引用せられたが爲に世に傳はつた殘簡中、肥後の國名の由來及筑後の生葉郡の條下に、崇神天皇及景行天皇といふ漢式諡號が用ひられて居る所を見ると、其原書は平安朝に記述せられたものとせねばならず(第一卷一一頁以下)、恐らくは豐後風土記と同じく、延長再撰本であつたのであらう。右の國號由來は肥前風土記にも少しく辭句をかへて收錄せられて居るが、八代郡の口碑に基くものなることは明白で、――釋紀に引用した文中には、奏言云々、巡狩諸國云々の如く略書せられて居るが、其は著者卜部宿禰兼方が省筆したので、原文には肥前風土記と同樣の辭句があつたのであらう――此一章の前半並に玉名郡長渚濱の一插話が紀に現はれて居らぬ所を見ても(後記參照)、和銅勘進の古風土記でないことが旁證せられる。

右の如く考察すると、九州西部巡狩に關する現存風土記並に其殘簡の記事は典

據とするに足らぬやうであるから、本章に於ては主として紀の所傳に從うて說述し、參照として之を附記するに止める。

紀には先づ次の如く說き起して居る。

十八年春三月、天皇將レ向レ京、以巡ニ狩筑紫一、始到ニ夷守一、是時於ニ石瀨河邊一人衆聚集、於レ是天皇遙望之、詔ニ左右一曰、其集者何人也、若賊乎、乃遣ニ兄夷守、弟夷守二人一令レ覩、乃弟夷守還來而諮之曰、諸縣君泉媛、依レ獻ニ大御食一而其族會之

夷守といふ名が今の西諸縣郡小林町附近に殘つて居る事は上記の通りであるが、其は夷族の支配者の謂から、地名に轉用せられたのであるから(第二卷二六七頁)、後の稱呼を遡つて用ひたものとすべきである。恐らくは此山地にはヒナ(夷)族が占據し、兄夷守、弟夷守は其首長であつたのであらう。イハセ(石瀨)河は今も其名を存し、末は野尻川となり、大淀川に會流する。其河邊に族人を會集したとある

所を見ると、泉媛はこの水源地方面に占據した女酋で、湧泉によつて名を負うたものと思はれる。諸縣(ムラガタ)を冠稱としたのは、此語がムレ(山)とアガタ(縣)との二語より成り、山地といふと同義であるからで、和名抄の諸縣(牟良加多)郡(現今モロガタと稱へ、東、西、北の三郡に分れて居る)一圓を支配した女君といふ意ではあるまい。其種族は明示せられて居らぬが、夷守兄弟と豫め交渉がなかつた所を見ると、同族ではなく、クマソ(熊襲)系であつたかも知れぬ。

皇軍は此地から國境加久藤越をへて、肥後國に出たものゝやうで、同國方面に於ける行動については次の如く記述せられて居る。

夏四月壬戌朔甲子、到二熊縣一、其處有二熊津彥者兄弟二人一、天皇先使レ徵二兄熊一、則從レ使詣之、因徵二弟熊一、而不レ來、故遣レ兵誅レ之、壬申自二海路一泊二於葦北小嶋一而進食、時召二山部阿弭古之祖小左(コヒダリ)一、令レ進二冷水一、適是時嶋中無レ水、不レ知レ所レ爲、則仰之祈二于天神地祇一、忽寒泉從二崖傍一涌出、乃酌以獻焉、故號二其嶋一曰二水

嶋一也、其泉猶今在二水嶋崖一也、五月壬辰朔、從二葦北一發レ船到二火國一、於レ是日沒也、夜冥不レ知レ著レ岸、遙視二火光一、天皇詔二挾杪者一曰、直指二火處一、因指レ火往之、卽得レ著レ岸、天皇問二其火光處一曰、何謂邑也、國人對曰、是八代縣豐村、亦尋二其火一、是誰人之火也、然不レ得レ主、茲知レ非二人火一、故名二其國一曰二火國一、六月辛酉朔癸亥、自二高來縣一渡二玉杵名邑一時、殺二其處之土蜘蛛津頰一焉、丙子到二阿蘇國一也、其國郊原曠遠、不レ見二人居一、天皇曰、是國有レ人乎、時有二二神一、曰二阿蘇都彥、阿蘇都媛一、忽化レ人以遊詣之曰、吾二人在、何無レ人耶、故號二其國一曰二阿蘇一

熊縣は後日の肥後國球磨郡にあたり、其首地は何處であつたか判明せぬが、地理からいふと、今の人吉平原であらねばならぬ。天皇が此地に進出せられたのは、勿論日向の熊族の嚮導先驅があつたからで、所在の土豪中には豫め款を通じたものも存したのであらう。兄熊弟熊は當地の有力者で、之を熊津彥者兄弟二人としたのは、兄シキ及弟シキを磯城彥と倂稱したのと同例であるが（第一卷一八二頁）、

第二巻（第二五二頁）にあげた狗奴國王狗古智卑狗との關係は不明である。

弟熊誅戮後海路を取つて葦北の水嶋に寄泊せられたとあるが、乘船地は示されて居らず、陸路を避けた理由も不明である。但し萬葉集第三巻に長田王被レ遣ニ筑紫一渡ニ水嶋一之時歌と題して

聞きしごと　まこと貴く　くすしくも　神さび居るか　これの水嶋

葦北の　野坂の浦ゆ　船出して　水嶋に行かむ　波立つなゆめ

といふ二首をあげて居る所を見ると、奈良朝時代には球磨郡から北上するには、舟行を例とし、葦北郡の野坂浦を發航地としたのであらう。此地名は殘つて居らぬが、地理から察するに今の佐敷町附近の海岸であつたと思はれる。水嶋は現に八代郡植柳村の西南なる海口に存し、球磨河口の沖積の爲に陸地と接續して居るが、今も淸泉が湧出するといふことである（通釋）。萬葉抄所引肥後風土記には此島について次の如く述べて居る。

球磨乾七里、海中有レ嶋、稍可ニ七十里一、名曰ニ水嶋一、嶋出ニ寒水一、逐レ潮高下

球磨が其郡の首地で、人吉附近をいふものとすれば、其北西七里はほゞ上記乗船地にあたるから、水嶋を其海中に在りとしたのは不當ではないが、可ニ七十里一とあるのは誤記で、恐らくは野島浦から水上約七里といふことであらう。寒泉を錄しながら天皇御寄泊のことに及ばなかつたのは、風土記再撰のころには既に古傳説が忘れられて居た爲であらう。

寒泉を發見したと稱せられる小左は、陪從の一人なること勿論で、舊訓ヲヒタリとあるが、恐らくはコヒタリと訓み、コヒはクヒ(樹水)と同義で、廣く溪水の意にも用ひられ(一―一一五頁)、タリは垂の義であるから、崖から水を祈り出したので此名を負はせたのではあるまいか。其子孫が山住民の首長に任ぜられたが故に、山部のアビコと名乘つたのであらうが、――アビコはカバネの一種(第二卷一九五頁)――出自は判明せぬ。或は此地方鎭定の爲に殘留した火君(神八井耳系)の

祖志貴多奈彥(第五五頁)の一族であつたかも知れぬ。

水嶋より海を渡つて行幸せられた八代縣豐村は、和名抄の八代(夜豆志呂)郡豐福鄕、卽ち今の下益城郡豐福村のことで、附近には豐田、豐岡、豐川、豐崎等トヨを冠稱とする地點が多いから、上古豐村と總稱したのであらう。八代灣奥に位し、往昔は海に瀕して居たが故に、宇土半嶋迂航を避ける爲、此處に上陸せられたものと思はれる。暗夜靈火の嚮導を得たといふのは、國號所由に關する巷說に過ぎず、ヒ(肥)の國はヒ(火)族の名を負うたものゝやうであるから(一一八二頁)、信ずることが出來ぬ。八代海上には古來或季節に限り陰火の燃上がる奇現象があつたので、之に附會したのであらう。肥後風土記(釋紀所引)には之を次の如く說いて居る。

景行天皇、誅二球磨囎唹一、兼巡二狩諸國一云々、幸二於火國一、渡レ海之間、日沒夜暗、不レ知レ所レ著、忽有二火光一、遙視二行前一、天皇勅二棹人一曰、行前火見、直指而往、隨レ

勅往之、果得レ着レ崖、即勅曰、火燎之處、此號ニ何界ー、所レ燎之火、亦爲ニ何火ー、土人奏言、此是火國八代郡火邑、但未レ審ニ火由ー、于レ時詔ニ群臣ー曰、燎之火非ニ俗火ー也、火國之由知レ所ニ以然ー

肥前風土記にも殆ど同一の記事があるが、唯「諸國云々」の四字の代りに筑紫國之時、從ニ葦北火流浦ー發船とあるを異りとする。クマソを球磨贈唹と發音するやうになつたのは後代の轉訛で、此記事が和銅勘進の原文にあらざることの一證とすべく、火國、火邑といふ稱號は既に存し、天皇は火の奇瑞を目撃せられて、其名の所由を會得あらせられたとあるのも、名號說明としては異例に屬し、縱ひ作り話であるとしても、此靈驗によつて八代縣豐村を火國と稱へるやうになつたとある紀の說の方が妥當である。風土記が右の如く說きひがめたのは、前段に掲げた全然別個の國號所由說と結びつけて、一續きの物語としたからで、其が爲に之を景行朝よりも以前の出來事ならざるべからずとして、漫然崇神天皇の御代と假定し

たのであらう。前半の原文は第三卷(二八五頁)に抄出した通りで、其大要は火君等の祖健緒組といふものが、崇神朝勅命により益城郡朝來名峰に占據する土蜘蛛、打猨、頸猨等百八十餘人を誅戮した後、八代郡白髮山に天火が降り、此山を燒いたのを目擊して奏上したから、可レ名二火國一といふ勅があつたといふのである。朝來名峰は國志によれば福原村(上益城郡福田村の大字)に其名を存するといふことであるが、假に此地の賊徒討伐の事實が存したとするも此年代は誤で、恐らくは上記志貴多奈彥の子又は孫で火國造に定められたものが之に任じたのであらう。ウツ(ウチ)サルは上述の如く地方豪族が用ひた敬稱で(第六八頁)、ウナサルも同系の語であるから、ウナはウネ(大系)の轉呼であるかも知れぬ。白髮山の天火は自然發火による山火事をいふもの丶やうで、其名の山岳は陸地測量部二十萬分一圖によれば、八代郡六本杉山の南方にあるが(球磨郡北境)、之を望見した地點が明示せられて居らぬから、果して之を謂ふか判明せぬ。他にも一二擬定地があるやう

であるが、確乎たる根據を缺いて居る。紀には豐邑の次に高來縣から玉杵名邑――和名抄肥後國玉名(多萬伊奈)郡、今タマナ郡と稱へ、菊地川の右岸にも此名の一村がある――に渡航せられたとあるから、宇土半嶋の頸部を横斷し、綠川河口の邊から肥前國に渡御、更に引返されたものと思はれるが、十分な資料がなかつたので之を省略したのであらう。然るに肥前風土記には、天皇御自身は巡航せられず、偵察のため侍臣を遣はされたものとして次の如く說いて居る。

高來郡。　昔者纏向日代宮御宇天皇、在二肥後國玉名郡長渚濱之行宮一、覽二此郡山一曰、彼山之形、似二於別嶋一、屬レ陸之山歟、別在之島歟、朕欲レ知レ之、仍勅二神大野宿禰一遣レ看レ之、往到二此郡一、爰有レ人迎來曰、僕者此山神、名高來津座、聞二天皇使之來一、奉レ迎而已、因曰二高來郡一

高來は和名抄は多加久と訓註せられ、――肥前國小城郡高來は多久と註してある

が、尙タカクと旁訓せられて居る——高處の意であるから、其地の山神卽ち山住民の首長は、此名を負うて高來ツ子ラと稱へたのであらう。一本に高來津彥とあるに從うても名の義は同一である。然るに其本末を顚倒して、神名(又は人名)から地名が出たとしたのは、牽强不能の地名所由を說明するに用ひられた上代話術の常套手段で、他にも例の多いことである。使者として此地に來着した神大野宿禰は、其出自を詳にせぬが、供奉の一員と見なすべきで、神大野は勿論地名(所在不明)である。此神をミワと訓んだものもあるが、此訓は一定の場合に限るもので、神山、神野、神嶋等有りふれた地名をミワ山、ミワ野、ミワ嶋と稱へることはないのみならず、大神(大三輪)氏は宿禰といふカバネを用ひぬのである。

肥前風土記にあげた右の一條は高來といふ地名の所由を說いたに過ぎぬが、長渚濱寄泊は古い口碑であつたと見えて、肥後風土記殘篇(釋紀所引)にも次の如く敍述せられて居る。

玉名郡長渚濱。　昔者大足彦天皇、誅二球磨噌唹一還駕之時、泊二御船於レ濱云云、又御船左右游魚多之、棹人吉備國朝勝見、以レ鉤釣レ之、多有レ所レ獲、即獻、天皇勅曰、所レ獻之魚此爲二何魚一、朝勝見奏申、未レ解二其名一、正似二鱒魚一耳、天皇歷二御覽一曰、俗見二多物一、卽云二爾倍佐爾一、今所レ獻魚甚此多有、可レ謂二爾倍魚一、今謂二爾倍魚一其緣也

長渚濱の名は今の長洲町に殘つて居るが、鱒魚（マス）に似た魚が群棲したとある所を見ると、もとの位置は菊地川下流玉名村に近い地點であつたかも知れぬ。贄として神及領主に貢進したから爾倍魚と名づけたので、多物をニヘサと稱へたとは、假に此地限りの方言としても信じられぬことである。或は豐後風土記のアナミス（第七六頁）、ニナメ（第七八頁）と同じく注記者の錯誤か、若くはニヘ（贄）サハ（多）ニといふ副詞形であつたのを訛つてニヘサニとし、一般的に多物をいふものと誤解したのであらう。

紀によれば玉杵名邑では、津頰（ツツラ）と稱する土蜘蛛を誅戮せられたとある。斷言を憚るが、ラは高來ツ子ラのラと同じく接尾語で、ツツはチチ（主父）の轉呼、卽ち酋長に對する敬稱ではあるまいか。此地から阿蘇に出られたとすれば、川を遡つて菊地盆地に出で、更に黑川を傳うて進入せられたものとせねばならぬ。阿蘇都彥、阿蘇都媛は勿謂其地に占據した土豪の謂であるが、肥後守、筑後守などゝ同様に、一人に限られた固有名詞ではなく、其地の住民が族祖として祭つた神、卽ち健磐龍命神社及阿蘇比咩神社の祭神をも此名を以て呼稱したので、神が人間に化現したといふ俗說を生じたのであらう。アソのアは接頭語で、ソ（襲）といふに同じいから、住民は熊襲族であつたと思はれる。

上記により肥後巡幸は終り、天皇は筑後國に進出あらせられた。阿蘇より直接此方面に出る道はないから、再び菊地を經て一旦玉名に引返されたに違ひない

が、特記すべき事件がなかつたと見えて傳說に殘らず、筑後に於ける路次についても、左記の如く極めて簡略に叙述せられて居るのである。

秋七月辛卯朔甲午、到ニ筑紫後國御木(ミケ)一、居ニ於高田行宮一、時有ニ僵樹一、長九百七十丈焉、百寮蹈ニ其樹一而往來、時人歌曰

あさしもの　みけのさを橋　まへつ君　い渡らすも　みけのさを橋

爰天皇問レ之曰、是何樹也、有ニ一老夫一曰、是樹者歷木(クヌギ)也、嘗未レ僵之先、當ニ朝日暉(カゲ)一則隱ニ杵島山一、當ニ夕日暉一覆ニ阿蘇山一也、天皇曰、是樹者神木、故是國宜レ號ニ御木國一、丁酉到ニ八女縣一、則越ニ前山一、以南望ニ粟岬一、詔之曰、其山峰岫重疊、且美麗之甚、若神有ニ其山一乎、時水沼縣主猿大海(サルオホアマ)奏言、有ニ女神一、名曰ニ八女津媛一、常居ニ山中一、故八女國之名由レ此起也、八月到ニ的(イクハ)邑一而進食、是日膳夫等遺レ盞、故時人號ニ其忘レ盞處一曰ニ浮羽一、今謂レ的者訛也、昔筑紫俗號レ盞曰ニ浮羽一

以上は天皇の御事蹟に假託せられて居るが、其實質が御木(ミケ)、八女(ヤメ)、的(イクハ)といふ地名の

所由說明に過ぎぬ所を見ると、其資料は明に紀の編纂當時旣に進達せられて居たらう。されば三地經由は事實であつたとしても、其記事は過信すべからざるもので、以下に說述するやうに、此當時果して右の如き地名が與へられ、若くは用ひられて居たかといふことすら疑はれるのである。

筑後風土記から出たもので、他に之を補修すべき傳說又は記錄がなかつたのであ

御木は今の三池郡で、和名抄は三毛(三計)郡とあるが、三池といふ字も相當に古くから用ひられて居るから、或は此名のもとは御池で、音便によつてミケと稱へられたのであるかも知れぬ。僵木傳說も其木が池の一岸から他岸に跨り、自然に水上に架した竿橋卽ち丸木橋を形成し、行宮に伺候する廷臣等が、池畔迂廻をさけて此木の上を渡つたものとすれば、よく了解せられるが、地面に橫たはる大木の上を殊更に蹈み渡るが如き、兒戲に類する行爲を百寮が敢てしたとは考へられぬ。九百七十丈は誇張であらうが、世に珍らしい大木が存したといふ口碑があ

つたので、夙に地名を之に牽强したと見え、筑後風土記殘簡（釋紀所引）にも次の如く說かれて居る。

三毛郡云々、昔者楝木一株、生二於郡家南一、其高九百七十丈、朝日之影、蔽二肥前國藤津郡多良之峯一、暮日之影、蔽二肥後國山鹿郡荒爪之山一云々、因曰二御木國一、後人訛曰二三毛一、今以爲二郡名一

地名と樹名とが紀の所傳と相違するのは、既記の如く此風土記が延長再撰なるが故で、樹影が朝夕隣國の山峰を蔽うたといふが如きは、勿論譬喩に過ぎぬから、色々に傳へられたことも有り得べく、クヌギ（櫪）は殼斗科植物の總稱、アフチ（楝）は今いふセンダン（栴檀）の木で、いづれも喬木であるから、どちらでも差支はない。之と類型の巷說は記の仁德天皇の卷及播磨風土記にも見え（次篇參照）、肥前風土記佐嘉郡の條下には左の如く傳へて居る。

昔者樟樹一株、生二於此村一、幹枝秀高、莖葉繁茂、朝日之影、蔽二杵嶋郡蒲川山一、暮日

之影、蔽二養父郡草横山一也、日本武尊巡幸之時、御二覽樟茂榮一曰、此國可レ謂二榮國一、因曰二榮郡一、後改號二佐嘉郡一

高田行宮の遺跡については定說はないが、ミケの名の本原なる一地點の附近なることは疑なく、或は今の三池町が之に當るのかも知れぬ。其大字の歴木（クノキと稱へる）は、此傳說によつて後人が命名したのであらうが、三池は刀工光世を以て有名な舊地である。

八女縣の前山は類聚國史に藤山とあり、栗岬も永享本には栗岬とあるが、所在地が不明であるから、孰れを可なりとも定めかねる。さりながら三池から浮羽に出る道に當るものとすれば、矢部川及星野川流域の丘陵地の稱呼であつたのであらう。ヤメツ媛は此地方在住民の族母神をいふのであらうが、其は地名から出た稱號で、上記高來津座と同様に、神號から地名に轉じたのではあるまい。案するにヤメはヤベの轉呼で、隣地イクハ（的）邑には的部（イクハベ）（播磨風土記）が居住し、此處に

は矢部と稱する民部が占住したので地名となつたのであらう。夙に上下二郡に分れ、持統紀にも筑紫國上陽咩郡とあり、音便によつてカムツマ、シモツマと訛り、和名抄には上妻、下妻の字を充當して居るが、近年合併して八女郡の舊稱に復し、川名及村名としては今も矢部といふ稱呼を用ひて居る。水沼縣主猿大海については後段に說述する(第一三〇頁)。

的邑は和名抄には生葉(以久波)郡とあり、郡中に物部といふ鄕名のある所を見ると、物部々衆に屬する的部が居住したが故に地名に轉じたものと思はれる。隣郡矢部に對立する稱呼なることは上述の通りで、東鑑にも生葉庄の人矢部十郞某といふ名をあげ、今の浮羽郡福富村の大字に屋部といふ名を存する所を見ても、右の推定は不當ではあるまい。物部が此地に土着したのは、恐らくは此巡幸當時のことで、供奉の一將が此地方鎭定の爲、其配下と共に殘留したのであらう。されば之を蓋の方言なるウキハ(浮羽)の轉呼なりとする紀の所傳は、釋紀所引の筑

後風土記にも次の如く記述せられて居るけれども、後人の附會とせねばならぬ。

昔景行天皇巡レ國既畢、還レ都之時、膳司在二此村一、忘二御酒盞一云々、天皇勅曰、惜乎朕之酒盞、俗語云二酒盞一爲二宇枳一因曰二宇枳波夜郡一、後人誤號二生葉郡一

大意に變りはないが、此はウキを以て酒盞の謂なりとし、天皇がウキハヤと仰せられたので地名となり、イクハと轉呼したといふので、盞の方言をウキハ（浮羽）とする紀の所説と一致せぬ。ウキは雄略朝の三重婇が歌にも瑞珠ウキといふ句があり、春日の袁杼比賣が大御酒を獻つた時、雄略天皇の詠まれた御製を宇岐歌といふとあるから〔記〕、酒器を意味する古言なることは疑なく、分注に俗語とあるのは、常陸風土記にも例があるやうに「日本語では」といふ程の意である。之に反して盞をウキハと稱へた例は見えぬから、大キ瓮の轉呼で、筑紫方言であつたかも知れぬ。ウキも亦大筍を意味するのである。いづれにしてもイクハといふ邑號の所由が不明になつた後の附會說で、奉膳のものがウキハ又はウキ（酒盞）を忘れ

たから、ウキハ(浮羽)又はウキハヤ(宇枳波夜)と名づけたのを、訛傳したのであるといふ說は事實と見ることが出來ぬ。

紀には收錄せられて居らぬが、豐後風土記によれば、天皇は的邑(浮羽郡)から同國日田郡に巡行せられたもののやうで、次の二條の口碑をあげて居る。

日田郡。　昔者纏向日代宮御宇天皇大足彥天皇、征二伐球磨贈一於二凱旋之時一、發二筑後國生葉行宮一、幸二於此郡一、有ㇾ神名曰二久津媛(ヒサツ)一、化而爲ㇾ人參迎、辨(ワキマヘ)二中國消息一、因ㇾ斯曰二久津媛之郡一、今謂二日田郡一者訛也

鏡坂。　昔者纏向日代宮御宇天皇、登二此坂上一御二覽國形一、卽勅曰、此國地形、似二鏡面一哉、因曰二鏡坂一斯其緣也

久津媛が日田と轉呼せられたといふのは、上述の八女と同じく本末轉倒で、ヒダはヒナ(夷)に通じ(第二巻二三二頁)、其族人が居住したから名を得たのであらう。和名抄に郡名を日高(比多)として居る所を見ると、其本邑は今の三芳村大字日高

で、本初はヒタカと稱へ、夷處を意味したものと思はれる。鏡坂は在二郡西一と注せられ、箋釋には在二石井鄕上野邑東一とあり、此說に從へば今の高瀨村大字上野の一地點で日高の西に接して居る。美濃國各務(加々美)郡各務鄕を始め、諸國の山川鄕里にカガミを名とするものが多いが、必しも常に鏡の意を以て命名せられたとは考へられず、此の地名所由說の如きも深く信ずるに足らぬ。

巡幸記事は之を以て終りとするが、日田郡から豐前に出で、田川(今川)の流に沿うて仲津郡に出で、最初の上陸地點なる仲津鄕から御乘船、還幸の途につかれたものと思はれることは旣述の通りである。紀には凱旋を其翌年のことゝして、次の如く記述して居る。

十九年秋九月甲申朔癸卯、天皇至レ自二日向一

此年月次に從へば歸路に一ヶ年有餘を費されたことになるが、之については何等の說明をも與へて居らぬ。

肥前風土記には上記の外に、天皇巡幸に關する多くの口碑をあげて居るが、既に概論したやうに、深く信ずるに足らぬものであるから、左に之を列擧し、必要に應じて簡單なる註釋を加へるに止める。

基肄郡。　昔者纏向日代宮御宇天皇、巡狩之時、御ニ筑紫國御井郡高羅之行宮ー遊ニ覽國內ー、霧覆ニ基肄之山ー、天皇勅曰、彼國可レ謂ニ霧之國ー、後人改號ニ基肄國ー、今以爲ニ郡名ー

高羅は玉垂神社のある高良山をいふのであるが、八女から生葉に出られたものとすれば、順路を外れて居るから、肥前各地巡幸の事實が立證せられぬ限り、此地行在もまた疑とすべきである。佐賀方言では往々リとイとが相通するから、キリ(霧)をキイと轉呼したことは有り得べきであるが、基肄と書くやうになつたのは、地名二字制によるもので、紀伊と同じく本初はキといふ名であつたのである

から、景行朝時代にキイと稱へた筈はなく、又キリのリを省いてキ一音とするやうな轉訛は發音原則上あり得ぬことである。

同郡長岡神社。　同天皇自二高羅行宮一還幸而、在二酒殿泉之邊一、於レ此薦レ膳之時、御具甲鎧(ミヨソヒノカワラ)、光明異レ常、仍令レ占二問卜部殖坂(ウヱサカ)一、奏云、此地有レ神、其願二御鎧一、天皇宜、實有レ然者、奉レ納二神社一可レ爲二永世之財(タカラ)一、因號二永世社一、後人改曰二長岡社一、其鎧貫緒(ヌキヲ)悉爛絶、但冑并甲板(サネ)今猶在也、

右によれば此鎧は緒を以て小札(サネ)を綴したもの丶やうであるが、其やうな甲冑が此時代に既に存在したとは考へられぬ（第三卷九五頁）。

養父郡。　昔者纏向日代宮御宇天皇巡狩之時、此郡佰姓、擧レ部麥集、御狗出而吠之、於レ此有二一產婦一臨見、御狗卽吠止、因曰二犬聲止國一、於レ此訛謂二養父郡一也

養父は但馬國にもある郡名で、和名抄には參河國八名郡及近江國愛智郡の鄕名中にも此稱呼をあげて居るが、犬聲止國の謂にあらざることは勿論で、其語義は藪(ヤブ)

即ち叢林をいふものとも了解せられるが、若しヤムを原語とすれば、出雲國の止(ヤム)屋(ヤ)(第三卷二〇九頁)と同語から出たのであらう。産婦に見られて犬が吠止んだとあるのは、或時代の俗信で、厭勝を意味するのであらうが、其起原を詳にせず、今も尚同一又は類似の俗信が殘存するかは民俗學者について聞くべきである。

同郡日理(ワタリ)郷。　昔者筑後國御井川渡瀨甚廣、人畜難レ渡、於レ茲纒向日代宮御宇天皇巡狩之時、就ニ生葉山一爲ニ船山一、就ニ高羅山一爲ニ梶山一、造ニ備船一漕ニ渡人物一、因曰ニ日理郷一

此は御井川即ち筑後川の渡船の起原を述べたに過ぎぬ。日は曰の誤寫で、播磨風土記にも意保和知野に邑曰野の字をあてた例があり、字音ワツ(ヱツ)をかり、之に理をそへてワタリと訓ませたのである。然るに之を日と誤り、更に上下に一をそへて亘とし、亙(ワタリ)に通はせて用ひるやうになつたが、亘(セン)にはワタリの意なく、亙は一字でもワタリであるから、理をそへるのは蛇足である。

同郡狹山郷。　同天皇行幸之時、在二此山行宮一、徘徊曰、望二四方一分明（サヤケシ）、因曰二分明村一分明謂二佐夜氣志一今訛謂二狹山郷一

サヤマは勿論河內の狹山（第三卷二五三頁）等と同義から出た地名である。

三根郡米多郷。　此郷之中有レ井、名曰二米多井一、水味鹹、曩者海藻生二於此井之底一、纏向日代宮御宇天皇巡狩之時、御二覽井底海藻一、卽勅賜レ名曰二海藻（メフ）生井一、今訛二米多井一、以爲二郷名一

メフをメタと訛る筈はないから、メタはミタ（御田）の轉呼とすべきである。

神埼郡。　昔者此郡有二荒神一、往來之人多被二殺害一、纏向日代宮御宇天皇巡狩之時、此神和平、自レ爾以來、無二更有レ㥨一、因曰二神埼郡一

有名なる神の鎮座する山の岬によつて名を負うたものとすべきである。

同郡三根郷。　此郷有レ川、其源出二郡北山一、南流入レ海、有二年魚一、同天皇行幸之時、御船從二其川瀨一來御二宿此村一、天皇勅曰、夜裏御寢（ヤスイヲネマ）甚有二安穩（シキ）一、此村可レ謂二天

皇御寐(ミネ)安村一、因名ニ御寐一、今改ニ寐字一、爲レ根

ミネが嶺の意なることは、雄略紀に筑紫嶺縣主といふものゝ名が見えるによつても明である。此川は今の田手川であらう。裏の字舊本裹とあり、久老は素と改めたが、文意によるも裏であらねばならぬ。

同郡船帆鄕。同天皇巡狩之時、諸氏人等擧落(コゾリテ)、葉船ニ擧レ帆參ニ集於三根川津一、供ニ奉天皇一因曰ニ船帆鄕一云々

擧落の二字は、延暦四年六月坂上大忌寸苅田麻呂の上表中にも共人民男女擧落隨レ使盡來と用ひた例があり、聚落ヲ擧リの意で、單にコゾリテと訓んでもよい。葉船は勿論木の葉舟卽ち小船の謂である。フナホ(船穂)は備中國淺口郡及下總國千葉郡にもある鄕名で(和)、國造本紀によれば但遲麻國造の始祖も船穂足尼といふとあるが(第二卷一九三頁)、帆をホと稱へるのは古言ではないから(一―二五四頁)、別義から出た稱呼とすべきである。

同郡蒲田郷。　同天皇行幸之時、御ヨ宿此郷西ニ薦ニ御膳ニ之時、蠅甚多鳴、其聲大カ囂マシ、天皇勅云、蠅聲甚囂（イトカマシ）、因曰ニ囂郷ニ、今謂ニ蒲田ニ訛也

カマタ（蒲田、鎌田、釜田）は諸國にある地名で、多くは蒲の生ひた田を意味するものゝやうである。

同郡琴木岡。　此地平原、元來無レ岡、大足彦天皇勅曰、此地之形、必可レ有レ岡、卽令ミ郡丁起ヨ造此岡ニ、造畢之時、登レ岡宴賞、興闌之後、竪ニ其御琴ニ、琴化爲レ樟、因曰ニ琴木岡ー

コトはナリコト（鳴物）の略稱で（四―一四三頁）、此當時用ひられたのは如何なる形式に屬するものであつたか判明せぬが、樟樹は其材料に必要であつたとも思はれぬ。恐らくは祭神場なるが故にコドキ（壽詞）の岡と稱したのであらう。――コトホキ（言祝）をコドキと約した例は東歌にもある――されば琴木は借字で、本郡妙法寺古文書には毎木宮とも記されて居るといふことである（古風土記標註）。

松浦郡大家嶋。　昔者纏向日代宮御宇天皇巡幸之時、此村有二土蜘蛛一、名曰二大身一、拒二皇命一不レ肯二降伏一、天皇勅命誅滅、自レ爾以來、白水郎(アマ)等就二於此島一造レ宅居之、因曰二大家嶋一

此地は今の的(アヅチ)大嶋であらうと謂はれて居るが、道順からいへば彼杵郡から志式島に渡る途中であらねばならず、在二郡西一といふ注記にも合はぬから、或は一本に大家郷とあるを可とし、他に物色する必要があるかも知れぬ。大身が酋長の稱號なることはいふまでもない。

同郡値嘉嶋。　昔者同天皇巡幸之時、在二志式島之行宮一、御二覽西海一、海中有レ嶋、煙氣多覆、勅遣二陪從阿曇連百足一、令レ察レ之、島有二八十餘一、就レ中二嶋、嶋別有レ人、第一嶋名二小近一、土蜘蛛大耳居レ之、第二嶋名二大近一、土蜘蛛垂耳居、自餘之嶋並人不レ在、於レ茲百足獲二大耳等一奏聞、天皇勅且レ令二誅殺一、時大耳等叩頭陳聞曰、大耳等之罪、實當二極刑一、雖レ被二戮殺一不レ足レ塞レ罪、若降二恩情一得二再生一者、

奉レ造ニ御贄一、恆貢ニ御膳一、卽取ニ木皮一作ニ長鮑(ノシ)、鞭鮑(ムチノシ)、短鮑、陰鮑(カゲノシ)、羽割鮑(ハワリノシ)等之樣一、獻ニ於御所一、於茲天皇垂ニ恩赦一放、更勅云、此嶋雖レ遠、猶見レ如レ近、可レ謂ニ近嶋一、

因曰ニ値嘉島一

志式嶋は神名帳に松浦郡志々伎神社とある地、卽ち今の北松浦郡志々岐村で、現在は船越といふ地峽を以て平戸島と接續して居るが、往昔一離島であつたことは疑がない。天皇は値嘉島(今の五島)には渡御あらせられず、從臣を派遣せられたといふので、其酋長の稱號大耳、垂耳が大御身、足御身の謂なることは勿論である。土蜘蛛とはあるけれども、章末に此島白水郎容貌似ニ隼人一とあり、住民がハヤト卽ちアマ(海人)族であるのに、酋長のみが種族を異にしたとは考へられぬから、序說(第五頁以下)に述べたやうに、單に異俗といふ意を以てツチクモといふ稱呼を用ひたものとすべく、チカといふ島名も亦シカの轉呼で(第二卷一六四頁)、シカの海人が占住したのであらう。されぱこそ同族のアヅミ(阿曇)連を言向に派遣

せられたのである。

杵嶋郡。　昔者纏向日代宮御宇天皇巡幸之時、御船泊二此郡磐田杵之村一、于レ時從二船戕戨之穴一、洽水自出、一云船泊之處自成二一島一、天皇御覽、詔二群臣等一曰、此郡可レ謂二戕戨島郡一、今謂二杵島郡一訛レ之也

磐田杵は岩瀧の意で、右の文によれば海岸の一地點であらうが所在を詳にせぬ。戕戨は戕牁と同じく、國語カシ（水竿）に充てた漢字で〔和〕、之を刺通す孔から水が滲み出たから、カシ島と名づけたのを、キシマと訛つたとあるのは、例の戲說とすべきである。當國にはキ（基肄）と號する地名もあるから、キ（木）族によつて名を負うたものらしく、シマはスマ（栖間）即ち聚落の意である。

藤津郡能美鄕。　昔者纏向日代宮御宇天皇行幸之時、此里有二土蜘蛛三人一、兄名大白、次名中白、弟名小白此人等造レ堡隱居、拒二皇命一、不レ肯二降服一、爾時遣二陪從紀直等祖穉日子一令二以誅滅一、於レ茲大白等三人、但叩頭陳二己罪過一、共乞三更入二奉

主人、因曰ニ能美郷一

宣化紀に新家をニヒノミと訓し、讃岐國阿野郡新居を和名抄に爾比乃美と註したやうに、家居又は聚落を意味するノミといふ古言が存したものゝやうで、諸國の地名に殘つて居る。之を平身の義に取なして右の如く所由を説いたのであるが、牽強なることは言ふまでもない。土蜘蛛の名大白、中白、小白は恐らくはシラ又はシロといふ地名を負うたのであらう（所在不明）。紀直等祖穉日子は、國造本紀に成務朝任命とある葛津（フヂツ）立國造、紀直同祖、大名草彥命兒若彥命のことで、隣郡杵島郡の名も上記の如く此氏族稱から出たものと思はれる。

同郡託羅郷。　同天皇行幸之時、到ニ於此郷一御覽、海物豐多、勅曰、地勢雖レ少、食物豐足、可レ謂ニ豐足村一、今謂ニ託羅郷一訛レ之也

今も藤津郡多良村に其名を留めて居るが、是も此地に限られた稱呼ではない（語義不明）。

彼杵郡。　昔者纏向日代宮御宇天皇、誅二滅球磨噌唹一之時、天皇在二豊前國宇佐海濱行宮一、勅二陪從神代直(カムシロ)一遣二此郡速來村(ハヤキ)一捕二土蜘蛛一、於茲有レ人、名曰二速來津姫一、此婦女申云、妾弟名曰二健津三間一、住二健村之里一、此人有二美玉一、名曰二石上神之木蓮子玉(イタヒ)一、愛而固藏、不レ肯レ示レ他、神代直尋覓之、超レ山逃走落二石岑一郡以北之山一、即遂及捕獲、推二問虚實一、健三間云、實有二二色之玉一、一者曰二石上神木蓮子玉一、一者曰二白珠一、雖レ比二礒硤一、願以獻之、亦申云、有レ人名曰二箆簗(ウヘヤナ)一、住二川岸之村一、此人有二美玉一、愛レ之固秘、定無レ服レ命、於茲神代直、迫而捕獲問レ之、箆簗云、實有レ之、以貢二於御(オモノ)一、不二敢愛惜一、神代直、捧二此三色之玉一還獻二於御一、于レ時天皇勅曰、此國可レ謂二具足玉國(ツナヒ)一、今謂二彼杵郡一訛之也

同郡浮穴郷。　同天皇、在二宇佐濱行宮一、詔二神代直一曰、朕歷二巡諸國一、既至二平治一、未レ被二朕治一、有二異徒一乎、神代直奏云、波浪之起村、未二猶被一レ治、即勅レ直遣二此村一、有二土蜘蛛一名曰二浮穴沫媛(アワ)一、捍二皇命一甚無レ禮、即誅レ之、曰二浮穴郷一

此二條は他の口碑とは趣を異にし、巡幸といはずして陪從を派遣せられたとあるのであるが、藤津郡から松浦郡(平戶)に出るには、本郡經由を要するから、若し肥前巡幸が事實であるとすれば、矛盾とせねばならぬ。さりながら上述の如く巡幸說の根據は極めて薄弱で、寧ろ此二條の方が事實に近いやうであるから、或は和名抄に肥前國高來郡神代(加無之呂)とある地、即ち今の南高來郡神代(カウシロ)村に占住した神代直といふ豪族の家傳であつたかも知れぬ。速來は現在の東彼杵郡早岐村で、其地の女君なるが故に速來津姬と稱したのであるが、健村、石岑、川岸村及浮穴鄕は所在を詳にせぬ。健村の土豪の私領をミマ(第二卷五六頁)とよび、轉じて其族長の稱號にも用ひ、浮穴(第二卷五二頁)鄕に在るワ(椰)を名に負うて浮穴のアワ媛(アは接頭語)と稱し、川岸に住んで漁撈を事としたが故に箟簗(ウヘヤナ)と名乘つたのであらうが、——箟は笓と同じく漁具の名であるから筌(ウヘ)に代用したのである——其種族は必しも土蜘蛛ではあるまい。

此傳說に於て注意すべきは、健津三間及箆簗が珍藏の寶玉を徵發せられたといふことで、第一卷(二一八頁)に論じたやうに、家寶獻納は臣服の左劵とせられたのである。木蓮子玉は其材質によつて名を得たのか、或は形狀を意味するのか不明であるが、黑玉なることは疑なく、白珠は眞珠をいふので、之を碔(黑砥石)砆(美石の謂)に比へたのである。ソノキ(彼杵)といふ名が具足玉(タマソナヒと訓むのであらう)から出たといふのは例の牽强で、基肄、杵島と同じく、キ(木)といふ族名に、襲之高千穗の例に準じ、ソノを冠したものと思はれる。

以上傳ふる如くば、第二卷第六章に揭げた倭人諸國の大半は、此際巡幸を仰いだ筈で、假に肥前風土記の所說は疑問として之を除いても、肥後國の境域內と推定せられる蘇奴(阿蘇)、躬臣(菊地)、鬼奴(城野)、邪馬(山門)、烏奴(山鹿郡小野)を始め、女王の本據たる邪馬臺(筑後國山門郡山門鄕)を經由せられたのであるか

ら（第二巻二四七頁以下）、卑彌呼全盛時代であつたとすれば、縱ひ皇威を畏んで抗拒を敢てしなかつたとしても、重要な交渉が行はれたことは必然であるのに、何等言及せられて居らぬ所を見ると、尙いふに足るほどの勢力はなく、他の土豪と同樣に直に恭順の意を表したのであらう。從來之を問題としたものがなかつたのは、倭人傳をヤマト帝國に關する一訛傳と見、卑彌呼は神功皇后の御事なりと輕信したか、然らざるも紀の年紀に從うて景行天皇の巡狩時代には、邪馬臺國は尙未だ存立して居なかつたと解した爲であらう。近代學者の研究により、紀年の誤差が發見せられ、倭はヤマトの事ではなく、西曆第三世紀頃に實在した異俗の國家であることが明にせられた今日に於ては、無關心ではあり得ぬから、以下聊か考察を試みる。

第三巻序說（第三頁以下）に論究した所によると、崇神天皇崩御の年は西曆一九八年で、次の垂仁天皇の治世は比較的短く、二十年以內であつたと思はれるから、

景行天皇の九州巡幸は、恐らくは女王卑彌呼(西暦二四七年歿)の卽位前か、若くは尙覇を稱へるに至らぬ以前のことであらう。當時倭人の諸小邦が各自獨立割據の狀態にあつたことは、魏志の倭人傳に「相攻伐歷年」とあるによつても明であるから(第二卷々末原文參照)、團結的行動を取り得ず、大部隊より成る皇軍に對して全然無抵抗であつたので、傳說に殘らなかつたものと思はれる。豐後國海部郡から日向國兒湯郡に至るまでの路次について、何等傳ふる所がないのと同樣に、沿道の大小集團が恭順の意を表し、無事に通過あらせられた場合には、常に默殺せられて居るのである。此方面の倭人中名の現はれて居るのは、上揭八女縣に於て御下問に奉答した水沼縣主猿大海の外はなく、同人は八女に隣する三潴(美無萬)郡(和)に占據した土豪で、倭人傳に投馬國とある地の君長と思はれるが(第二卷二四五頁)、ヤマト天皇の行幸を聞いて八女縣に於て奉迎したのであらう。恐らくは當時の倭人集團長中の有力者で、打猨、頸猨等と同じくサルといふ敬稱を用ひ(第六

八頁)、倭人卽ちアマ(海人)の大頭目なるが故に、大海を以て名號としたのではあるまいか。

歴代の皇謨として、武力の濫用を避け、徇撫を旨とせられ、降伏者に兵を加へられることはなかつたのであるから、抵抗の氣勢を示さぬ限り、一々小邑落を巡廻する必要なしとして、天皇は生葉方面より捷路を取つて凱旋の途につかれたので、肥筑地方は一旦平定し、朝廷の治下に屬したのである。

さりながら一回の巡狩によつて地方民衆が盡く心服するに至らぬことは勿論であるから、鎮撫の爲に供奉の武將を殘留せしめられたものゝやうで、上述の志貴多奈彥(火及阿蘇國造の始祖)、紀直稱日子、神大野宿禰、神代直、阿曇連百足等の外に、國造本紀にあげた吉備津彥命の兒三井根子命(葦分國造)、大水口足尼の孫矢田稻吉(末羅國造)並に葛城の止波足尼(比多國造)は之に屬するものと思はれ

る。仲哀朝に此地方再征を必要とせられたのは、上記諸人若くは其後繼者の勢力が微弱であつたか、若くは統治が其道を得なかつた爲もあらうが、之を要するに倭人國が大に勃興した結果であることは、次卷に於て論ずる通りである。

第四章　日本武尊

名號及性格——筑紫出征——熊曾建誅戮——路次淸掃——諸附會說

上章に詳述したやうに、天皇の親征によつて一旦降服した日向の熊襲は、久しからずして背叛したので、鎭定のため日本武尊を派遣せられた(紀)。記にも倭建命の西征談は擧げて居るが、天皇の親征を叙して居らぬ所を見ると、朝廷の傳承に殘つたのは此部分のみであつたので、紀は上述の如く新資料によつて補綴したのである(第三、四頁)。此やうな重大史實が散逸したのは甚奇怪であるが、武勇絕倫と謳はれた年少皇子に對する人望(ポピユラリチー)が至大であつたことは、紀に天皇の勅言をかりて身體長大、容姿端正、力能扛レ鼎、猛如二雷電一、所レ向無レ前、所レ攻必勝、卽知之、形則我子、實則神人云々と激賞して居ることによつても明で(次章參照)、其御生涯

が劇的に物語られ、御父天皇の武略は之が爲に其蔭にかくれ、重複を厭うて親征談を省くやうになつたのであらう。判官贔負の民衆が、東鑑の記述に滿足せず、義經記に心を惹かれ、渡蒙說を喜び迎へるのと同一の人情で、記錄の存する世に於てすら尙且然りであるから、況して口から耳に言ひつぎ語り繼いだ時代に在つては、群衆心理による史實の訛傳は免かれぬことであつたのである。

紀記共に此皇子の本名を小碓尊(命)とし、亦名日本童男(倭男具那命)といひ、紀には亦曰日本武尊ともある。後の稱號は後記の如く熊襲梟帥(熊曾建)が奉つたと傳へられ、記は之を別名中に掲げず、綽名であるかのやうに取扱うて居るにも拘はらず、他の二稱號は稀に用ひられるのみで、古來殆ど常に日本武尊(倭建命)と稱し、常陸風土記等には倭武天皇とさへ記されて居る。さればヤマトタケ御子が公式の稱號であつたことは疑なく、熊襲梟帥の奉授としたのは、上代話術に好んで挿入せられた名號所由說話に過ぎぬ。之を論證する爲には他の稱號をも併せ

て釋明することを要する。卽ち

小碓尊（命）。　御兄大碓命に對し、御弟のウス（大栖）の御子の意を以て號けまゐらせたので（第三八頁）、恐らくは母妃の御手許に於て保育中の稱呼であらう。碓の字によつて御兄皇子と雙胎なりとする說の信ずべからざるは既述の通りである（第三七頁）。

日本童男（倭男具那命）。　ヤマトは皇室の冠稱で（第二卷五四頁）、ヲグナはヲク（少子）に敬語ナを添へたものであるから、郞君といふに同じく、古はヲミ（少女）ナと對立して用ひられた。さればヤマトヲグナは皇室の若君といふ意で、御父天皇の許に引取られた後の通稱と思はれるが、尙幼名である。

日本武尊（倭建命）。　武勇を讚へてタケ御子といひ、皇室の稱號なるヤマトを冠したのであるから、公式尊稱であらねばならぬ。武（建）は武甕槌（建御雷）の如く冠稱として用ひた場合は勿論、之を名號とした稚武彥、建內宿禰の如

きも、タケとのみ稱へるのが例であるが、助語ノを介してタケノ皇子というても語法上誤謬ではなく、殊にミコトとつゞける場合にはヤマトタケノミコトと稱へる方が口調がよいので、從來かく言ひならはしたのである。――此ノの用法は大王能登保乃朝庭（萬五）等と同例である――若しクマソタケルが奉つたといふ所由説が事實に基くものとすれば、信友が論じたやうにヤマトタケルノミコトであらねばならぬが（比古婆衣）、邊地の一土酋の提議が直に大和に反響したとは考へられぬことで（後記參照）、若し其御名が當時の通稱ではなく、後人が最も適切なりとして用ひたものとすれば、他に公式の稱號が存した筈である。或は天智皇子建王をタケルノミコと稱へることを以て例とするものがあるかも知れぬが、其は御齡八歲を以て夭折せられたのであるから、勇武の故を以て建と稱へたのではなく、大將ゴッコがお好であつたから、御祖母天皇がタケル（武將）の皇子と呼んで鍾愛せられたので、紀にも特

に建の字をあてゝ居るのである。

日本武尊の御性格、御風采については、上記の外に紀には幼有二雄略之氣一、及レ壯容貌魁偉、身長一丈、力能扛レ鼎焉とあるのみであるが、記には其勇猛の例として次の如き逸話をあげて居る。

天皇小碓命に詔りたまはく、何ぞ汝が兄、朝夕の大御食に參出來ぬ。專に汝泥疑敎へ覺せと詔りたまふ。かく詔りたまひて後、五日に至り猶參出ず。爾に天皇小碓命に問ひたまはく、何ぞ汝が兄久しく參出ぬ。若し未だ誨へず有りやと問ひ給へば、既に泥疑しつと答へ白す。又いかに泥疑つると詔りたまへば、答へ白さく、朝署に厠に入る時、待ち捕へ搤み批ちて、其枝を引かき、薦に裹みて投棄てつと白す

此一段の大意は、大碓命が參內を怠るが故に、懇々訓誨を加へよといふ勅命をうけた小碓命が早合點して、朝曙(署は略字)に厠に行くを待ち伏せ搤み批ちて(五―

一一五頁)手足を摭ぎ取り、薦に包んで投棄てたといふので、若し事實とすれば粗暴極りなきことであるが、此は此皇子の勇猛を極度に誇張したもので、大碓命が無事であつたことは、同書に押黑の兄日子及弟日子兄弟を生み、守君、大田君、島田君等の祖となつたとあるによつても明白で、紀には次章に掲記するやうに(第一六三頁)、怯懦にして東征の將たることを忌避したから、美濃に左遷せられたとあるのである。さりながら此やうな突飛な着想が浮び、聽衆によつて異議なく受入れられたのも、左記の如く多少の理由があるからである。

(一) 大碓命が長兄でありながら儲位候補中に入らなかつたこと

(二) 父天皇に採納の思召があつた美濃國造の二女を娶つたこと

(三) ネギは希望の意の語幹ネの一活用形で、爰では宥め慊すといふ意に用ひられたのを、ネヂ(捩)と類音であるので、誤解せられたと說いたものらしく、例の語戲であるが、小子部の蜾蠃の話と同樣に(第二卷一三八頁)、上代の聽衆

を喜ばせたこと

（四）皇子達は朝夕の大御饌の際に天機を奉伺する慣例であつたこと

右の一條は之を要するに虛構に外ならず、其故に紀の編者は之を採らなかつたのであるが、記は之に捉はれて熊曾討伐を課せられたのも多少懲戒の意を含んで居るかのやうに說いて居るのである。卽ち

是に天皇、その御子の建く荒ぶる情(ココロ)を惶みたまひて詔りたまはく、西の方に熊曾建二人あり、是伏(マツロ)はぬ无禮(ヰヤナキ)人等(ドモ)なり。故其人等を取れと詔りたまひて、遣はしたまひき。此の時に當りて其御髮は結額(ヒサゴハナ)したまひき。爾に小碓命その姨倭比賣命の御衣(ミソ)御裳(ミモ)を給はり、劒を御懷に納れて幸行(イデマ)しき

紀の所說は全然趣を異にし、左記の如く供奉者の名をも列擧し、征討大將軍として拜任せられたものゝやうに說いて居る。恐らくは新資料によつて修正を加へた

のであらう。

二十七年……秋八月熊襲亦反之、侵二邊境一不レ止、冬十月丁酉朔己酉、遣二日本武尊一令レ撃二熊襲一時年十六、於レ是日本武尊曰、吾得二善射者一欲二與行一其何處有二善射者一焉、或者啓之曰、美濃國有二善射者一曰二弟彦公一於レ是日本武尊、遣二葛城人宮戸彦一喚二弟彦公一故弟彦公、便率二石占横立及尾張田子之稻置、乳近之稻置一而來、則從二日本武尊一而行之

御姨倭比賣命の衣裳を給はつて出發せられたとあるのは（記）、次の女裝冒險の伏線であるが、豫め女裝して敵に近づく計畫が存したものとは考へられず、且後日東征に際し、同じ皇女から神劍及嚢を授けられたとあると重複する嫌がある。御髮結額は崇峻紀に厩戸皇子東二髮於額一とあると同意であるから、其訓に從うてヒサゴハナシと訓むべきで（日本古俗誌一五四頁）、同紀の注に古俗年少兒年十五六間東二髮於額一とあるが如く年少の形容で、紀に時年十六とあると契合する。二年の

紀に此皇子の降誕を叙し、且大碓命と雙生としたので、此年齢に疑惑を挾むものもあるが、當時皇子が尙垂髫の御齡であるにも拘はらず、かゝる大任を果されたればこそ國民の渇仰の的となられたのであるから、ほゞ事實に近いものとすべきで、此年(二十七年)から起算して、降誕を治世第十二年と推定するが如きは、紀の年紀の過信から起つた謬說である。稲日大郎姫が西征に供奉せられた形跡はないから、皇子の降誕も其若干年以前であらねばならず、年數の合はぬのは紀が故意に引伸ばしたからである。

皇子に供奉した善射の人美濃の弟彥公は出自を詳にせぬが、弟彥が字の義とすれば、敬語をそへて弟彥命とするか、然らずば單に弟彥といふべきで、キミ(公)を連ねるのは異例であるから、或はオトヒコといふ地の君といふ意かも知れぬ。尾張國海部郡美和村の大字にも乙之子といふ舊地が存するから、決して絕無のことではない。其從者を左記の如く伊勢の桑名及尾張の愛知地方に選んだ所を見て

も、之と境を接する美濃國海津郡地方の豪族であつたと推定せられるのである。

同人を召喚する爲に派出せられた葛城の人宮戸彦は、今の南葛城郡吐田(ハンダ)郷村大字宮戸の住人で、尾張連の一族と思はれるから、此弟彦公も亦、當時既に尾張國に移住して居た葛木氏族の一員であつたかも知れぬ。隨伴者は左記三名とある。

石占横立。　聖武天皇天平十二年の紀に、伊勢國桑名郡石占頓宮とあるから(續紀)、此イシウラも同地であらう。所在は判明せぬが、語義は磯(イソ)浦と推定せられるが故に、海濱の地であらねばならぬ。邑中に横田といふ地點が存し、其長をヨコタ主(チ)と稱へたのではあるまいか。

尾張田子之稻置。　集解によれば愛智郡大喜村(今名古屋市南區呼續町瑞穗)の蛸池のある地はもと田光庄といひ、此田子に當るといふことである。

乳近之稻置。　同書には、右の田光庄に近い智多郡に、近崎といふ村があるから、此チチカは之をいふのであらうと說いて居るが確證はない。チカといふ

語は既述の如く海人族の區別稱であるから、此族人の占住地であつたことは疑がない。

後の兩者が稻置といふカバネを有する所を見ると、横立と同じく小集團長で、恐らくは海人種に屬し、若干の部衆を引率したのであらう。討伐を蒙るべきクマソの魁帥は記には熊曾建二人とあるのみで、其名をも居住地をも示して居らぬが、紀によれば既述の如く取石鹿文一名川上梟帥とあるから(第八〇頁)、御父天皇が親征せられた日向國兒湯郡のクマソであつたとせねばならぬ。右の如き人名は空に案出し得られるものではないから、縱ひ若干の潤色が加へられたとしても、皇子の征西は嚴然たる史實とせねばならぬ。

大和より熊襲國に至る路次については、親征の場合と同樣に、何等の傳說も存せず、推測の手がゝりもないが、賊帥誅戮の顚末は紀記ほゞ同樣であるから、先

づ記の文を掲げる。

故態曾建が家に到りて見たまへば、其家の邊に軍三重に圍み、室を作りて居れり。是に御室樂せむと言ひ動みて、食物を設け備へき。故其傍を遊び行きて、其樂の日を待ちたまひき。爾に其樂の日に臨りて、其結はせる御髮を童女の髮のごと梳り垂れ、其姨の御衣御裳を服て、既く童女の姿になりて、女人の中に交り立ちて、其室の内に入り坐しき。爾に熊曾建兄弟二人、その孃子を見感でゝ、己が中に坐ゑて、盛樂びき。故その酣の時を臨て、懷より劍を出し、熊曾の衣の衿を取り、劍以ち其胸より刺通したまふ時、その弟建見畏みて逃出でき。乃ち其室の椅本に追ひ至りて、其背を取らへ、劍もち尻より刺通したまひき。爾に其熊曾建白言さく、其刀をな動かしたまひそ、僕は白すことありと言す。爾暫し許して押伏せたまふ。是に白言さく汝命は誰そと言せば、詔りたまはく、吾は纏向之日代宮に坐して大八島國知しめす大

帶日子淤斯呂和氣天皇の御子、名は倭男具那王者也。意禮熊曾建二人、伏はず禮無しと聞しめして、意禮を取り殺せと詔りて、遣はしたまふと詔りたまふ。爾に其熊曾建白さく、信に然まさむ。西の方に吾二人を除きては建く強き人なし。然るに大倭國に吾二人に益りて建き男は坐しけり。是を以て吾御名を獻らむ。今より以後、倭建御子と稱せと白す。此こと白し訖へつれば、卽ち熟苽のごと、振りさきて殺したまひき。故その時より御名を稱へて、倭建命といふなり

右の如く讀み下すと、文意は極めて明白で、殆ど註釋を必要とせぬ。紀の文は之を漢譯したもので、唯賊帥を一人としたことが異つて居るのみであるが、參照のため一節づゝ抄出して比較を試みる。

十二月到二於熊襲國一、因以伺二其消息及地形之嶮易一、時熊襲有二魁帥者一、名二取石鹿文一、亦曰二川上梟帥一、悉集二親族一而欲レ宴

取石はトラシと訓み、タラシ(足主(タラチ))の轉呼で、川上梟帥と稱へたのは財川(一之瀬川の支流)の川上に占住したからであらう。御室樂——御室は宣長説の如く新室の誤記で、ニヒムロのウタゲと訓むのであらう——を略して宴とした理由を詳にせぬが、事に於て大差はない。

於レ是日本武尊、解レ髪作ニ童女姿一、以密伺ニ川上梟帥之宴時一、仍劍佩ニ裀裏一、入ニ於川上梟帥之宴室一、居ニ女人之中一、川上梟帥感ニ其童女容姿一、則携レ手同レ席、擧レ坏令レ飲而戲弄、于レ時也更深人闌(マレナリ)、川上梟帥且被レ酒、於レ是日本武尊、抽ニ裀中之劍一刺ニ川上梟帥之胸一

女裝に用ひた衣裳については、記は上述の如く倭比賣命の料として居るのであるが、紀は倭姫の贈遺を削つたので、地方人の女服を手に入れられたものとして、殊更に裀の字を用ひたものゝやうである。裀は衣身卽ちミゴロのことであるから、當時の民庶が着用した袖無衣の謂であらう。誅殺の光景が記に比して甚簡略

であるのは、梟帥を一人とした爲もあらうが、記の所説を文飾と見たからではあるまいか。熟苽の如く割いたとあるが如きは、形容といふよりも寧ろ比況で、確に言葉の文である。熟瓜は和名抄に保會知と訓し、或說極熟蔕落(ホゾオチ)之義也と註してある。尻から刺通したとある尻は、臀部の謂ではなく、背後からといふ意であるから、ウシロと訓むべきであらう。

未レ及二之死一、川上梟帥叩頭曰、且待之、吾有レ所レ言、時日本武尊留レ劍待之、川上梟帥啓之曰、汝尊誰人也、對曰吾是大足彥天皇之子也、名日本童男(ヲグナ)也、川上梟帥又啓之曰、吾是國中之强力者也、是以當時諸人不レ勝二我之威力一而無二不レ從者一、吾多遇二武力一矣、未レ有下若二皇子一者上、是以賤賊陋口、以奉二尊號一、若聽乎、曰聽之、即啓曰自レ今以後號二皇子一應レ稱二日本武皇子一、言訖、乃通レ胸而殺レ之、故至二于今一稱曰二日本武尊一、是其緣也、然後遣二弟彥等一、悉斬二其黨類一、無二餘噍一

ヤマトタケといふ名號が熊襲梟帥の奉獻によるものにあらざることは上述の通り

であるが、其は紀記の編者の著想ではなく、以前から此やうに言ひ傳へられて居たものとすべきで、或は敵將を屠つた場合、其名を襲うて武勇の誇とするやうな古俗が存したのかも知れぬ。是は現在の未開民族間にも例のあることであるが、其にしてもタケル(武將)のやうな普通名詞を受け繼ぐことは何の意味をもなさぬから、日本武尊の場合に限つては、全然虛構とせねばならぬ。

眉目秀麗の年少皇子が、女裝して手づから强敵を斃されたといふのは、今でも小國民を喜ばすに足る話で、記の所傳によるも極めて面白く語られたやうであるから、上代人が之を眞實として受入れたことは言ふまでもなく、且實際に於ても有り得ぬことではないが、單身遠く敵地に進入せられたとは考へられず、一二の賊帥を誅しただけで、叛徒が盡く心服するものでもないから、紀の所傳の如く相當の兵衆を引率せられたとすべきで、魁帥が首を授けた後、殘賊を討伐せられたとあるのが、事實に近いとせねばならぬ。

熊襲平定の任務を遂行して還啓の途次、皇子は到所の抗命者を討伐せられたやうであるが、之に關しては極めて簡單な傳承が存するのみで、記には次の如く一言を以て叙述して居る。

然而(シカシテ)還り上ります時、山の神、河の神また穴戸の神を皆言向け和して參上りましき

此說に從へば山河を扼するカミ(酋長)、並に穴戸卽ち洞穴に潛む賊酋(カミ)を說諭して歸順せしめられたといふので、其地點等は判明して居なかつたものとせねばならぬ。然るに長門國をも亦アナトと稱へたので、穴戸神は其國津神であると說くものもあるが、山神及河神と比倫を失するのみならず、アナトは決して長門國の獨占的個有名詞でないことは後記の通りである。紀の文は之に比すれば少しく具體的であるが、體裁を整へる爲に頗る筆を弄した嫌がある。卽ち

既而從ニ海路一還レ倭、到ニ吉備一以渡ニ穴海一、其處有ニ惡神一、則殺レ之、亦比レ至ニ難波一、殺ニ柏濟之惡神一

二十八年春二月乙丑朔、日本武尊、奏下平ニ熊襲一之狀上曰、臣賴ニ天皇之神靈一、以レ兵一擧頓誅ニ熊襲之魁帥者一、悉平ニ其國一、是以西州既謐、百姓無事、唯吉備穴濟神及難波柏濟神、皆害心以放ニ毒氣一、令レ苦ニ路人一、並爲ニ禍害之藪一、故悉殺ニ其惡神一、並開ニ水陸之徑一、天皇於レ是美ニ日本武尊之功一而異愛

二十八年の紀は日本武尊の覆奏に託して征戰の成果を略述したもので、吉備の穴及難波の柏云々も前年の記事を反復したに過ぎぬ。こゝにいふ吉備の穴海及穴濟は、國造本紀に景行朝彦訓服命(和邇臣等祖)の孫八千足尼を國造と定められた吉備穴國の海及ワタリ(渡航路)をいひ、安閑紀にも婀娜國とし、和名抄に備後國安那とある地で、――夜須奈と訓してあるが、其はアナ(穴)といふ名を忌んで、後日字によつて改稱したものらしい――今の深安郡地方の謂である。上古アナシ

(穴居)族が占住して居たから此名を負ひ(第二卷二二〇頁)、日本武尊によつて誅戮せられたものは其種族の魁帥卽ちカミ(酋長)で、記に穴戸神とあるのも之を謂ふのであらう。カミといふ語は必しも神靈のみを意味せぬことは、第一卷(九九、一〇〇頁)に說いた通りで、實在人なる日本武尊が神祇を誅戮せられたとは上代人も考へなかつた筈であるから、アラブル神は荒暴の賊酋と解すべきである。日本武尊は此地方鎭撫のために若干歲月の間滯留せられたと見えて、妃の一人に吉備穴戸武媛といふ女性がある(紀)。——記には大吉備建比賣とせられて居る——吉備武彥の女とある傳承に誤なしとすれば(紀)(記)、此武將が備後方面出征中アナシ族の女子に生ませた子とすべきで、其所生の武鼓王及十城別王が讚岐及伊豫の一地方の君長となつたのも、母族の後援によるものと思はれる(第八章參照)。

難波の柏の濟は其名を傳へず、所在も亦精確には點定し得ぬが、仁德紀にも葉濟(カシハ)と見えた舊地で、記に御津前とあるに當るやうであるから、古の難波津の岬角

に近い渡航海面の稱呼とすべきで、カシハと名づけた理由を詳にせぬが、——地名所由に關する仁德紀の說は信ずるに足らぬ(次篇第一卷參照)——此濟の陸岸をカシハ村と稱へたのであらう。淀川に近い地で、缺史時代にも旣に皇化が及んで居た筈であるから(第二卷二〇六頁)、此御代に皇軍を抗拒するやうな有力な獨立集團が存在したとは考へられぬ。思ふに此惡神は航海者を惱ます賊酋の謂で、播磨風土記賀古郡鴨波里の條下にも、昔神前村有二荒神一、毎半留二行人之舟一とあるやうに警察制度の完備しなかつた上代に於ては、此種の匪徒の橫行を免かれなかつたのである。上奏の辭句中に令レ苦二路人一とあり、開二水陸之徑一とある所を見ると、紀の編者も亦此等の惡神を以て賊魁をいふものと正解して居たと思はれる。

上記によれば日本武尊は日向鎭定後、內海北岸を經て振旅せられたので、紀の所說が大要を盡して居ると思はれるのであるが、英雄崇拜心理から若干の昔話が

此皇子に結びつけて說かれたもの丶やうである。記に揭げた出雲建誅戮譚の如きは其一で、事實と認むべからざることは前卷（第七章）に論じた通りであるが、萬一出雲に進出せられたことがあつたとすれば、其は曾々勃發した內亂鎮定の爲とすべきで、吉備の穴國御滯留中の事件であらう。さりながら其內容は明に崇神朝の出雲征討傳說を作りかへたものと思はれるから、前卷（第二一〇頁）に於て之を說述した（原文は本卷々末に收錄してある）。

右の外肥前風土記には此皇子に關する左記の口碑を傳へて居る。

佐嘉郡。　昔者樟樹一株生二於此村一……日本武尊巡幸之時、御二覽樟茂榮一曰、此國可レ謂二榮國一、因曰二榮郡一、後改號二佐嘉郡一

小城郡。　昔者此村有二土蜘蛛一、造レ堡隱之、不レ從二皇命一、日本武尊巡幸之日、皆悉誅レ之、因號二小城郡一

藤津郡。　昔者日本武尊巡幸之時、到二於此津一、日沒二西山一、御船泊之、明旦遊覽、

繫レ船覽ニ於大藤一、因曰ニ藤津郡一

此等は單に地名の所由を說く作話であるから、日本武尊に代へるに神功皇后を以てしても、話の筋には變りはなく、此皇子が日向から此國に巡行せられたことの證據にはならぬ。恐らくは前章に列擧した景行天皇に關する口碑と同じく、やゝ後代の民譚であらう。

阿波國勝間井及美作國勝間田池の所由傳說も亦、倭建天皇命又は日本武尊に結び附けられて居ることは、前篇第六卷(一六二頁)に揭記した通りであるが、歸京の途次此等の地方に立寄られた形跡もないから、肥前風土記と同樣に、單に人望のある此皇子の御名を借りたといふに過ぎぬのであらう。之を要するに日本武尊と西方諸國との交涉は、紀に現はれた以上の事實は存在しなかつたものとすべきである。東方經略の偉業については章を改めて說述する。

第五章　日高見國

東夷の情勢――討伐軍派出――野火の厄――弟橘媛――夷族平定――常陸及陸奥風土記

景行朝の大事業の一は東方經略である。前巻に於て論述したやうに、此方面は既に崇神朝に於て常陸國に至るまで畧平定し、皇子豐城入彥命を毛國に派して、統治に當らしめられたのであるが(第三巻六二頁)、頑迷なる夷族は同化を欲せず、少しく壓力が緩むと隨時隨所に蜂起背叛し、此御代には坂東地方の或部分は、征服前の舊態に復したもの丶やうで、依然としてヒタカミ(日高見)即ち夷酋の國と稱した(五―二六六頁)。さりながら夷族は決して大國家を形成して居たのではなく、個々の集團が分立し、安息の地を得ば足れりとしたので、建借間命及武渟川別命等が扶植した勢力は必しも覆滅に至らず、夷族と伍してヤマト朝廷の號令を

奉じたのであるが、其勢力が微弱で、夷人の跳梁を抑へることが出來なかつたのである。

右の如き形勢であつたから、九州方面平定後、東夷征服の議が起つたのは寧ろ當然の推徙で、紀によれば先づ武内宿禰を派遣して現況を視察せしめられたとある。卽ち

二十五年秋七月庚辰朔壬午、遣㆓武内宿禰㆒令㆑察㆓北陸及東方諸國之地形、且百姓之消息㆒也

二十七年春二月辛丑朔壬子、武内宿禰、自㆓東國㆒還之奏言、東夷之中有㆓日高見國㆒、其國人男女並椎結文身、爲㆑人勇悍、是總曰㆓蝦夷㆒、亦土地沃壤而曠之、擊可㆑取也

此一條は記に見えぬから確說することは出來ぬけれども、所傳の如くば通常の地方巡察で、統治上必要缺くべからざる事なるが故に、前々朝以來此目的の爲に、

屢〻廷臣を派出せられたことがあつたのであるが、唯今次の使節は覆奏に際し、東夷征討を進言したので、特に傳承に殘されたものと思はれる。其が武内宿禰であつたかは疑問とすべきで、成務天皇と同年とあるやうに、成務天皇と同年とあるから、當時は尙十二三歲の少童であつた筈で、右の如き重任を課せられたとは考へられぬ。恐らくは一此條もまた英雄崇拜心理から出たもので、五代の重臣として有名な此貴人の事蹟に假託したに過ぎず、其實は他の廷臣であつたのであらう。

使者は北陸及東海に派遣せられたとあるから、其巡路は恐らくは大彥命の足跡を蹈んで信濃に到り(第三卷一八四頁)、同國を橫斷し、碓氷峠を超えて上野國に出で、其處から武總及常陸の化內地方を巡察したのであらう。報告は此等諸國の國造卽ち世襲駐在官吏から得たものと思はれるが、果して此文のやうであつたかは疑問である。ヤマト民族と全然風俗を異にするといふことを、男女並椎結文身の

七字を以て表現して居るが、男女共に椎實の如き髻を頭頂に結んだことは事實としても、文身は疑問とすべきである。エミシ(蝦夷)の苗裔と推定せられる今のアイヌ族の婦人が、黥面文身して居ることは周知の事實であるが、男子は之を施さぬのみならず、此風習は天津神若くは他種族から傳へられたと稱して居る(バッチエロア)。之によるも文身が夷族の固有風習でないことは明白で、之と同種と思はれる捏斐肅愼についても、此風俗の存したことを聞かぬ。第二卷(二七五頁)に述べたやうに、文身の起原は南方溫熱の地にあつたとせねばならぬから、之を敎へたものをアマツ神なりとする口碑は事實を傳へたもので、アマ(海人)族と接觸するに及び、其習俗を模倣するやうになつたのであらうが、婦人にのみ傳へられたのは、其が純裝飾と見られた爲とも了解せられる。されば飛驒信濃を始め東山北陸方面に、やゝ後世まで殘存したヒナ(夷)集團に在つては黥面文身が行はれたとは傳へられて居らぬのである。文身をモトロゲと訓したのは、マダラ(斑)と通ずる

モドロの活用形なるが故で、恐らくは古言ではあるまい。思ふに此一句は編者が想像を以て筆を加へたのか、若くは後代の風俗を誤り傳へたのであらう。

爲レ人勇悍、是總曰二蝦夷一とあるのは事實であるが、情報は決して此一兩句に止まらなかつた筈である。さりながら此やうな事項は口碑に殘るべき性質のものではなく、正しい傳承が存在しなかつたから、記は之を默殺したので、上文の如きは縱ひ紀の筆者の創作にあらずとするも、後代的思想を以て語り加へたものとせねばならぬ。されば紀は其一半を後記の詔勅に讓り、天皇の御口をかりて補說したのである。之を要するに當時の夷族占住地は坂東の一部分から奥羽方面にわたり、測り知ることの出來ぬ廣い地積を包括したので、之を取つて版圖を擴張すべしといふ議論が、廟堂に行はれたことは想像に難からず、敢て使臣の建白を待たなかつたと思はれる。

上記の征討計畫の實現を、紀は熊襲再征より十五年後のことゝして居る。此書の年紀の信ずるに足らぬことは屢ゝ述べた通りであるが、日本武尊が此征旅に於て薨去せられたのにも拘はらず、仲哀天皇外數柱の王子女を殘されたとある所を見ても、此間に若干の歳月を經たものとせねばならぬから、薨去の年御齡三十であつたといふ傳承（紀）は信用すべきで、記の說の如く筑紫より歸來、未レ經二幾時一（後記參照）とすることは出來ぬ。其他の點に關しても紀記一致せぬが、此一事は紀の所傳を正しとすべきであるから、左に先づ其文を揭げる。

四十年夏六月、東夷多叛、邊境騷動、秋七月癸未朔戊戌、天皇詔二群卿一曰、今東國不レ安、暴神多起、亦蝦夷悉叛、屢略二人民一、遣二誰人一以平二其亂一、群臣皆不レ知二誰遣一也、日本武尊奏言、臣則先勞二西征一、是役必大碓皇子之事矣、時大碓皇子愕然之、逃二隱草中一、則遣二使者一召來、爰天皇責曰、汝不レ欲矣、豈强遣耶、何未レ對レ賊以、豫懼甚焉、因レ此遂封二美濃一、仍如二封地一、是身毛津君、守君二族之始祖也、」

於レ是日本武尊雄誥之曰、熊襲既平、未レ經二幾年一、今更東夷叛之、何日逮二于太平一矣、臣雖レ勞之、頓平二其亂一、則天皇持二斧鉞一、以授二日本武尊一曰、朕聞、其東夷也、識性暴强、凌犯爲レ宗、村之無レ長、邑之勿レ首、各貪二封堺一、並相盜略、亦山有二邪神一、郊有二姦鬼一、遮レ衢塞レ徑、多令レ苦レ人、其東夷之中、蝦夷是尤强焉、男女交レ居、父子無レ別、冬則宿レ穴、夏則住レ樔、衣レ毛飮レ血、昆弟相疑、登レ山如二飛禽一、行レ草如二走獸一、承レ恩則忘、見レ怨必報、是以箭藏二頭髻一、刀佩二衣中一、或聚二黨類一而犯二邊界一、或伺二農桑一以略二人民一、撃則隱レ草、追則入レ山、故往古以來、未レ染二王化一、今朕察二汝爲レ人也、身體長大、容姿端正、力能扛レ鼎、猛如二雷電一、所レ向無レ前、所レ攻必勝、卽知之、形則我子、實則神人、是寔天愍二朕不叡且國不平一、令下經二綸天業一不上絶二宗廟一乎、亦是天下則汝天下也、是位則汝位也、願深謀遠慮、探レ姦伺レ變、示之以レ威、懷之以レ德、不レ煩二兵甲一、自令二臣隷一、卽巧レ言調二暴神一、振レ武以攘二姦鬼一、於レ是日本武尊、乃受二斧鉞一以再拜奏之曰、嘗西征之年、

賴二皇靈之威一、提二三尺劍一擊二熊襲國一、未レ經二浹辰一、賊首伏レ罪、今亦賴二神祇之靈一、借二天皇之威一、往臨二其境一、示以二德敎一、猶有レ不レ服、卽擧レ兵擊、仍重再拜之、天皇則命二吉備武彥與二大伴武日連一、令レ從二日本武尊一、亦以二七掬脛一爲二膳夫一

漢文式潤色の多い記事で、部分的に考察すると、後代人の思想から捻出又は曲說せられたものと認められる點が多いが、大意は、廷議の際日本武尊から征夷大將軍に推薦せられた大碓命が、怯懦にして遁避したので、皇子は奮然として自ら此任に當らんことを申出で、天皇より激勵の勅旨を賜はり、吉備武彥以下の武將を副へられたといふので、跡方もないことではあるまい。恐らくは大伴氏纂記その他の新資料に基いて、紀の編者が若干の改修を加へたのであらう。されば吾人は先づ上記所說を論究して古傳に近く還元する必要がある。

劈頭の詔勅に暴神多起、亦蝦夷悉叛とあるのは、後揭記の文の荒夫琉神及摩都樓波奴人等にあたるのであるが、前章にも論じたやうに、此皇子が如何に勇猛で

あらせられたとしても、神祇を折伏する靈力があつた筈はなく、神通力の觀念は此時代には尚未だ發生して居なかつたやうで、萬一特に之を備へて居られたとすれば、遙々夷地に下向せられるまでもなく、在京のまゝ修法せられた筈であるから、此カミも亦ヒト(民衆)に對し、酋長を意味するものと了解すべきである。然るに紀の編者はカミといへば常に神靈の意と速斷し、神武天皇の熊野遭難の章下にも、神吐毒氣と述べ(第一卷八五、一〇〇頁)、クマカミ(熊髮)卽ちクマ族の酋長を、恰も鬼神であるかのやうに說いて居り、こゝにも亦の字を挿入して神祇と人間とに區別せんとしたものゝやうである。さりながら次にも蝦夷賊首嶋津神國津神が面縛服罪したともあるのであるから、此暴神は獰猛なる酋長といふ意であらねばならぬ。

大碓命が征夷將軍に擬任せられ、之を拜辭したことはあり得べきであるが、弟皇子の推薦を耳にして愕然草中に遁竄したとあるのは誇張で、記に倭建命の爲に

四肢を引裂かれたとあると同様に(第一三八頁)、同腹の弟皇子に反し、武勳の皆無なる理由を説明したに過ぎず、美濃國に遣はされ、身毛津君、守君等の祖となつたとあるのは、記の所傳と一致するから、第八章に說述するやうに、他の皇子と同じく分封せられたことを意味し、必しも配謫をいふのではあるまい。

斧鉞を授けられたとあるのは勿論文飾で、若し大將軍の表章として武器を賜はつた事實があるとすれば、記の所說の如く比々羅木之八尋矛を適當とする(後記參照)。勅語も亦後人の想像から出たものなることは一見明白で、前段は敵情を叙述し、後半は皇子に對する激勵と訓示とであるが、史料としても民族誌に取つても益する所が甚少い。蝦夷を東夷中の一種族としたのは、其地方に土蜘蛛と呼ばれる原住民及尙未だ同化せざる海人族が占住したからであらうが、此等を一列に蒙昧無智、兇惡殘賊と叙したのは粗笨の嫌があり、村之無ㇾ長、邑之勿ㇾ首とあるのが非集團的の意であるとすれば事實に反する。蝦夷の風俗に關する記述中特色のあ

るのは、冬則宿レ穴、夏則住レ樔、衣レ毛飲レ血とある一條のみで、宿穴は後漢書挹婁傳に、常爲二穴居一、以レ深爲レ貴、大家至レ接二九梯一とあるやうに、竪穴卽ちムロヤ(二一四〇頁)に居住したことをいひ、樔の字義は澤中に架設した草舍の謂であるから、事實と認定せられ、衣毛も亦有り得たことで、飮血は恐らくは獸肉生食を形容したのであらう。さりながら頭髻に箭を藏すとある一句は疑とすべきで、如何ほど大い椎結でも、箭のやうな長いものを收藏し得たとは思はれぬが、神功紀にも武內宿禰が三軍に令して椎結せしめ、髮中に儲弦(ウサユヅル)を藏めさせたとある所を見ると、小品物を髻中に匿す古俗が存したことは疑なく、之も弓弦のことであつたのを、箭と誇張したのであるかも知れぬ。右の外はいづれの未開蠻人にも通用することの出來る描寫で、エミシ特有の習俗とは思はれぬ。

皇子を神人と稱(タタ)へたのは、上記の如く英雄崇拜心理によるもので、恐らくは天皇の御口から出たのではあるまい。此勅旨の如くば日本武尊は其當時から儲君で

あつたかのやうに聞えるが、上述のやうに繼位候補として皇室に留められたのは三柱で、必しも皇太子が定まつて居たのではなく、紀にも立太子の記事を掲げて居らぬのである。但し日本武尊は武勇絶倫で、且三柱中の最年長皇子であらせられたから、衆望が之に歸したことは勿論で、地方人はスメラミコトとさへ呼びまゐらせたと見え、常陸及阿波風土記には倭武(建)天皇と記されて居るのである。勅語中に見える訓示、並に之に對する答奏中に、教化懷柔を主とすといふ意味が反復せられて居るのは、屢〻述べたやうに歷代の統治方針なるが故である。

右の如く觀察すると詔勅及答奏は、筆者が意を挹んで追記したもので、古傳とは信じられぬが、吉備武彥、大伴武日、七掬脛を副へられたとあるのは事實に基くものとすべきで、記にも武日連の外は之を擧げて居る。此人々は皆當時の有力なる武將であるから、多數の配下を引率したものとせねばならぬ。左に其出自について聊か考察を試みる。

吉備武彥。　記には後記の如く吉備臣等之祖、名は御鉏友耳建日子とあるが、倭建命の妃建比賣の父なる吉備臣建日子と同人で(第一五一頁)、臣を略して吉備建日子とも稱へたことは勿論である。されば御鉏友耳は其冠稱で、御は美稱、スキトモは次部(スキトモ)卽ち大伴に對する副部隊を意味し、其長なるが故にスキトモミミ(御身)と稱へたものと思はれる。姓氏錄には稚武彥命の男又は孫とあるが、皇室の世代に準據すれば孝靈天皇五世の孫であらねばならぬから、恐らくは崇神朝に四道將軍及出雲出征將軍の一人として活躍した吉備津彥の孫であらう(第二卷一六六頁)。

大伴武日連。　記には見えぬが、右の如く吉備武彥をスキトモミミと稱した所を見ても、大伴連が供奉したとせねばならず、前卷(第一三五頁)に述べたやうに、垂仁朝以來の重臣である。

七掬脛。　記には後記の如く久米直之祖七拳脛とある。ハギはヒコ(彥)及ホコ

（秀子）と同義の敬稱で（五―一一〇頁）、ナナツカは七嗣を意味し、神武天皇に扈從して大和に移住した大久米命の七世の孫の謂である（六―四八頁）――景行天皇は神武天皇の十一世の孫であるから、世代が相違するが、末子相續が行はれたとすれば、決してあり得ぬことではない――久米直は久米部の名門の謂であるから、遠祖大久米命と同じく大伴連の配下の一裨將とすべきである。然るに之を爲₂膳夫₁としたのは借字で、カシハテは助手を意味する古言（廢語）のやうである（五―二五七頁）。

上記によれば、三將の上席は垂仁朝以來の重臣大伴武日連であらねばならぬのに、記に之を逸したのは資料が不備であつた爲であらう。加之記は此遠征もまた倭建命懲戒の意味を含むものであるかのやうに叙述して居る。卽ち

爾に天皇亦頻（シキ）て倭建命に詔りたまはく、東の方十二道（トヲマリフタミチ）の荒ぶる神及（マタ）まつろはぬ人等を言向け和せと詔りたまひて、吉備臣等が祖名は御鉏友耳建日子を

副へて遣はす時、比比羅木之八尋矛を給ひき。故命を受けて罷り行ます時、伊勢の大御神の宮に參入り、神の朝廷に拜みたまひて、其姨倭比賣命に白さくは、天皇吾を旣く死ねと思ほす所以か、西の方の惡ぶる人等を撃ちに遣はして、返り參上り來し間に、未經幾時軍衆をも賜はずて、今更に東の方十二道の惡ぶる人等を平げに遣したまふ。因此思惟、猶吾を旣く死ねと思し看せるにこそと白して、患ひ泣きて罷ります時、倭比賣命草那藝劍を賜ひ、亦御嚢を賜ひて、若し急事あらば、茲の嚢の口を解かせと詔りたまひき

熊襲討伐と東征との間に若干の歳月があつたと思はれることは上に考證した通りであるから、爰に頻といひ、未㆑經㆓幾時㆒とあるのは、潤色であらねばならず、且武勇絶倫で御齢すでに三十に近い皇子が、出征に莅んで女々しい泣言をいはれたとは考へられぬ。不㆑賜㆓軍衆㆒とあるのも事實ではなく、供奉諸人が悉く武將であるのみならず、其一人なる建日子が御鉏友耳と呼稱せられた所を見ても、部

衆を引率したものとせねばならぬ。比比羅木之八尋矛は、紀に授二斧鉞一とあるが如く、總帥の徽章として給はつた兵器とすべきで、從來ヒヒラギ(杠谷樹)製の極めて長い桙をいふものと說明せられて居るが、ヒヒラギの原義はヒビ(罅裂)アル木で、ヤヒロはヤヒラ(八片)の轉呼と思はれるから(八尋は借字)、今も南洋嶋民等が用ひて居るやうな、逆鉤を刻みつけた多數の穗を、一莖に束ねた桙をいふのであらう。

出征に際して皇子が伊勢大神宮に參拜せられ、祭主倭姬命から草薙劍を授けられたことは、紀にも次の如く記述して居る。

冬十月壬子朔癸丑、日本武尊發路之、戊午枉レ道拜二伊勢神宮一、仍辭二于倭姬命一曰、今被二天皇之命一而東征將レ誅二諸叛者一、故辭之、於レ是倭姬命、取二草薙劍一、授二日本武尊一曰、愼之莫レ怠也

大和から尾張以東に赴くには、伊勢を經由するのが順路であるが、五十鈴川は後

世の東海道筋よりも若干南方に偏して居るので、枉レ道と記注したのであらう。倭姫命から授けられた草薙劍が、高天原より將來の神劍でないことは、前篇第四卷(三四頁以下)に詳論した通りで、記に內容不明の一囊をも併せ授けられたとあるのは、後段野火の厄難脫却の伏線である。

伊勢から駿河に至るまでの經由地は紀には之を默殺し、後段膽吹山より退却の條下に昔日本武尊向レ東之歲、停ニ尾津濱一而進食云々として、陸路を取られたことを暗示して居るのみであるが、記は次の如く具體的に說いて居る。

故尾張國に到り、尾張國造の祖美夜受比賣の家に入りましき。乃ち婚(ア)はむと思ほせども、亦還り上ります時婚はむと思ほして、期(コトムス)び定めて東の國に出でまして、悉く山河の荒ぶる神及伏(マタマツロ)はぬ人等を言向け和(ヤハ)したまひき

此文によれば神宮より引返して尾張國に出で、陸路東行せられたのである。過信

することの出來ぬ書であるが、熱田大神緣起にも次章に掲げるやうに、宮酢姫を以て供奉の將建稻種公の妹とし、皇子は往路尾張國愛智郡を經、氷上邑なる兄妹の邸宅に滯在せられて、此佳人を寵幸あらせられたとある。紀が之を省略した理由は不明であるが、以下の記事も地理的に一致せぬ場合が多い所を見ると、記とは全然別個の傳承に基いたのであらう。同書にあらはれた巡行中の最初の事變は燒津の遭難で、其原文は左記の通りである。

是歲日本武尊、初至二駿河一、其處賊陽從レ之、欺曰、是野也麋鹿甚多、氣如二朝霧一、足如二茂林一、臨而應レ狩、日本武尊信二其言一、入二野中一而覓レ獸、賊有二殺レ王之情一、放レ火燒二其野一、王知レ被レ欺、則以レ燧出レ火之、向燒而得レ免、一云王所レ佩劍叢雲自抽之、薙二攘王之傍草一、因レ是得レ免、故號二其劍一曰二草薙一也 王曰、殆被レ欺、則悉焚二其賊衆一而滅之、故號二其處一曰二燒津一

歲は月の誤記であらうといふ說がある。燒津は和名抄に駿河國益頭郡益頭とある

地で、末志豆（萬之都）と訓註せられて居るが、益は本來字音によつてヤキの假字に用ひられたものとすべく、神名帳にも益頭郡内に燒津神社をあげて居る所を見ると、ヤキヅを正當なる稱呼とすべきである。さりながら燒津は意をなさぬ語であるから、――津は燒くべきものではなく、火災にかゝつた津の意ならば、ヤケツと言はねばならぬ――此も亦借字で、ヤキといふ地の津なるが故に此名を負うたものと解するの外はない。ヤキは矢木卽ちヤナギ（矢之木）の謂で、楊柳の類をもいふから、之を名とする地點は諸國に多く、大和には楊生（ヤギフ）（和）といふ郷名もあるのである。此見解に大差なしとすれば、遭難地を此處なりとする紀の說は、地名によつて牽强したものとせねばならぬが、之を駿河の國内に於ける事蹟とする口碑は普遍的であつたと見えて、神名帳にも有度郡草薙神社（現在地安倍郡有度村大字草薙）及廬原（イハラ）郡久佐奈岐神社（庵原郡庵原村大字草谷）をあげて居る。此傳說は記にも掲載せられて居るが、其地を相模國とし、内容にも左記の如く多少の相

違がある。

故爾に相武國(サガム)に到りし時、その國造詐り白さく、此野中に大沼あり。是沼中に住める神、甚道速振神(イトチハヤブル)なりと白す。是に其神を看行(ミツナ)はしに其處に入り坐しければ、其國造その野に火を著けき。故欺(ハカ)らえつと知らして、其姨倭比賣命の給へる嚢の口を解き開けて見たまへば、火打その裏にあり。是に先づ其御刀もち草を苅り撥ひ、其火打もち火を打出でゝ、向火をつけて燒き退(ソ)け、還り出でまして、皆その國造等を切り滅し、火を著けて燒きたまひき。故今に燒遺と謂ふなり

終末の燒遺(眞福寺本)の遺(ヘ)は、恐らくは退の誤記で、上文と同じくヤキソギと訓み、野火防遏の一方法をいひ、今も(古事記起案當時)この語が用ひられて居るのは、右の古事によるといふのである。然るに宣長は「故」の下に「其地者」の三字を加へた上に、燒遺を燒津又は燒道の誤記とし、ヤキツと訓して紀の說を迎へ、且

上古は駿河といふ國名はなく、此邊まで相武といふ大名に含まれて居たと主張したが、此事件の發生地を燒津としたのは、上記の如く字によつて牽強したものであるのみならず、サガムといふ地名が箱根山脈を越えて駿河の西邊なる益頭郡まで及んだといふのは、根據のない妄説で、此大學匠にも似合しからぬ粗忽といはねばならぬ。思ふに此傳說は相模にも駿河にも存したので、記は前者を採り、紀は後説に從うたのであらう。

兩書の內容を比較すると、燒打の奸策を弄したものを、紀は其國（駿河）の賊徒とし、記は相武國造として居るのであるが、こゝの國造は官撰又は公認の地方官の謂ではなく、其地の土豪を意味し、國造本紀に相武國造祖として擧げた弟武彥命とは全然別系である。勸誘口實も紀には專ら狩獵の爲とあるに反し、記はチハヤブル神（五―四二頁）の存在を報告して、皇子の敵愾心を唆したかのやうに說いて居るのであるが、危難に際し皇子が神劍を以て草を薙ぎ、向火を燒いて防禦せら

れたといふことについては兩傳一致して居る。劒名を草薙と稱するのは之によるものであらうが、紀の注文に其本名を叢雲としたのは誤解とせねばならぬ(四―三五頁)。燧又は火打が燧刀燧石をいふものとすれば、當時に於ては珍品であつたとすべきで、倭比賣命から、危急に臨み開いて見よというて授けられた嚢の中から出たといふ記の所傳は事實らしく思はれる。

遭難地點は何處であつたにしても、皇子の一行が駿河の海岸に沿うて進行したことは疑なく、吉備武彥が廬原に子孫を留めた事實によるも(第二卷一六九頁)、其地方鎭定の爲、殘留したのではないかと思はれる。阿部氏族が官軍に應援したことは勿論で、其族人中には從軍したものもあつたのであらう。箱根山脈中どの部分を横斷したかは判明せぬが、足柄峠ではなかつたやうであるから、或は丹那越(ゴエ)して伊豆東岸に出たのではあるまいか。其より相模海岸を經由し、今の鎌倉逗子

を過ぎ、三浦半島を横ぎつて上總に渡るのが順路であつたのである。

皇子は三浦半島の渡津として走水(今の浦賀町の大字)を選ばれた。其は富津崎と指呼の間にあり、東京灣横斷の最短水路であるからである。然るに意外にも海が荒く、小い舟のことであるから、波に洗はれて供奉の妃弟橘比賣は海底の藻屑と消えた。記の傳承は此事實を劇的に脚色し、次の如く述べて居る。

其より入幸(ミユキ)して、走水の海を渡ります時、其渡の神浪を興し船を廻して、得進み渡らず、爾に其后(ミメ)名は弟橘比賣命白さく、妾(ア)は御子に易りて海中(ワタナカ)に入りなむ。御子は所遣(マケ)の政遂げて、覆奏(カヘリゴトマヲ)させたまへと白して、海に入りなむとする時、菅疊八重、皮疊八重、絁疊八重を、波の上に敷きて、其上に下り坐しき。是に其暴浪おのづから伏(ナ)ぎて、御船得進みき。爾その后の歌(ウタ)曰

さねさし　さがむの小野に　もゆる火の　ほなかに立ちて　問ひし君はも

故七日の後に、其后の御櫛海邊に依りき。乃ち其櫛を取り、御陵を作りて治

め置きき

弟橘比賣は後記の如く、紀には穗積氏忍山宿禰の女とあり、成務天皇の妃弟財郎女の父も穗積臣等が祖で、忍山垂根といひ（記）、繼體紀にも穗積臣押山といふ名が見えるから、物部氏の一族で、神名帳に伊勢國鈴鹿郡忍山神社とある地――龜山町大字野村が之に擬せられて居る（特選神名牒）――を本貫とした人の女子であらう。常陸風土記に橘皇后又は大橘比賣命とある所を見ると（後記參照）、オトを冠したのは弟媛の謂ではなく、オトヒ姫子（肥前風土記）、オトヒ少女（萬一）のオトと同じくアテ（貴）の轉呼で、美稱として用ひられたものらしく、橘は前朝末田道間守が常世國から將來したもので、未だ全國に蕃殖するに至らなかつた筈であるから、珍貴の故を以て名號としたのであらう。

菅、皮、絁の疊各八枚を波の上に敷いて其上に下り立つたとあるのは、最後の光景を美化する爲に用ひた傳誦者の潤色と思はれるが、暴風怒濤裏の事實としては

如何にも不自然であるから、恐らくは海宮遊行傳說（六一―一七二頁）から得た空想であらう。されば紀には之を省いて次の如く述べて居るのである。

亦進二相模一欲レ往二上總一、望レ海高言曰、是小海耳、可二立跳渡一、乃至二于海中一、暴風忽起、王船漂蕩而不レ可レ渡、時有二從レ王之妾一、曰二弟橘媛一、穂積氏忍山宿禰之女也、啓レ王曰、今風起波泌（ハヤク）、王船欲レ沒、是必海神心也、願以二妾之身一、贖二王之命一而入レ海、言訖乃披レ瀾而入之、暴風即止、船得レ著レ岸、故時人號二其海一曰二馳水一也

是小海耳とあるのは事實であるが、皇子が之を輕視して可二立跳渡一といはれたとあるのは、海神が憤懣して風波を起したと了解せしめんが爲の加筆であらう。海難に際し一人を犧牲に供すれば免れることが出來るといふ俗信は、八大龍王と共に佛教徒によつて輸入せられたものらしく、夙に我國に弘通したので、神武天皇の御兄二柱のワダツミ及トコヨの國進出をすら、紀の編者はこの意味に說きなさ

うとした形跡があり(六—二三五頁)、近代に至るまで、民衆の間に浸潤して居たから、弟橘媛の入水の動機に關する上記所説については、從來何人も疑を挾んだものはなく、千古の美談として人口に膾炙して居るのであるが、我上代に人身供犧といふ儀禮若くは觀念が存したといふ實證をすら、私の今日までの研究では、尙未だ發見し得ぬのである。例證として屢々擧げられる武藏の强頸の入水自滅の話は〔仁德紀〕、次篇に論ずるやうにコハクビの斷間と稱する地名に附會した戲說で、數多い地名所由作話と同じく、信ずるに足らぬのみならず、茨田連衫子(コロモノコ)に關する限り其迷信を裏切るものである。ニヘ(贄)の原義は供饌(ナアヘ)であるから(三—七六頁)、後日の需要の爲に生物を奉り、之をイキニヘ(生贄)と稱へたことはあり得るが、神祇は特に人肉食用を好むと信ずべき理由がないから、人間の攝取せぬものを獻ずる筈はなく、況して生人を犧牲とするが如きは、上代人の思ひもつかなかつたことである。

「さねさし」の歌には、歌謠篇に論ずるが如く、留別の意は少しも含まれて居らず、單なる思慕の吟であるから、此際詠出せられたものでないことは勿論、弟橘比賣の作といふことにすら疑がある。恐らくは作者不明の古歌を、サガムの小野といふ歌詞の縁によつて、こゝに附會したのであらう。此妃の櫛が流れついたので、之を埋めて陵墓を造營したといふ所說(記)も亦疑とすべきで、此當時の女人が櫛を用ひなかつたことは、既に屢々述べた通りである(第三巻一六六頁參照)。

蝦夷征服に關する記の所說は極めて簡單で、自レ其入幸、悉言ヨ向荒夫琉蝦夷等一、亦平ヨ和山河荒神等一而還幸とあるのみであるが、紀にはやゝ委しく記述せられて居る。卽ち

爰日本武尊、則從二上總一轉入二陸奥國一、時大鏡懸二於王船一從二海路一廻二於葦浦一、横渡二玉浦一至二蝦夷境一、蝦夷賊首嶋津神國津神等、屯二於竹水門一而欲レ距、然遙

視二王船一、豫怖二其威勢一、而心裏知三之不レ可レ勝、悉捨二弓矢一望拜之曰、仰視二君容一、秀二於人倫一、若神之乎、欲レ知二姓名一、王對之曰、吾是現人（アラヒト）神之子也、於レ是蝦夷等悉慄、則褰レ裳披レ浪、自扶二王船一而著レ岸、仍面縛服レ罪、故免二其罪一、因以俘二其首帥一而令二從身一也、蝦夷既平、自二日高見國一還之……

此文によれば遠征の終點は竹水門と稱する地と傳へられたものとせねばならぬ。竹水門は從來神龜元年大野朝臣が築造したと稱せられる多賀城、又は神名帳の陸奥國名取郡多加神社所在地附近を以て之に擬して居るが、國造の配置より察するに、石城以北は悉く應神朝以降の任命で、――國造本紀には一列に志賀高穴穗宮（成務）朝定賜として居るが、同朝の人と稱する飽速玉命（阿岐國造）の五世乃至六世の卑屬及神功朝の武將なる建許呂命が初代國造とせられて居るのであるから、誤傳とせざるを得ぬ（次卷第二章參照）――景行天皇の御代には尚未だ平定して居なかつたとせねばならず、中間地の夷族の向背を無視して、深く敵地に侵入するや

うな無謀の擧を敢てせられた筈はなく、事實に於ても不可能のことである。案ずるに竹は借字で、古の多珂(高)國をいひ、石城郡苦麻之村(今の雙葉郡熊町)を道後(ミチノシリ)としたとあるから(常陸風土記)、其水門は此方面に流出する大河口であらねばならず、確說は出來ぬが、今の鮫川の河尻をいふのであらう。其河上に近い東白河郡八槻村に皇子巡行の口碑を傳へて居る所を見ても(後揭陸奥風土記參照)、皇軍が活動したのは此地方であつたとせねばならぬ。竹水門の嶋津神國津神は、蝦夷賊首と明記せられて居る通り、神祇の謂ではなく、嶋(又は栖區(スマ))の酋長(カミ)、郷(クニ)の酋長(カミ)を意味し、皇軍の勢威を怖れて降伏したので、此處を根據として四隣を經略した後、適當な地點に柵を設け、戍兵を配して凱旋せられたものと思はれる。

此想定にして大なる誤なしとすれば、上總國に上陸後の皇軍の進路はほゞ推測可能で、今の君津、市原、千葉、印幡諸郡を經て常陸に進出したものと思はれる。當時の霞浦は現在よりも遙に廣い入海で、鬼怒川及小貝川は此に流出したのであ

るが、――大利根川が此地方を貫流するやうになつたのは遙に後世のことである――鹽分が濃厚であつたと見えて、住民が製鹽を業としたと常陸風土記に記述せられて居る。されば皇子は海邊の一地から水路を取られたものとすべきで、其地點は明示せられて居らぬが、恐らくは風土記時代まで入國の要津であつた榎浦之津(信太郡)附近であらう。御舟に大鏡を挂けたのは識別と同時に寄泊地の民衆を驚歎せしめる目的も含まれて居たものと思はれる。舟隊を率ゐて廻航せられた葦浦といふ地點は、其名は殘存せぬけれども、蘆荻の生ひ茂つた曲浦であつたことは言ふまでもなく、朝廷の號令の行はれて居る地方では、所在の豪族及民衆の奉迎を受け、抗命者に對しては討伐を加へつゝ、常陸の海岸地帶を北上せられたものと思はれる。

紀には葦浦から横渡二玉浦一至二蝦夷境一とし、終始舟行であつたかのやうに叙して居るが、常陸風土記によれば左記の地點を經由せられたとある。

信太郡。　乘濱村(一)

茨城郡。　田餘里(桑原岳)(二)

行方郡。　行方里(槻野)(六)　現原之丘(四)　大益河(三)　鴨野(五)　當麻鄕(一一)　藝津里

(小抜野、波都武之野)(九)　大生里(七)　相鹿(アフカ)之邑(八)

香島郡。　角折濱(一〇)

久慈郡。　郡家(久米)(一二)　助川驛家(遇鹿)(一三)

多珂郡。　藻嶋驛家(一四)

右の外多珂郡飽田村及新治之縣にも皇子に關する口碑を傳へて居るが、其は還啓の路次とすべきで、之を除けば旁書の數字の順序を以て巡行せられたものと見ることが出來る。(一)(二)は舟行で、――葦浦は此航路上の一地點であらう――(三)に於て舟を棄て、行方郡を一巡し、陸路藻島驛家に進出せられたといふのである。此風土記は既記の如く和銅勘進と推定せられるのに(第三頁)、紀が之を資

料とした形跡のないのは奇とすべきであるが、進達が遅れたこともあり得るのみならず、後揭原文に於て見るが如く、其所説が地名所由に偏し、史實的内容が乏しいので、編者がやゝ確實と認定した他の資料（恐らくは大伴氏纂記）に從うたのであるかも知れぬ。さりながら巡路に關する限り、よく地の理に合するから、一概に排斥することは不可能である。されば紀に横渡二玉浦一とある玉浦は、多賀郡海岸の一地名とすべきで、風土記に藻嶋驛家の東南の濱に色彩珠の如き石を産すとある所を見ると、之を玉浦と稱へたものと思はれる。

上記の如く常陸風土記に揭げた口碑は、此皇子の眞事蹟と認定することは困難であるが、尚若干史料とするに足るものがあるから、左に原文を順次拔萃して簡單なる批判と註釋とを加へる。

〔卷頭國號所由章下〕　或曰、倭武天皇巡二狩東夷之國一幸二過新治之縣一、所レ遣國造毗

那良珠命、新令レ掘レ井、流泉淨澄、尤有ニ好愛一、時停ニ乘輿一、翫レ水洗レ手、御衣之袖垂レ泉而沾、便依ニ漬レ袖之義一、以爲ニ此國之名一、風俗諺曰、筑波岳ニ黑雲挂、衣袖漬國是也、

名號所由說は以下各地の其と同じく、殆ど論ずるに足らぬが、若し皇子が此縣を通過せられた事實があるとすれば、其は上記の如く還啓途次のことであらう。

〔信太郡〕　古老曰、倭武天皇巡ニ幸海邊一、行至ニ乘濱一、于レ時濱浦之上、多乾ニ海苔一、由レ是名ニ能理波麻之村一

乘濱は和名抄の鄕名中にも見え、今の稻敷郡阿波村大字神宮寺附近の舊名であるから、往昔は此邊まで海面であつたとすべきで、霞ケ浦を舟行せられたといふ上記の所見を裏書するものである。

〔茨城郡〕　郡東十里桑原岳、昔倭武天皇停ニ留岳上一進ニ奉御膳一時、令ニ水部新掘ニ淸井一、出泉淨香、飲喫尤好、勅曰、能渟水哉、由レ是里名謂ニ田餘一

此は今の新治郡田余村で、霞ヶ浦の最奥である。

〔行方郡〕　倭武天皇巡二狩天下一、征二平海北一、當レ是經二過此國一、即頓二幸槻野之清泉一、臨レ水洗レ手、以レ玉落レ井、今存二行方里之中一、謂二玉清井(マナヰ)一、更廻二車駕一、幸二現原之丘一、供二奉御膳一、于レ時天皇四望、顧二侍從一曰、停レ輿徘徊、擧レ目騁レ望、山阿海曲、參差委蛇、峰頭浮レ雲、谿腹擁レ霧、物色可怜、鄕體甚愛、宜可三此地名稱二行細(ナメカタノクハシ)國一者、後世追レ跡猶號二行方一、風俗曰、立雨零(タツサメ)行方之國、其岡高敞、名二之現原一、倭武命降レ自二此岡一、至二大益(ヤキ)河一、乘二艤舟一上、時折二棹梶一、因名二其河一稱二無梶河(カヂナシ)一、此則茨城行方二郡之堺河。……自二無梶河一達二于部陲(クヌチ)一、有二鴨飛度一、天皇躬射、鴨迅(タダチニ)應レ弦而墮、仍名二其地一謂二之鴨野一

右の序次は行文の便宜上交錯せられたものゝやうで、田餘里から行方里に出るには先づ堺河を渡り、現原(アラハラ)、鴨野を經由せられた筈である。大益はオホヤキと訓み、玉造町の西に流出する細流をいひ、現名を詳にせぬが、——書面を以て同町長に

照會したが滿足なる回示を得なかつた——今も此町の北に接して立花村大字八。木。蒔といふ名が殘つて居る。水路來着せられた皇子は、此河を泝り(往古は舟楫を通するに足る水量を有したのであらう)、現原村(現存)に上陸して丘上から南方を展望せられ、鴨野(玉造町字加茂)を過ぎて行方里に達せられたのである。槻野(ツキヌ)の清泉は槻の木のある野邊に湧出する泉をいひ、清洌珠の如しといふ意を以て玉清井とよばれたので、清井は勿論マナヰと訓むべきである。其他行細國、部陲等從來訓詁を誤つたものもあるが、旁訓によつて意義は明白であるから論議は見あはせる。——小著「常陸風土記物語」(第六三、六四頁)參照。

(同郡當麻鄕以下) 古老曰、倭武天皇巡行過二于此鄕一、有二佐伯一、名曰二鳥日子一、緣二其逆レ命、隨便略殺、卽幸二屋形野之頓宮一、車所レ經之道狹、地深淺、取二惡路之義一謂二之當麻一俗曰多支多支斯……從レ是以南藝都里、古有二國栖一、曰二寸津毗古、寸津毗賣二一人、其寸津毗古當二天皇之幸一、違レ命背レ化、甚无二肅敬一、爰抽二御劒一、登時(スナハチ)

斬滅、於レ是寸津毗賣、懼悚心愁、表二擧白幡一、迎レ道奉レ拜、天皇矜降二恩旨一、放二免其房一、更廻二乘輿一、幸二于小抜野之頓宮一、寸津毗賣、引二率姉妹一、信竭二心力一、不レ避二風雨一、朝夕供奉、天皇欵二其慇懃一、惠慈、所以此野、謂二宇流波斯之小野一、其南名二田里一……又有二波都武之野一、倭武天皇停二宿此野一、修二理弓弭一、因名也

當麻郷（和名抄は當鹿と誤る）は、今の行方郡秋津村の舊名で、藝都及田の里（和名抄藝都及道田郷）が其南に位することは文によつても明白であるから、巡行の道筋と逆順である。鳥日子（足彥の訛）及寸津毗古は其地の土豪で、恐らくは夷族の遺孽であらう。

〔同郡相鹿大生里〕　古老曰、倭武天皇坐二相鹿丘前宮一、此時膳炊屋舍構二立浦濱一、編レ艀作レ橋、通二御在所一、取二大炊之義一名二大生之村一、又倭武天皇之后大橋比賣命、自レ倭降來、參二遇此地一、故謂二安布賀之邑一

相鹿（逢鹿）、大生も和名抄に見える郷名で、後者は現存し、アフカは今の太田村

及大和村にあたる。案ずるに皇子は郡の西岸を南下し、麻生町附近より東岸に出で、順路北上せられたのであらう。

〔香島郡白鳥里〕……以南所レ有平原謂二角折濱一、謂古有二大蛇一、欲レ通二東海一、掘レ濱作レ穴、蛇角折落、因名レ之、或曰、倭武天皇停二宿此濱一、奉レ羞二御膳一時、都無レ水、卽拔二執鹿角一掘レ地、爲二其角折一所以名之

此地名は今も鹿島郡白鳥村の南方大同村の大字に殘つて居る。皇子の巡啓は一説に過ぎぬのであるが、若し事實とすれば藝津里から水を渡つて當郡に入り、其西岸を沿うて北上し、當麻郷に出られたのかも知れぬ。

〔久慈郡〕　古老曰、自レ郡以南、近有二小丘一體似二鯨鯢一、倭武天皇因名二久慈一

郡卽ち風土記當時の郡家は和名抄の久米郷、卽ち今の久米村大字大里と考定せられて居る。

〔同郡助川驛家〕　昔號二遇鹿一、古老曰、倭武天皇至二於此一時、皇后參遇、因名レ之矣

助川郷は和名抄にも久慈郡に屬けて居るが、風土記多珂郡の條下には以ニ久慈堺之助河一爲ニ道前一とあるから、其名の川を以て郡界としたのであらう。

〔多珂郡道前里飽田村〕　古老曰、倭武天皇爲レ巡ニ東陲一、頓宿ニ此野一、有レ人奏曰、野上群鹿無レ數甚多、其聳角如ニ蘆枯之原一、比ニ其吹氣一似ニ朝霧之立一、又海有ニ鰒魚一、大如ニ八尺一、幷諸種珍味遊理(游魚?)多者、於レ是天皇幸レ野、遣ニ橘皇后一臨レ海令レ漁、相ニ競捕獲之利一、別探ニ山海之物一、此時野獵者、終日驅射、不レ得ニ一宍一、海漁者須臾才採、盡得ニ百味一焉、獵漁已畢、奉レ羞ニ御膳一時、勅ニ陪從一曰、今日之遊、朕與ニ皇后一各就ニ野海一、同爭ニ祥福一、俗語曰ニ佐知一 野物雖レ不レ得而海味盡飽喫者、後代追レ跡名ニ飽田村一

アイタ(飽田)の名は今も上相田、下相田(多賀郡華川村及中郷村)に殘つて居る。新篇常陸國誌(中山信名著)には、之を小木津村(今の日高村の大字)の小字相田を以て之に擬して居るが、其は道前里とあるによつて上記の多珂國の道前なる助川附

近ならざる可からずとした爲で、是は陸奥に對する道前なるが故に、助川と別地であつても少しも差支はない。和名抄にあげた道口郷も恐らくは此地をいひ、陸奥境なるが故に最終に序次して居るのである。若し然りとすれば上述の如く白河方面平定後、振旅の途次に經由せられたのであらう。

〔同郡藻嶋驛家〕東南濱碁子、色如ニ珠玉ニ所謂常陸國所レ有麗碁子、唯是濱耳、昔倭武天皇乘レ船浮レ海、御ニ覽島磯ニ、種々海藻多生茂繁、因名、今亦然

今の櫛形村に伊師及伊師本郷といふ大字があるのは、此石を名に負うたものと言はれ、共南方豐浦町大字川尻の小貝濱には五彩の小石を產するといふ事である。上記の如く紀の玉浦は恐らくは此地をいふのであらう。那珂以北鮫川に至るまでの沿岸には、此以外に適當な乘船地はないやうである。

上述によれば皇子巡行の跡はほゞ推測し得られるが、行方郡の一兩地點の外に

は、討伐の記事のない所を見ると、概して大なる抵抗に逢はれなかつたのであらう。白河方面の形勢に關しては、東白川郡八槻村都々古和氣神社の別當大善院の古文書によつて、左記の風土記殘簡が傳へられて居るのみである。

陸奥國風土記曰、所㆔以名㆓八槻㆒者、卷向日代宮御宇景行天皇時、日本武尊征㆔伐東夷㆓而到㆓此地㆒、以㆓八目鳴鏑㆒射㆑賊斃矣、其矢落下處、云㆓矢著㆒、即有㆓正倉㆒、神龜三年改㆓字八槻㆒」古老傳曰、昔於㆓此地㆒、有㆓八土知朱㆒、一曰㆓黑鷲㆒、二曰㆓神(カム)衣(ソ)媛㆒、三曰㆓草野灰(カヤヌハヒ)㆒、四曰㆓保々吉灰(ホホキハヒ)㆒、五曰㆓阿邪爾那(アヤニナ)媛㆒、六曰　拷猪(タクヰ)㆒、七曰㆓神石(カムシ)萱(カヤ)㆒、八曰㆓狹磯名(サシナ)㆒、各有㆑族而屯㆓於八處石室㆒也、此八處皆要害之地、因不㆑順㆓上命㆒矣、國造磐城彥敗走之後、虜㆔掠百姓㆓而不㆑止也、纏向日代宮御宇天皇、景行天皇、詔㆓日本武尊㆒而征㆔討土知朱㆒矣、土知朱等、合㆑力防禦、且諜㆓津輕蝦夷許多㆒、連㆓張猪鹿(シシ)弓、猪鹿(シシ)矢於石城㆒而射㆓官名㆒、官兵不㆑能㆓進步㆒焉、日本武尊執㆔槻弓槻矢㆓而、七發發(ナナサハナチ)、八發發(ヤサハナツ)、則七發之矢者、如㆑雷鳴響而追㆔退蝦夷之徒㆒、八

發之矢者、射貫八土知朱立斃焉、射其土知朱之征箭、悉生芽成槻木矣、其地云八槻郷、即有正倉也、神衣媛與神石萱之子孫、會赦者、在郷中、今云綾戸是也

漢式謚號を用ひて景行天皇といひ、神龜三年云々と記注してある所を見ると、和銅勘進の古風土記でないことは明白であるが、後人の僞作とも思はれぬから、やや後世の記錄としても、右の如き口碑が此地方に存したのであらう。但し土知朱(蜘蛛の畧字)とあるのは疑とすべきで、其八人は夷族の酋長と思はれるが、其名の意義は判明せぬものが多い。

第六章　能褒野

足柄峠——信越鎭定——美夜受比賣——膽吹山の遭難——薨去——諸妃及王子女

前章に述べたやうに、日本武尊は石城及白河方面の夷族平定後、新治筑波を過ぎて、陸路信濃國に入り、其地方の鎭定に從事せられた。常陸より信濃に至る經路については、左記の二異傳が存したものゝやうである。

(一) 足柄峠を踰えて、甲斐の酒折宮に入り、其より信濃に進出せられたとする說。——火燒翁との問答歌が附帶して居る。

(二) 上野國を過ぎ、碓日坂を越えて入國せられたとする說。——坂の上から吾妻郡の方面を展望してアヅマハヤといふ歎聲を發せられたと傳へられた。

兩者は地理上全然相容れぬものであるが、孰れも古傳說で、且興味のある逸事が

附帶して居るので、昔の史家も取捨に迷ひ、稗田阿禮は之を折衷して一連の物語に組立て、紀の編者は若干の矛盾を忍んで之を併擧した。之が爲に紀記の所傳に大なる懸隔を生じ、後の註釋者を惱ませたのであるが、事實は以下に論究するやうに、極めて明確に推斷せられるのである。左に先づ記の所說を揭げる。

還り上幸(ノボリマ)す時、足柄の坂本に到りて、御粮(ミカレヒ)を食(キコシヲ)す處に、其坂の神白鹿(シロカ)になりて來立ちき。爾卽(スナハ)ちその咋遺(ヲシ)し丶蒜(ミラ)の片端もち待打てば、其目に中りて打殺さえき。故その坂に登り立ち、三たび歎かして、阿豆麻波夜と詔りたまひき。故その國を號けて阿豆麻と謂ふなり。卽ち其國より越えて甲斐に出で、酒折宮に坐す時、歌曰(ウタヒタマハク)

新はり　筑波をすぎて　幾夜かねつる

爾に其御火燒の老人(オキナ)、御歌を續ぎて歌曰(ウタハク)

かがなべて　夜にはこ丶の夜　日には十日を

是を以て其老人を饗めて、卽ち東國造にあげ給ひき。其國より科野國に越えまして、科野の坂の神を言向けて……

常陸の筑波から足柄に出るには、結城、猨嶋二郡を過ぎ、武藏、相模の平野を横斷して、丹澤山彙の南麓を經由するのであるが、當時此峠道が開かれて居たか疑問であるのみならず、酒折(今の西山梨郡玉諸村大字坂折)に出るのが目的であつたとすれば理由のない迂廻である。足柄の坂の神は萬葉集にも見えるやうに、阪東人が最も崇敬した大靈神であるが、此は神祇の出現をいふのではなく、此山地に占據した夷酋の反抗を平定せられたことを神秘的に叙したものと思はれる。紀は後記の如く之を信濃坂に於ける事變として、蒜(ミラ)――和名抄には蒜を比流と訓註してあるから、舊訓の如くヒルと稱へても妨はないが、古言はミラで、ヒルは早期外來語ヒユ(莧)から分化したものゝやうである(古語大辭典)――を以て神氣の害を禳ふ起原であると說いて居る。白鹿の白は白狗、白猪、白鳥等の如く神獸靈禽を

表示する修飾語で、恐らくは之を淨色とする觀念が存したのであらう。

足柄の坂の上に立ちてアヅマハヤと歎息せられたといふことについては、此處には理由を示して居らぬが、從來紀の文に準據して弟橘媛追憶の聲とし、アヅマは東に吾嬬(アヅマ)をいひかけたものと了解せられて居る。さりながら聊か唐突の嫌があるにより、足柄峠は走水の海を遠望し得る地點であると說くものもあるのであるが、其は絕對にあり得ぬ事實で、眼界にもアヅマと稱する地域はない。後世の用語例を以てすれば、阪東はアヅマの國で、相模も亦其一部分であるから、脚下の國土を展望して、吾嬬即ち弟橘媛を聯想せられたと牽强し得られぬこともないが、――記の傳誦者は恐らくはさう解したのであらう――景行朝に於てはアヅマといふ語は尙原義通り(二一一七二頁)了解せられて居た筈で、少くとも足柄はアヅマの國ではなかつた。其故に紀は白鹿出現とアヅマハヤ云々の一節とを倒り、次の如く記述して居るのであるが、恐らくは之を以て原說に近いものとすべきであ

らう。

蝦夷既平、自二日高見國一還之、西南歷二常陸一、至二甲斐國一、居二于酒折宮一、時擧レ燭而進食、是夜以レ歌之問二侍者一曰……（歌詞前に同じ）……諸侍者不レ能二答言一、時有二秉燭者一續二王歌之末一而歌曰……卽美二秉燭人之聰一而敦賞、則居二是宮一以二靫部一賜二大伴連之遠祖武日一也

擧燭。及秉燭者（人）は文飾で、歌意から見ても答歌を詠じたのは庭燎奉仕者であらねばならず、職掌がら篝火（カガ）を並（ナ）べて既に九夜を過したといふことを日日並（カカナベ）にいひかけ、巧に言ひ廻したから御感も深かつたので、唯日數經て九夜卽ち十日になりましたといふことを三句に排列するだけならば、侍臣も敢て困難としなかつたであらう（歌謠篇參照）。此當時に於ても照明の爲に屋內に燈火卽ち栖火（スビ）（一―二三九頁）を點じたことは有り得るが、多人數集會の場合には、今も大嘗會其他の古い祭典に於て見るやうに、庭燎（ニハビ）を燒くことを例としたので、其火燒（ヒタキ）は必しも身分の低い

ものとは限らぬが、決して皇子側近の秉燭者を意味するのではない。

歌主が褒められたことは想像に餘りがあるけれども、東國造に任ぜられたとあるアヅマが、上野國吾妻郡地方のことゝすれば、餘りに由緣が乏しく、宜長のいふやうにアヅマの國々の中の某國の造に擧用せられたと解することは無理であるから、或は吾妻國造と名乘るものが奉仕したといふ原說が訛傳せられたので有るかも知れぬ。紀に單に敦賞とあるのは、此地理的矛盾を避けて改修したのであらう。同書には此時靫部を大伴武日連に賜はつたとあるが、其は酒折宮御逗留中、隨身を願ひ出た善射の子弟を以て一弓隊を編制し、武日連の配下に屬せしめられたことをいふので、靫部は靫負部(ユゲヒ)と同じく、ユキ(箭筒(ヤケ))を以て區別稱呼とした大伴、卽ち軍團の特種部隊名である。此一條は恐らくは原傳說ではなく、大伴氏の家傳によつて追補したのであらう。

紀は第二傳說を并擧する爲に、皇子が酒折宮から一旦武藏に引返し、更に上野を經て信濃に向はれたかのやうに叙述して居る。即ち

於レ是日本武尊曰、蝦夷凶首咸伏二其辜一、唯信濃國越國頗未レ從レ化、則自二甲斐一北轉歷二武藏上野一、西逮二于碓日坂一時、日本武尊每有下顧（シヌブ）二弟橘媛一之情上、故登二碓日嶺一而東南望之、三歎曰、吾嬬者耶、故因號二山東諸國一曰二吾嬬國一也

毛野國は豐城入彥命以來、東國の政治的中樞地であつたのであるから、皇子の巡察に漏れた筈はなく、且信越を平定することが目的の一であつたとすれば、常陸から下總上野を經由するのが順路で、縱ひ足柄方面及甲斐の南部を鎭定する必要があつたとしても、越路と同じく有力な一將軍を分派すれば辨じた筈で、全軍を擧げて同じ道を來往するが如きは、決して得策ではなく、甲斐方面に全兵力を傾注せねばならぬ程の大抵抗が存したとも考へられぬ。縱ひ酒折宮行啓が確乎たる事實であつたとしても、信濃國から千曲川を泝り、鹽川の谿谷を下つて進出せら

れたと了解することも可能であり、火焼の老人との問答の如きは、地點に限定があるのではないから、筑波から約十日行程の地ならば何處でもよいのである。否此人物を東國造に任用せられたとある記の所傳によれば、上野國吾妻郡に近い一地方の頓宮に於ける逸興であつたかも知れぬ。碓日峠に達して、脚下に展開する國土の名をアヅマのクニと稱へると聞しめされて、弟橘媛を追憶し、思はずアヅマハヤといふ歎聲を發せられたものとすれば、事の眞僞はともかくも、話の趣が自然で、且一層哀が深いやうである。東南望之とあるのは來路の方向をさしたので、故因號ニ山東諸國一曰ニ吾嬬國一也としたのは、例の地名所由戲説である。常陸風土記卷頭にも、古者自ニ相模國足柄岳坂一以東諸縣總稱ニ我姫國(アヅマノクニ)一とあるが、アヅマといふ稱呼が阪東のみに限らぬことは既に前篇第二卷(一七二頁)に述べた通りで、萬葉集の東歌にも信濃、甲斐、伊豆、駿河、遠江人の作が含まれて居り、アヅマをヒガシ(東)と混同して、特に阪東諸國の呼稱と了解するやうになつたのは、稍

後世のことであるから、右の一句も亦後人の追加とせねばならぬ。

信濃に於ける行動は、記には言向科野之坂神とあるのみであるが、紀は之を次の如く詳述して居る。

於是分道、遣吉備武彦於越國、令監察其地形嶮易及人民順不、則日本武尊進入信濃、是國也、山高谷幽、翠嶺萬重、人倚杖而難升、巖嶮磴紆、長峰數千、馬頓轡而不進、然日本武尊、披烟凌霧、遙徑大山、既逮于峯而飢之、食於山中、山神令苦王以、化白鹿立於王前、王異之、以一箇蒜彈白鹿、則中眼而殺之、爰王忽失道、不知所出、時白狗自來、有導王之狀、隨狗而行之、得出美濃、吉備武彦自越出而遇之、先是度信濃坂者、多得神氣以瘼臥、但從殺白鹿之後、踰是山者、嚼蒜塗人及牛馬、自不中神氣也

碓日嶺を越えると信濃國佐久郡で、其より千曲川の流に沿うて下り、シナヌ（五一

一一六頁）の名に負ふヒナ（夷）族の占住地（第二卷一四四、二二二頁）を過ぐれば越國に出るのであるが、吉備武彥の巡行したのはどの範圍であつたか不明で、美濃――今の西筑摩郡は和名抄に惠奈郡繒上鄕とある地で、美濃に屬した――に於て再會したとある所を見ると、大彥命の經由せられた安曇道（第三卷一八四頁）を通つて歸投したものと思はれる。皇子は上記の如く、若し酒折宮に行啓せられた事實が存したとすれば、本隊を率ゐて千曲川を泝り、甲斐に出られたものとすべきで、其國から釜無川を遡つて諏訪に引返し、鹽尻峠を越えて西筑摩郡（美濃）に出で、吉備武彥の部隊を併せて木曾川を下られたのであらう。木曾棧道は續紀によれば、大寶二年十二月壬寅始開二美濃國岐蘇山道一とあり、又和銅六年七月戊辰、美濃、信濃二國之堺、徑道險阻、往還艱難、仍通二吉蘇路一とあるが、其故を以て此より以前は通行不可能であつたと速斷し、皇子は下伊奈郡から美濃國惠奈郡に通する舊道、卽ち防人歌にも神の御坂（萬二〇）と詠まれた神坂峠を越えられたと說くのは

聊か不穿鑿で、上古安曇郡に進出した海人族は木曾谷を遡行したものとせねばならず(二―一七四頁)、大毘古命と建沼河別とは今の北安曇郡會染村附近に於て會合し、木曾川に沿うて歸路につかれたと推定せられるから(第三卷一八五頁)、車馬を通ぜずとも人間の往來は太古から存したものとせねばならぬ。

皇子が大山を徑り、山中で道を失はれたとあるのも、諏訪より筑摩に越える山嶺をいふものと思はれるから、恐らくは鹽尻峠(標高一〇六〇米)のことであらう。後文に信濃坂とあるにより、推古紀に有レ蠅聚集、其凝累十丈之、浮レ虛以越ニ信濃坂ニ、鳴音如レ雷、則東至ニ上野國ニ而自散とある信濃坂を以て之に擬するものがあるが、此は通證の說の如く碓氷峠を意味するやうであるから、既に此峠を越え、吉備武彥を分派した後通過せられた信濃坂は別地であらねばならぬ。此稱呼は一地の固有名詞ではなく、信濃と隣國とを堺する坂路は、いづれも信濃坂(科野之坂)と呼び得られるから、爰では國の西境の謂と解せずばなるまい。白鹿を退治せら

れた地點は、記には足柄之坂本とあるのであるが、上述の如く碓日峠經由が事實であつたとするならば、是も亦紀の說に從ふべきである。蒜が眼に中つたが爲に怪獸が斃死したとあるのは、其が刺戟性に富む物質なるが故で、神氣（カミノケ）を厭する力があるとせられたとすれば、此植物の異臭によるものであらうが、其は俗信の由來を結びつけたといふに過ぎぬ。

信越鎭定後皇子が美濃を經て尾張に出られたことは事實とせねばならぬが、ミヤズ媛を娶されたことゝ、劔を其家に殘し置かれたといふことの外には事蹟は傳へられず、紀の文は極めて簡單で、左記一二行に過ぎぬ。

日本武尊、更還二於尾張一、卽娶二尾張氏之女宮簀媛一而、淹留踰レ月、於レ是聞三近江膽吹山有二荒神一、卽解レ劔置二於宮簀媛家一、而徒行之至二膽吹山一

記の所傳も話の筋は同様であるが、皇子と媛との唱和の歌二首をあげて居ること

を異りとする。卽ち

尾張國に還り來て、先の日所期し美夜受比賣の許に入りまして、是に大御食獻る時、その美夜受比賣大御酒盞を捧げて獻る。爾美夜受比賣其、意須比の襴に著二月經一、故その月經を見そなはして御歌曰

久かたの　天の香山　黃昏に　さ渡る鵠　ひはぼそ　たわや腕を　まかむとは　吾はすれど　さ寢むとは　吾はおもへど　汝が着せる　おすひの裾に　月たちにけり

爾に美夜受比賣、御歌に答へ曰く

高ひかる　日の御子　やすみしゝ　我が大君　あらたまの　年が來經れば　あらたまの　月は來經行く　うべなうべな　君待ちがたに　わが着せる　おすひの裾に　つきたゝなむよ

故爾に御合ひまして、其御刀の草那藝の劍を其美夜受比賣の許に置きて、伊

服岐能山の神を取りに幸行しき

ミヤズ媛は上掲の如く、記には尾張國造の祖とあるから、崇神天皇の妃意富阿麻比賣(第三巻三七頁以下)と同氏族なることは疑なく、紀に尾張氏とあるのは之を略稱したので、大和國葛城の尾張氏(第二巻九〇頁)とは全然別系である。葛城の尾張氏人中にも此國に移住したものがあり、其子孫は尾治(尾張)連と稱したが、其は應神朝の賜姓と傳へられ〔舊〕、日本武尊と同世代にあたる乎止與命も尾張國造に任ぜられたとあり(次巻第二章參照)、尾張大印岐の女を妻としたけれども〔舊〕、自分は尾張連氏を名乘つて居なかつたやうである。然るに熱田大神緣起には此ミヤズ媛を皇子の陪從の一人なる建稻種公——右の乎止與命の子なる建稻種命〔舊〕にあたる——の妹で、往路に於て娉娶せられたものとして(第一七二頁)、次の如く說いて居る。

到二尾張國愛智郡一時、稻種公啓曰、當郡氷上邑、有二桑梓之地一、伏請大王稅レ駕息

之、日本武尊感ニ其懇誠一、踟蹰之間、側見ニ一佳麗之娘一、問ニ其姓字一、知ニ稻種公之
妹名宮酢姬一、卽命ニ稻種公一媾ニ佳娘一、合巹之後寵幸周厚、數日淹留不レ忍レ分レ手

此書は貞觀十六年の著で、舊記及遺老の說によつて編述せられたといふ奧書があるが、假に贋書にあらずとするも、其所說には疑はしい點があるから、深く信用するに足らず、殊にミヤズ媛に關する限りは誤傳と認めねばならぬ。案ずるにミヤスは宮栖又は御彌栖(三一九九頁)の意で、豪族の公邸をいひ、其嫡統の女子なるが故に此名を以て呼ばれたのであらう。建稻種命の母もまた同氏族の出であるから、其緣によつて族長權を相續し、之を男系に傳へたのであらうが、此貴女が果して尾張(尾治)連の直系族母にあたるかは疑問である。緣起には又日本武尊の御歌として「あゆち潟ひかみあね子は我來むと床避(サ)るらむやあはれ姉子を」といふ歌をあげ、ミヤズ媛の一名をヒカミアネコと稱したかのやうに說いて居るが、其は愛智郡火上姉子神社(式)の祭神で、必しも同一人と斷定することは出來ぬ。

ミヤズ媛がオスヒを着て宴に侍したといふことは、上代の服裝を考察する重要な資料で、オソヒ(襲)の轉呼卽ち外套の謂と思はれるが、八千矛神及速總別王も之を用ひたことが歌に詠まれて居るから(歌謠篇參照)、男女共通で且屋内に於ても裝着したものと了解せられる(古俗誌一三四頁)。その裾に經水がついて居たのを、月立にいひかけた所を見ると、古は月經を——和名抄には月水俗云佐波利とあるけれども——ツキタチと稱へたのであらう。爾美夜受比賣其、於二意須比之襴一著二月經一の著は他動詞であるからツケアリと訓み、主語たる美夜受比賣の下の其は、指定助語シに充てたものとすべきで、口語に直せばミヤズ媛ハといふに同じい。歌詞の釋明は歌謠篇にゆづるが、適當と認められる漢字を配して置いたから、大意はほゞ了解可能と信ずる。

ミヤズ媛の許に殘された佩刀は、草那藝劒と明記せられ、紀にも五十一年の章下に、初日本武尊所レ佩草薙橫刀、是今在二尾張國年魚市郡熱田社一也とあり、其社

の神體とせられて居るが、之を以て天照大御神から皇孫に授けられた神器の一なりとすることの妄誕なるは、前篇第四卷(三三頁以下)に指摘した通りで、かゝる神器を勅裁を仰がずして一婦人に授けるといふやうな不謹愼な行爲が、此皇子に有り得たとは考へられず、假に或事情の下に遺留せられたとしても、朝廷としては之を放任することなく、速に大神宮に回收せられた筈である。されば此劒は神器以外の神宮御物で、全然皇子の私有に歸し、紀念の爲にミヤズ媛に付與せられ、皇子の薨後其御靈代として年魚市に奉安せられたものとすべきである。名ある舊社の傳承を覆すのは甚不本意のことであるが、私は其よりも皇子及倭姫命に神器冒瀆の汚名を負はせ奉ることを忍びずとするもので、厠に行かれる時、桑の木にかけた儘失念せられたとある緣起の說の如きは唾棄すべきである。釋紀所引の尾張風土記殘簡にも左記の如く同樣の說を載せて居るが、天孫將來の神器とはせられて居らぬのである。

熱田社者、昔日本武命、巡ニ歴東國一還時、娶ニ尾張連等遠祖宮酢媛命一、宿ニ於其家一、夜頭向レ厠、以ニ隨身劍一、掛ニ於桑木一、遺之入レ殿、乃驚更往取之、劍有レ光如レ神、不レ把ニ得之一、即謂ニ宮酢媛一曰、此劍神氣、宜三奉レ齋之、爲ニ吾形影一、因以立ニ社熱田郷一由レ郷爲レ名也

ミヤズ媛の許から伊吹山の荒神退治に出發せられたとあるのは例の神秘化で、事實は近江と美濃との境に位する此山地に占據した化外の一土豪の討伐に向はれたことをいふのである。百戰百勝の皇子も此度は不利で、御身に手傷を負はれた。記は之を次の如く叙述して居る。

是に詔りたまはく、茲の山神は徒手(ムナデ)に直に取りなむと詔りて、其山に騰ります時、山邊に白猪逢ひき。其大さは牛の如し。爾ち言擧して詔りたまはく、是白猪となれるは其神の使者(ツカヒノモノ)にこそ。今殺さずとも還らむ時に殺してむと

詔りたまひて、騰り坐しき。是に大氷雨（ヒサメ）を零らし、倭建命を打惑はしき。この白猪となれるは、其神の使者にはあらずて、其神の正身（ムサネ）に當れるを、言擧したまへるに因りて、惑はされたまひしなり。故還り下り坐して、玉倉部之淸泉に到りて息ひ坐せる時に、御心やゝ寤めき。故その淸泉を號けて居寤の淸泉といふなり

紀の所説は白猪に代へるに白蛇を以てしただけで、内容に大差はないから、恐らくは同一傳説の漢譯であらう。即ち

山神化二大蛇一當レ道、爰日本武尊、不レ知二主神化一レ蛇之、謂是大蛇必荒神之使也、既得レ殺二主神一、其使者豈足レ求乎、因跨レ蛇猶行、時山神之興レ雲零レ氷、峯霧（キラヒ）谷曀（クモリ）、無二復可一レ行之路一、乃棲遑不レ知三其所二跋渉一、然凌レ霧强行、方僅得レ出、猶失レ意如レ醉、因居二山下之泉側一、乃飮二其水一而醒之、故號二其泉一曰二居醒泉一也

居醒泉（淸水）は其名殘を留めて居らぬが、記によれば玉倉部淸水と稱したとある

から、其地に存したものとせねばならぬ。玉倉部は壬申の亂に出雲臣狛が不破を襲はんとする近江軍を撃退した地點であるから、不破關よりも西に位すること勿論で、近江と美濃との境なる寢物語里をいふものゝやうである。不破坂田二郡に跨り、隣國人と寢ながら語ることが出來るから、此名を負はせたといふのが通說であるが、恐らくはタマクラが手枕に通ずるから、後人が戲に改稱したのであらう。別名をタケクラベ(長競)といふのも、兩國の山が高さを競ふに因ると說くものがあるが、タマクラべの訛ではあるまいか。べ(部)はメ卽ちムラ(邑)に通用せられるから、本稱はタマクラ(玉倉)で、タマは美稱に外ならず、倉によつて名を負うたものと思はれ、オホクラ(大倉)、ナガクラ(長倉)、タカクラ(高座)等類例が少くはない。ヰサメといふ名號の所由を、紀記共に皇子が淸水の側に居られるうちに醒められた爲としたのは例の戲說で、居眠といふ語はあるけれども、居醒は意をなさぬから、恐らくはヰ(堰)サマ(谷)の轉呼であらう。

神が白猪(白虵)となつて出現したとあるのは、足柄之坂本または信濃坂の白鹿と同一着想で、重複の嫌があるから、爰では皇子が之を神の眷屬と誤認し、輕蔑せられた爲に、危難に遭逢せられたと說かれて居る。殊に記に言擧(揚言)せられたによつて惑はされたと記注してあるのは注意を要することで、肉聲に對しても亦呪詛をかけることが出來るといふ上代人の信仰を表示するものである(三一一七七頁參照)。之が爲に氷雨(ヒサメ)が降り、天地晦冥で方角も分らなくなつたと言ふのであるが、勿論譬喩的叙述に過ぎず、事實は賊軍の勢が猖獗で、皇子は腹背に敵を受けて打破られ、御身にも傷を負はれたのであらう。

伊吹山から退却せられた皇子は、大和に向つて引上げようとせられた。其路次に關し記は次の如く叙述して居る。

其處より發(イデマ)して、當藝野上(ヘ)に到りし時、詔りたまひしくは、吾が心恆は自虛(ソラユ)

翔り行かむと念ふを、今吾が足得歩まず、當藝斯の形に成りぬと詔りたまひき。故その地を號けて當藝と謂ふ也。其地より差少し幸行し、甚く疲ませるによりて、御杖を衝きて稍に歩みましき。故その地を號けて杖衝坂といふ也。尾津の前なる一つ松の許に到り坐ししに、先に御食之時、其地に忘らし丶御刀失せずて猶ありき。爾に御歌曰

尾張に　たゞに向へる　尾津の前なる　一つ松　アセヲ　一つ松　人にありせば　大刀佩けましを　衣きせましを　一つ松　アセヲ

其地より幸して三重村に到りまし丶時、亦吾が足三重なす勾りて、甚く疲ぬと詔りたまひき。故その地を號けて三重といふ

地名の所由を一々皇子の御事蹟と結びつけたのは傳誦者の技巧で、史實と認むべきではないが、玉倉部から能煩野に至る路次は、大體に於て地理に合うて居る。左に各地點別に其位置と右の所由說話とを檢討して見ようと思ふ。

當藝。　美濃國多藝（多岐）郡（和）の謂で（第二卷一五八頁）、不破郡から桑名郡に出る順路である。皇子が常は足が輕く空をも飛べさうに思はれたのに、疲の爲にタギシ（研石）の如く重くなつたと仰せられたから、此地をタギといふとあるのは例の附會說で、有名な養老の瀧のある地なるが故に、タキといふ名を負はせたのである。――和名抄に漢語抄云柂、和語云太以之とあるにより、此當藝斯を舵の義なりとするのは大なる誤で（古語大辭典）、舵の如き特種の舟具は此時代にはまだ存在しなかつたもの丶やうである。

杖衝坂。　當藝野と尾津との間には之に相當する地點が思ひ當らぬが、三重郡内部村大字采女に此名の坂が現存するので、延佳は此一節を三重の次に移すべきかと頭注した。或は此說が當を得たものであるかも知れぬが、ツヱツキ坂の如きは普通名詞であるから、美濃の養老郡又は海津郡にも同名の地點が存したことも絕無とはいへぬ。

尾津。　和名抄に桑名郡尾津（乎都）鄕とあり、神名帳にも同郡に尾津神社を擧げて居るが、其名は傳へられず、社趾も亦判明せぬ。木曾川及揖斐川の河口に當り、地形が甚しく變遷したものゝやうであるが、昔の要津で、大津に對し小津を意味し、歌によれば尾張に直面する地であつたと思はれる。

三重。　三重郡の名のもとなる舊地であるが、和名抄の鄕名中には見えぬ。文中「如三重勾而」とあるをミヘノマガリナシテと訓み、マガリ（糫餅）の三重に旋れるに比へたといふ說は從はれぬ。假にマガリ餅といふ名と其實物とが上代から存したとしても、疲勞の極足がネヂパンのやうに曲つたと形容することは不當であるから、ミヘナス勾リテと訓み、ミヘは水瓮（ミヘ）卽ち水甕（ミヅカメ）をいひ、其腹壁の曲線を步行になやませたまふ御脚の形に況へたものと解すべきである。但し邑名のミヘの原義は御戶（ミヘ）で、神戶を意味したのであらう。若し然りとすれば坂部御厨（ミクリヤ）が之に當り（神鳳抄）、今の三重村字坂部のことであるかも

知れぬ。坂部は和名抄の刑部郷をいひ、之を三重村と改稱するやうになつたのは近世のことであるから、舊三重は同地にあらずとして、和名抄の采女郷(上記内部村大字采女)を以て之に擬するものもあるのであるが〔記傳〕、尚精考を要する。

紀は左記の如く尾津の外は路次の地點を示さず、且歌詞をも少しく變改して居るが、單に省略の爲か、或は他に據があつたのか判明せぬ。

日本武尊於レ是始有二痛身一、然稍起之、還二於尾張一、爰不レ入二宮簀媛之家一、便移二伊勢一而到二尾津一、昔日本武尊向レ東之歲、停二尾津濱一而進食、是時解二一劒一置二於松下一、遂忘而去、今至二於此一、劒猶存、故歌曰

尾張に　直に向へる　一つ松　アハレ　一つ松　人にありせば　衣きせましを　大刀佩けましを

尾張に引返されたけれども、ミヤズ媛の家には入らず、直に伊勢に移られたとあ

るのは、今の美濃國海津郡即ち和名抄の尾張國海部郡の一部分を經由せられたことをいふので、不破郡方面から尾津に出る路次である。一松の側に佩劍を遺留せられたといふことは記にも見えるが、假に其やうな事實があつたとしても、供奉のものが御注意申上げたであらうし、取收める爲に人を遣はされることも可能であつたのに、其儘棄て置かれたとは考へられぬから、此は歌詞によつて傳誦者が附加へたものと思はれる。歌には單に松の姿のおもしろきを歎賞する意味があるのみで(歌謠篇參照)、實物の刀劍衣服の有無を問ふのではなく、宣長のいふが如く御刀を失はぬやうに守つて居た松の勳功を賞めたのでもない。或は上二句にミヤズ媛を思慕する情が籠つて居ると解するものもあるが、其に引つけることは却つて歌の風趣を破壞する結果になる。恐らくは皇子の御作ではなく、人口に膾炙した古歌であつたのを、此地を經由せられたといふ傳說に因んで附會したのであらう。されば記の所說の如き一傳を生じ、紀は無考察に之に從うたのであらうが、

前段出征の條下には尾張經由を說かず、爰に突如として昔日本武尊向レ東之歲云々としたのは矛盾である。

皇子は終に伊勢國ノボ野といふ處で薨去せられた。ノボ野は諸陵式に能褒野墓在二伊勢國鈴鹿郡一、兆域東西二町、南北二町、守戸三烟とあり、高津瀨村大字高宮に遺跡を存し、其西方野登村に其名殘を留めて居る。ノボ野も亦登野の謂で、鈴鹿山麓なる此地方一帶の呼稱であつたのであらう。昇天前後の光景についても紀記描寫を異にして居るが、前條の續きとして先づ紀の文をあげる。

逮二于能褒野一而痛甚之、則以二所レ俘蝦夷等一獻二於神宮一、因遣二吉備武彥一奏二之於天皇一曰、臣受二命天朝一遠征二東夷一、則被二神恩一、賴二皇威一而叛者伏レ罪、荒神自調、是以卷レ甲戢レ戈、愷悌還之、冀曷日曷時復二命天朝一、然天命忽至、隙駟難レ停、是以獨臥二曠野一、無二誰語一之、豈惜二身亡一、唯愁レ不レ面、既而崩二于能褒野一、時年三十、天皇聞之、寢不レ安レ席、食不レ甘レ味、晝夜喉咽泣悲摽擗、因以大歎之曰、我子

小碓王、昔熊襲叛之日、未レ及二總角一、久煩二征伐一、既而恆在二左右一、補二朕不レ及、然東夷騷動、勿二使レ討者一、忍レ愛以入二賊境一、一日之無レ不レ顧（シヌバ）、是以朝夕進退、佇待二還日一何禍兮、何罪兮、不意之間、倏亡二我子一、自レ今以後、與二誰人一之經二綸鴻業一耶

俘囚を神宮に獻じたとあるのは、上掲竹水門の條下に、俘二其首帥一而令二從身一也とあるに呼應し、後段に佐伯部の起原を說く伏線を張つたのである（第九章參照）。皇子の上奏及詔勅の文は、勿論後人が意を酌んで草したので、古傳を漢譯したものでないことは、其文體によつても明白である。されば其辭句を强ひて古言に還元することは無益の業で、二三の熟字の如きは音讀する方が遙に優つて居る。記の所說は全然之と趣を異にし、上奏及詔勅の代りに左記の如く四首の歌を擧げて居る。其中始の三首は紀に景行天皇の御製として載せた思邦歌一篇を分割したものである。卽ち

其より幸行(イデマ)して、能煩野に到りましし時、國を思(シヌ)びて歌曰(ウタヒタマハク)

大和は　國のまほろば。　たゝなづく　青垣山　こもれる　大和しうるはし

又歌曰

いのちの　全けむ人は　たゝみこも　へぐりの山の　くまがし葉。を　うずにさせ。　その子

此歌は思國歌(クニシヌビウタ)なり。又歌曰

はしけやし　我家(ワギヘ)の方よ　雲ゐ立ち來(ク)も

此は片歌なり。此時御病甚急(ニハカ)になりぬ。爾に御歌曰

をとめの　床の邊に　わが置きし　劒の大刀　その大刀はや

歌ひ竟へて卽ち崩(カムアガ)りましぬ。爾驛使(カレハユマツカヒ)を貢上(タテマツ)りき

最後の歌は前段に以二其御刀之草那藝劒一置二其美夜受比賣之許一とあると關聯して居るやうであるから、此皇子の御作とすべきであるが、果して臨終の詠であるか

は尚攷究の餘地があるやうである（歌謠篇參照）。驛使を以て奏聞したとあるのは勿論文飾で、其馬があつたなら御病氣の皇子を徒歩に悩ませまゐらせるやうな事はなかつたであらう。

皇子の陵墓は上記の如く諸陵式には鈴鹿郡能褒野とせられて居るが、其外に副陵が存したので記には次の如く說かれて居る。

是に倭に坐す后等及御子等もろもろ下り到まして、御陵を作りて其地の那豆岐田に匍匐廻りて哭きつゝ爲レ歌曰

なづきの　田の稻蔓に　いながらに　匍ひもとほろふ　ところ葛

是に八尋の白智鳥と化りて、天に翔りて濱に向き飛行きましぬ。爾その后及御子等、その小竹の苅杙に足跳破るれども、其痛みを忘れて哭きつゝ追ひましき。此時の歌曰

あさしぬ原　腰なづむ　空は行かず　足よ行くな

又その海鹽(ウシホ)に入りまして、なづみ行きます時の歌曰

海が行けば　腰なづむ　大河原の　うゑ草　うみがはいざよふ

又飛びて其磯に居たまふ時の歌曰

濱つち鳥　濱よは行かず　磯づたふ

此四の歌は皆その御葬に歌ひき。故今に其歌は天皇の大御葬に歌ふ也。故その國より飛び翔り行きて、河内國の志幾に留まりましき。故其地(ソコ)に御陵を作りて鎮(イハ)ひ坐せき。卽ち其御陵を號けて白鳥の御陵といふ也。然れども亦其地(ソコ)より更に天に翔りて飛び行(イ)にましき

文中に斷つてあるやうに、此四首は挽歌の類で(歌謠篇參照)、大葬に用ひることを例とするのであるが、其起原は倭建命の薨去の際にあるといふ傳說が存したのである。さりながら前後の話は歌詞を敷衍して潤色を加へたものゝやうで、事實と

しては甚辻褄が合はぬ。即ち薨去地に御陵を作り、遺族の方々が其ナヅキ(觸接)田を徘徊して居る中に、皇子の御魂は八尋のシラチ(白靈)鳥と化し、空を翔つて濱に向うたので、足𨁈——𨁈は腓と通用するものと見て、雄略天皇の御製中のタコムラ(手腓)といふ語に準じ、アシコムラと訓むべきで、宣長が字書によつて刖と同義とし、アシキリと訓したのは從はれぬ——の破れるのも厭はず、笹原を分け海に追ひ入り、磯に追ひ上つたとあるにも拘はらず、其行方を尋ねて河內國に赴いたとも、其國で靈鳥を發見したのは誰であつたとも說かれて居らぬのは奇怪とすべきである。されば紀には歌詠を擧げず、靈鳥出現と陵墓築造とのみを次の如く叙述して居るのである。

即詔二群卿一、命二百寮一、仍葬二於伊勢國能褒野陵一、時日本武尊化二白鳥一從レ陵出之、指二倭國一而飛之、群臣等因以開二其棺槻一而視レ之、明衣空留而屍骨無之、於レ是遣二使者一追二尋白鳥一、則停二於倭琴彈原一、仍於二其處一造レ陵焉、白鳥更飛至二河內一、

留ニ舊市邑一、亦其處作レ陵、故時人號ニ是三陵一曰ニ白鳥陵一、然遂高翔上レ天、徒葬ニ衣冠一、因欲レ錄ニ功名一、卽定ニ武部一也、是歳天皇踐祚四十三年焉

琴彈(コトヒキ)原の陵址は南葛城郡秋津村大字富田に在り(大和志)、舊市の其は南河内郡古市町大字輕墓に存する。——志幾(志岐)には遺跡がないが、古市を距ること遠からぬ地であるから、或は同じ陵墓を意味するのかも知れぬ——前者は能褒野陵が都を距ること遠く、弔祭に便ならずとして御父天皇の御代に設けられた副陵で、河内の白鳥陵が仲哀天皇の御卽位後大和から移されたものと思はれることは、次巻第三章に於て論述する通りである。白鳥出現の靈奇は勿論或時代の人に信ぜられたことで、遂に天翔り飛去つたとあるのも、靈魂歸天の信仰に合致するが、棺槨を開いたら明衣(アカルタヘ)のみが殘つて居たといひ、徒葬ニ衣冠一とあるのは筆者の潤色であらう。

日本武尊の御子として紀記に傳へられたのは左記の九柱である。――兩者一致するものは便宜上記の用字に從ひ、紀の傳を括弧內に掲げる。

帶中津日子命（足仲彥天皇）。　母伊玖米天皇之女布多遲能伊理毘賣命（兩道入姬皇女）

布忍入姬命（紀）。　母兩道入姬皇女

若建（稚武）王。　母弟橘比賣命（記）――兩道入姬皇女（紀）

稻依別王。　母近淡海之安國造之祖意富多牟和氣之女、布多遲比賣（記）――兩道入姬皇女（紀）

建貝兒（武鼓、武卵）王。　母吉備臣建日子之妹大吉備建比賣（吉備穴戶武媛）

十城別王（紀）。　母吉備穴戶武媛

足鏡別王（記）。　母山代之玖玖麻毛理比賣

息長田別王（記）。　母一妻

稚武彦王〔紀〕。　母穂積氏忍山宿禰之女弟橘媛

即ち記には六柱とし、紀には七柱を擧げて居るのであるが、稚武王と稚武彦王とは別人なるが故に、紀の所傳を可とし、足鏡王は紀の此章下には見えぬが、仲哀紀に天皇の異母弟蘆髪蒲見別とあるに當るものゝやうであるから、實在者とせねばならぬ。其外の相違は息長田別王の名が紀に見えず、布忍入姫と十城別王とが記に擧げられて居らぬことにあるが、左に各別に之を考察する。

帶中津日子命(足仲彦天皇)。　仲哀天皇の御事であるが、中津日子(仲彦)と稱へられたのは、御生母が布多遲の入姫で(第三卷五六頁)、布多遲比賣と同氏人と見なされたから、其所生なる稻依別王と、稚武王との中間の御子といふ意であらう。タラシは屢ゝ述べたやうに足主(タラチ)を意味する尊號である。

布忍入姫命。　オシ(忍)は大(オホ)に通ずる美稱、ヌは磯城の舊地名で(第四一頁)、其地に入姫となられたが故に、渟之(ヌノ)(布は借字)オシ入姫と稱へられたのであら

う。此王女の事蹟は傳はらず、記には其名も見えぬが、此故を以て架空人物と斷ずることは出來ぬ。――或は五百野皇女の後を承けて神宮齋主に任ぜられたのかも知れぬ。

若建（稚武）王。　上記の如く仲哀天皇を帶中津日子命と申上げた所を見ると、御弟があつたとせねばならぬから、紀に兩道入姫皇女の所生とあるのが正傳で、記が之を弟橘比賣の子としたのは、後記の稚武彦王と混同した爲であらう。此王子の後裔は記に次の如く傳へて居る。

若建王――須賣伊呂大中日子王　母飯野眞黑比賣――迦具漏比賣命　母淡海之柴野入杵之女柴野比賣

但し此迦具漏比賣が景行天皇に娶されて大江王を生みまゐらせたといふ傳承の信ずべからざることは序說に論じた通りで、大江王の後胤も擧示せられて居るが、倭建命の血統でないことは明白であるから、前に第一章中に揭げた

(第四六頁)。

稲依別王。　紀には兩道入姫の所生とし、第一位に擧げて居るが、稲依を號とする所を見ると、日子坐王四世の孫大多牟坂王の母と稱せられる河俣稲依毘賣(第二卷一三四頁)と所緣を有するものとすべきで、記の開化天皇の卷にあげた系譜には少しく疑があるが、或は安國造意富多牟和氣が此女を娶つて布多遲比賣を生み、其腹から出た王子なるが故に外祖母の稱號を繼承せられたのではあるまいか。若し然りとすれば記の所傳の如く生母は布多遲比賣で、仲哀天皇の異母兄とすべく、紀に兩道入姫とあるのは、類名なるが故に混同したのであらう。イナは地名で、今の近江國愛智郡稲村、同郡稲枝村大字稲富及稲部、同郡葉江見村大字稲葉等は其名殘と思はれるが、此地域は和名抄の神崎郡神崎郷に當り、古の愛智川流域に位するから、其河俣に祭られた神社(恐らくは神名帳の川桁(カハタナ)神社)の齋女であつたが故に河俣稲依毘賣と呼ばれ、

其孫なる此王子が其領地と稱號とを繼承せられたものと思はれる。後裔を犬上君と稱するのも近江國犬上郡に占住したからで、此地方に特別の緣故があつたことの證據とすべきである。

建貝兒王。　母氏については既に第四章（一五一頁）に考證した。紀に此王子の名を武鼓王と武卯王との二樣に書きわけて居るが、孰れか一方を誤とすべきで、釋紀帝皇系圖にも武鼓王とある所を見ると、タケツツミとする一異傳の存したことは疑なく、タケ（武）は美稱、ツツミは鳴物を意味するから（三一二七頁）、同じ意味を以て建貝（螺貝）の兒とも稱へられたのかも知れぬ（三一三一頁）。從來卯を卵の誤寫とし、記に準じてカヒコと訓ませて居るが、カヒコといへば養蠶の意になり、卵の古言はコの外はないから、若し卵とすればタケコのミコと訓むのであらう。此王子は紀記共に讃岐綾君の祖といふことに一致し、記は其外に伊勢之別、登袁之別、麻佐首及宮首之別をも其後裔として居

るが、他の臯別諸氏と共に第八章に於て考察する。

十城別王。　記には此名が見えぬが、紀に伊豫別君之始祖也とある所を見ると實在者とせねばならぬ。大和の十市の例によれば、十城はトホキと訓み、遠方の城の意であらう(第八章參照)。

足鏡別王。　生母山代之玖玖麻毛理比賣はククマといふ地のモリ(守)の女であらうが、山代とあるのは第八章に論ずるやうに誤傳と思はれる。此王子は仲哀紀に蘆髪蒲見別王、舊事紀に葦敢竈見別王命とあると同人で、カガミは恐らくはカマミの轉呼であらう(第二八六頁)。名の義及其後裔と稱せられる鎌倉之別、小津石代之別、漁田之別(記)については第八章に於て説明する。

息長田別王。　一妻の所生とし、其子孫を次の如く傳へて居る。

息長田別王——杙俣長日子王——┬飯野眞黒比賣
　　　　　　　　　　　　　　└息長眞若中比賣

┌弟比賣

此飯野眞黑比賣が上掲の若建王に嫁したとある所を見ると、飯野も亦近江の一地名と思はれるが、所在を詳にせぬ。息長は坂田郡の里名である(第二卷一九二頁)。

稚武彦王。　上記の如く此王子は記に弟橘比賣の出として擧げた若建王に相當する。生母弟橘媛の出自について前々章(第一七八頁)に考證した。

舊事本紀には忍山宿禰の女弟媛(一本弟橘媛)の所生として、右の稚武彦王以下九柱をあげ、總計十五王子女として居る。卽ち

稚武彦王命。　尾津君、揮田君、武部(君等祖)

稲入別命。——稲依別王の重出であらう。

武養蠶命。　波多臣等祖——武卯王とは別人とせられて居る。

葦敢竈見別命。　竈口君等祖——上記足鏡別王に相當する。

息長田別命。　阿波君等祖――記には上掲の如く一妻の出とある。

五十日彥王命。　讃岐君等祖――景行皇子五十河彥命（讃岐直等祖）の混入であらう（第二八八頁參照）。

伊賀彥王。――右の五十日彥王の重出か。

武田王。　尾張國丹羽建部君祖

佐伯命。　參川御使連等祖

右の如く重複と思はれるものが多く、皇子に先つて非業の死を遂げた弟橘媛が此やうに多産であつたとは考へられぬから、息長別王以外にも他の妃の所生が混入して居るものとせねばならぬが、尙全然架空の人物と見ることも出來ぬから、第八章分封の條下に於て更に考證を試みることにする。

第七章　東國巡狩

資料の出所――高橋氏文――史的價値――常陸風土記の所傳

紀には五十三年及五十四年の條下に次の如き記事を掲げて居る。

五十三年秋八月丁卯朔、天皇詔㆓群卿㆒曰、朕顧㆓愛子㆒何日止乎、冀欲㆑巡㆓狩小碓王所㆑平之國㆒、是月乘輿幸㆓伊勢㆒、轉入㆓東海㆒、冬十月至㆓上總國㆒、從㆓海路㆒渡㆓淡水門㆒、是時聞㆓覺賀鳥之聲㆒、欲㆑見㆓其鳥形㆒、尋而出㆓海中㆒、仍得㆓白蛤㆒、於㆑是膳臣遠祖名磐鹿六鴈、以㆑蒲爲㆓手繦㆒、白蛤爲㆑膾而進之、故美㆓六鴈臣之功㆒而賜㆓膳大伴部㆒、十二月從㆓東國㆒還之、居㆓伊勢㆒也、是謂㆓綺宮㆒

五十四年秋九月辛卯朔己酉、自㆓伊勢㆒還㆓於倭㆒居㆓纏向宮㆒

天皇の巡幸の如きは省略を許さざる重要史實であるのに熊襲親征と同じく、記が

一言も之に觸れて居らぬ所を見ると、此記事の資料は稗田阿禮の舊辭誦習後に發見せられたものとせねばならぬ。後記の如く常陸風土記にも此天皇に關する記事があるが、紀の所傳と一致せぬのみならず、崇神朝の征旅、日本武尊の東方經略に徴するも、紀の編者が此風土記を參酌した形跡はないから、其資料は別に存したと推定すべきである。案ずるに其は持統天皇の五年に徴集せられた膳部（カシハデ）氏の纂記で、其原文は殘存せぬが、若干の改竄增補を加へて高橋朝臣家（膳臣の改姓）に傳へられ、本朝月令、年中行事秘抄、政事要略等に引用せられて居る。紀の所說は勿論之に基くものではないが、原文を求めることの出來ぬ今日では、事實の有無を論究する手段としては、右の高橋氏文の批判から始める外はないから、以下伴信友の校注によつて上掲の紀の文に關係のある部分を掲げて検討を試みる。

本朝月令に引用した高橋氏文は相當に長文であるから、便宜上數段に區分し、

論議を加へつゝ記述する。其文は次の如く書き記されて居る。

掛畏（カケマクモカシコキ）　巻向日代宮　御宇（ニアメノシタシロシメシシ）　大足彦忍代別天皇、五十三年癸亥八月、詔ニ群卿ニ曰、朕顧ニ愛子ニ何日止乎、欲レ巡ニ狩小碓王又名倭武王所レ平之國ニ、是月行ニ幸於伊勢ニ、轉入ニ東國ニ、冬十月到ニ于上總國安房浮島宮ニ、爾時磐鹿六獦命從駕（ミトモニ）仕奉矣

年月次及詔辭は紀の所傳と同一であるが、偶合と見るべからざるは勿論、上代の年紀、干支、月日次は紀の編者の作爲と認定すべき理由があるから（第一巻三二頁以下）、紀が高橋氏文に準據したのではなく、後者が紀に基いて改修を施したものとせねばならぬ。以下の叙述と文體を異にして居るのも其加筆なることを旁證するものである。紀に至ニ上總國ニ從ニ海路ニ渡ニ淡水門ニとあるに從はなかつたのは、家傳を維持した爲と思はれるが、浮島宮は常陸風土記に同國信太郡浮島之帳宮（トバリ）とあるに當るものゝやうで、安房國には此名が聞えず、之に反し淡水門は記にも此

朝定められたとあるから(第一六頁)、紀の編者が原説を改記したのであらう。イハカムカリの命は第二卷(一七二、一七三頁)に述べたやうに膳臣の始祖である。

　天皇行二幸於葛飾野一令二御獦(ミカリ)一矣、大后八坂媛(ミメ)波借宮爾御坐(マシマシ)、磐鹿六獦命亦留(トドマリ)侍、此時大后、詔二磐鹿六獦命一、此浦聞二異鳥之音一、其鳴二賀我久久(ガクガク)一欲レ見二其形一、即磐鹿六獦命、乘レ船到二于鳥許一、鳥驚飛二於他浦一、猶雖二追行一遂不二得捕一、於レ是磐鹿六獦命詛曰、汝鳥戀二其音一欲レ見レ貌、飛二遷他浦一不レ見二其形一、自レ今以後、不レ得レ登レ陸、若大地下居必死、以二海中一爲二住處一

安房から葛飾までは相當の距離があるから、遊獵の爲にもせよ、或は其は口實で巡狩が目的であつたとしても、南方に偏した此行宮を足溜として態々來往せられたとは考へられぬことで、地の理に通ぜざる都人士が想像を以て脚色したのではないかと思はれる。原説は恐らくは單に天皇の御不在中、留守の大后がガクガクと鳴く鳥を見たいと所望せられたとあつたのであらう。——八坂媛としたのは、

五十二年の紀に播磨大郎姫薨去の後を承けて、此貴女が皇后に冊立せられたとあるに因るのであらうが、其は成務天皇の御生母なるが故に紀の編者が特に推戴したので(第二八頁)、事實的根據とすることは出來ぬ――こゝには此鳥を捕へ得なかつたとあるが、塵袋所引の常陸風土記には後記の如く、伊賀理命といふものが之を捕へたので、鳥取といふ姓を賜はつたとある。賀我久久はガクガクと訓み、紀の覺賀又は風土記の賀久賀と同じく鳴聲によつて與へた名稱で、釋紀に安大夫說美左古とあるのは據のあつたことゝ見え、和名抄の鴡鳩(ミサコ)の條下にも此說を引いて居る。

還時顧レ舳(トモ)、魚多追來、卽磐鹿六獦命、以ニ角弭之弓ー當ニ游魚之中ー、卽着レ弭而出、忽獲ニ數隻ー、仍名曰ニ頑魚ー、此今諺曰ニ堅魚ー、今以レ角作ニ鉤柄ー、釣ニ堅魚ー此之由也、船遇ニ潮涸ー天渚上爾居奴、掘出止爲爾得ニ八尺白蛤一貝ー

鳥は遁げてしまうたが、之を追ひかけて海上に出た機會に堅魚と大白蛤とを獲た

といふので、頑魚はカタヲと訓み、弭で突かれても避けることを知らぬ頑愚なる魚を意味し、カツヲ(堅魚)といふ名稱は之から出たと說いたのであるが、カツヲがカタヲの轉呼であるとすれば、乾し固めた魚といふ意で、鰹節を以て其名の起原とせねばならぬ。注文によれば鰹鉤(ハリ)には或時代まで角を幹柱としたものゝやうで(ミクロネシア民族誌第一六〇圖參照)、俗にバケと稱して今も尙用ひられる僞餌のことではあるまい。白蛤は紀にウムギと旁訓せられ、ウ(大)ム(肉)カヒ(貝)の約轉であるが(四—一二三頁)、若し特に白色のものなることを表現する必要があるとすれば、シロウムギと稱へてもよい。

磐鹿六獦命、捧㆓件(ソノ)二種之物㆒獻㆓於大后㆒、卽大后譽給比悅給弖詔久、甚味淸造(イトウマクキヨクツクリ)欲㆑供㆓御食㆒、爾時磐鹿六獦命申久、六獦令㆓析理(ツクラセ)㆒天將㆓供奉㆒止白天遣㆑喚㆓無邪志國造上祖大多毛比、知々夫國造上祖天上腹天下腹人等㆒爲㆑膾、及(マタ)煮燒雜(クサクサ)造盛天見(メシ)㆓河曲山梔(ハジ)葉㆒天高次八枚(タカスキヤツ)爾刺作利、見(メシ)㆓眞木葉㆒天枚次(ヒラスキ)八枚爾刺作天、取㆓日

影ニ天爲レ縵、以ニ蒲葉ニ天美頭良平卷、採ニ麻佐氣葛(マサキヅラ)ニ豆　多須岐仁加氣爲レ帶、足纏(アシマキ)平結(ユヒ)天供ヨ御雜　物(ソナヘマツリクサクサノモノヲ)平ニ結餝天乘輿(オホキミノ)從ニ御獵ニ還御入坐(カヘリイリマス)時爾爲ニ供奉ニ

大多毛比は无邪志國造兄多毛比命のことで（三―二〇三頁）、知々夫國造の始祖知々夫彦は八意(ココロ)思金命十世孫とあるから（國造本紀）、其神の兒と稱せられる表春命及下春命（五―二二二頁）の子孫といふ意を以て、天上腹天下腹人というたのであらうが、表春命とは直接關係がないのであるから、無稽の説とせねばならぬ。河曲山は和名抄に安房郡河曲（加波和）とある地の山をいひ、高次、枚次は高坏、平坏の意、ヒカゲ（三―一三三頁）、ミヅラ（二―九三頁）、マサキヅラ（三―一三四頁）、タスキ（三―一三三頁）等は皆高天原傳説に見えた語であるが、仔細に考察すると、こゝの用法には不合理の點がある。ハジ（櫨）やマキ（檜類）の葉は飲食器とするに適せぬもので、饌具の裝飾として枝ごめに刺立てたといふ信友の説は强辯の嫌がないでもない。上古は或る種の樹葉をカシハと稱へ、食物を盛るに用ひたばかりではな

く、之を折疊んで盞に代用し、キノカシハ(酒柏)とも稱したが(日本古俗誌一〇三頁)、其以外に高坏、平坏等の原料に樹葉を供用したとは考へられぬ。右の如く考察すると、此一節は古習が不明になつた後の世に於て、古書に準じて僞作せられたものと見ねばならぬ。

此時勅久誰造所レ進物問給、爾時大后奏、此者磐鹿六獦命所レ獻之物也、卽歡給比譽賜天勅久、此者磐鹿六獦命、獨我心耳波非矣、斯天坐神乃行賜倍留物也、大倭國者以ニ行事(オコナフワザ)一負レ名國奈利、磐鹿六獦命波朕我王子等爾阿禮子孫(ウミノコ)乃八十連屬(ヤソツヅキ)爾遠久長久天皇我天津御食乎齋忌(イハヒ)取持天仕奉止負(オホセ)賜天、則若湯坐連等始祖(トホツオヤ)、物部意富賣布連乃佩(ハケル)大刀乎令ニ脫置一天副賜支

文意は明白で、天皇が御賞美の餘り、汝は子々孫々に至るまで、天津日嗣の御饌に奉仕せよと仰せられて、侍臣の一人の佩びて居た大刀を賜はつたといふのである。阿禮は意禮(四─一三一、一四六頁)(第一卷一四六、一四八頁)と同じく、吾を第二人

卑稱に轉用したので、子孫八十連屬は神代紀一書にも用例があり(六—一九九頁)、ウミノコのヤソツヾキと訓むべきである。——信友が阿禮と子孫とをつゞけてアレミコと訓み、生(ア)れまさむ皇子達の意としたのは誤訓誤解である。

又此行事者、大伴立雙天、應ニ仕奉一物止在止勅天、日竪日横、陰面(カゲトモ)背面(ソトモ)乃諸國人乎割(サキ)移天大伴部止號天賜ニ磐鹿六獦命一

此一節は膳之大伴部を定められた事をいのふで、其要點は

(一) 奉膳の際には大伴を立雙べることを例とした。

(二) 之が爲に東西南北から大伴を徵集せられた。——日竪(縱)、日横を東西とすることは成務紀の記事と矛盾するが(次卷參照)、萬葉集第一卷藤原宮御井歌にも同一用例があるから、後世は其やうに誤解せられ、カゲトモ(南)、ソトモ(北)に配して用ひられたのであらう。

(三) 此大伴部をイハカムカリの命に賜はつた。換言すれば同人を其部長に任ぜ

られた。

といふにある。紀にも之に言及し、其家傳の史的價値に關係する重要事項であるが、項を改めて論ずる。

又諸氏人、東方諸國造十二氏乃枕子、各一人令レ進天平次比例給天依賜支

國造十二氏の名は明示せられて居らぬが、此時代に既に定賜せられた國造は、阪東地方には極めて少數であるから(次卷第二章參照)、記の東方十二道といふ慣用句によつて漫然十二國造が配置せられてあつたものと臆測したのではあるまいか。枕子も亦他に用例がないが、字の義としては意をなさぬから、或はマケル(所任)子即ち指定氏人の謂であるかも知れぬ。平次(平坏)を賜はつたとあるのは、後世の賜盞から思ひついたもので、ヒレは廷臣の朝服に用ひた褶(ヒラビ)を意味する(古語大辭典)。

山野海河者、多爾久久乃佐和多流岐波美、加弊良乃加用布岐波美、波多乃廣物、波

多乃狹物、毛乃荒物、毛乃和物、供二御雜物等一、兼攝取持天仕奉止依賜、如是依賜事波朕我獨心耳非矣、是天坐神乃命叙、朕我王子磐鹿六獦命諸友諸人等乎催率天愼勤仕奉止仰賜誓賜天依賜岐

タニグクのサワタル極ミ（四—一七五頁）の對句として用ひられたカヘラの通フ極ミは、信友の說の如く舟楫の通ずる限りといふ意で、カはカイ（櫂）、カヂ（梶）、カコ（舟子）等の語幹、ヘラはヒラ（平）から分れ、犂のヘラ（鎞）の如く匾平部の意を以て連結せられたのである。

是時上總國安房大神乎御食都神止坐奉天、爲二若湯坐連等始祖、意富賣布連之子豐日連乎一令二火鑽一天、此乎忌火止爲天、伊波比由麻閇天供二御食一、並大八洲爾像天八乎止古、八乎止咩定天、神嘗大嘗仁仕奉始支、但云二安房大神一者、爲二御食津神一今大膳職祭神也、今令レ鑽二忌火一大伴造者、物部豐日連之後也

此は此傳說の脚色者が舞臺面を安房國に選んだ動機を自白するもので、但書に明

瞭に現はれて居るが、左記の理由により妄誕なりとせねばならぬ。

（イ）大膳職に祭祀する御食津神〔三代實錄〕〔式〕に安房大神を擬したのは、アハ（粟）といふ語に附會したので、安房社の祭神は太玉命とあるから（五一―一六〇頁）、御食津神とせらるべき理由がない。

（ロ）神今食、大嘗祭等に忌火を鑽ることを世襲した大伴造〔式〕は、安房國造なる大伴直〔國造本紀〕と同氏であらうが、其は出雲系で、物部族ではない。伊波比由庥閇とあるユマへはユミ（イミと同語）の進行格ユマヒを更に他動詞形に轉じたもので、淨くすることをいひ、――信友が年中行事秘抄に從うて由麻庥閇と改めたのは誤である――八乎止古、八乎止咩は御膳神八座〔大膳式〕に奉仕する少年男女各一人のことであらう。

以二同年十二月一、乘輿從レ東還テ坐於伊勢國綺宮一、五十四年甲子九月、自二伊勢一還テ幸於倭纏向宮一

綺宮の遺跡は能褒野陵に近い處にありと謂はれ（宮所記）、同村に式內倭文神社があるのもカムハタ（神布）と緣があるやうに思はれるが、景行天皇が日本武尊の遺跡を弔はれたといふ事實が立證せられぬ限り、特に此地に駐蹕あらせられたとも考へられぬから、或は倭姬世記に圓方機殿とある地で、後章（第三〇一頁）伊勢風土記殘簡の所說の如く、此地に行幸せられたといふ口碑が存し、之を綺宮として爰に附會したのであるかも知れぬ。

以上はイハカムカリの命の子孫が膳職長（カシハデノヲサ）を世襲とする由緒を述べたもので、政事要略（第二十六卷）に引いた一段にも、其薨去を悼む宣命中に

六鴈命乃御魂乎膳職爾伊波比奉天春秋乃永世乃神財止仕奉志迷牟、子孫等（ウミノコラ）乎波長世乃膳職乃長止毛上總國乃長止毛淡國乃長止毛定天、餘氏波麻介太麻波天乎佐女太麻波牟、若之膳臣等乃不二繼在一朕加王子等乎之天他氏乃人等乎相交天波亂良之女之

といふ勅旨があつたとあり(信友考注による)、安閑天皇元年の紀に、內膳卿膳臣大麻呂といふものが勅を奉し、使を遣はして珠を伊甚國(上總國夷隅郡)に求めた所が、其國造稚子直等が入京をおくらし、速に進貢しなかつたので、大に怒つて此國造等を收縛したといふ逸事がある。當時內膳卿といふ官名が存したとは思はれぬが、大麻呂が其職に任じたことは事實らしく、後の大膳大夫と同じく、諸國の調雜物を管掌したから(令義解)、御料の珠(眞珠)を徵發することにも關與したのであらう。其以來此氏人が膳職を世襲したことも有り得べきで、カシハデといふ稱呼と、膳又は膳部といふ文字によれば、其氏姓が之から出たと信じたのは寧ろ當然であるが、紀の記事にも高橋氏文にも賜姓には言及せず、天皇から授けられたのは膳大伴部とあるのである。――姓氏錄高橋朝臣の條下にのみ、供ニ獻大蛤一、于レ時天皇喜ニ其奇美一、賜ニ姓膳臣一とあるが、此時代には一般に賜姓といふことはなかつたやうである――さればイハカムカリの命の後裔がカシハデの臣と稱した

のは、膳大伴部の大身即ち部長といふべきを略したものとすべきで、宗家が高橋朝臣と改稱した後に於ても、和泉國在住の膳臣及大鳥膳臣（姓）の外に、カバネのない膳大伴部（左京）といふ一氏が存した。姓氏録には之をも大彥命孫磐鹿六雁命之後也とし居るが、部衆は必しも部長と同一血族ではなく（五―二五五頁）、他氏族人が編入せられることもあるのであるから、此大伴部も亦部名から氏名に轉じたものとせねばならぬ。右の如く膳大伴部と稱する一民部の存したことについては疑がないが、其を膳夫（膳部）の集團と見ることは、左記の理由により不當とせねばならぬ。

（一）供御が豪奢になつた後に於てすらも、令によれば御食の調進に任ずる內膳司の膳部は四十人に過ぎず、神饌、佛供、釋奠、齋會等の庶食を掌る大膳職の膳部百六十人を併せて、二百人を定員として居るのであるから、之を大伴部と稱へることは不當であるのみならず、此名を以て呼稱した例もない。

（二）高橋氏文によれば、此行事（卽ち奉膳）は大伴立雙天應ニ仕奉ー物とあるのみで、大伴をして調理に任ぜしめよと仰せられたのではない。之を膳夫の多くの伴を率て奉仕せよといふ意に取なした信友說は牽强で、文面からいへば威儀又は警衞の爲に大伴を並列して行へと勅諚せられたものと解する外はない。卽ち御食調進者と大伴とは全然別個の職責を有するのである。

（三）大伴の原義は大部隊であるが（三―二七頁）、來目部と同じく（五―二五七頁）、專ら軍旅をいふに用ひられたのであるから、右の場合にも兵勇堵列と解すべきで、普通の軍團以外に膳部專屬部隊といふものが存したとは思はれぬ。

加之カシハデは炊葉（カシハ）卽ち食物を盛る葉に代はるものゝ謂から、膳の義にも給仕人の意にも轉用せられたので、膾を作る宍人、其他の食物を調理する御食人と同義語として用ひるやうになつたのは、恐らくは膳部といふ職名が出來てからであらう。例へば神武天皇が忍坂の大室に於て八十建に配當せられた八十膳夫は〔記〕、

明に宴席を周旋する給仕人で、食物調理に與らなかつたればこそ、合圖を聞いて一齊に賊虜に打かゝることが出來たのである。されば白蛤と堅魚との料理を奉つた事實があつてもカシハデといふ名號を授けられた筈はなく、大伴部と稱する部衆を賜はる理由がない。此朝に於て日竪、日横及陰面背面の諸國人を割移して、大伴部を編制せられた事實があつたとすれば（高橋氏文）、其は一軍隊を新設せられたものと解すべきで、之をカシハデの大伴部と名づけられたのは、カシハデに膳又は膳夫以外の意味があつた爲とせねばならぬ。既記の如く膳夫として日本武尊に配屬せしめられた七拳脛は、記に久米直之祖とある所を見ると來目部の頭目で、大伴武日連の副將と思はれるから（第一六八頁）、廢語となつたけれども、カシハデに補佐又は補助者の意があつたものと推定せられる。或はアイヌ語のイ・カシマレ（附加）と同語で、接頭語イを除きカシハデと轉呼せられたのであるかも知れぬ。若し然りとすればヤマト語ではなく、此當時東國に流通した俗語を共まゝ

用ひたので、甲斐の酒折宮に於て靫部を定めて武日連に給はつたと同様に、日本武尊の征略の結果歸順した房總の壯丁を以て一部隊を新設し、イハカムカリの命を其部長に任ぜられたものと思はれる。同人が一旦東國に下り、新部隊の組織及訓練に從事したことは勿論で、高橋氏文に上總國乃長とも、淡國乃長とも定められたとあるのは之を意味し、恐らくは整頓後地方名族を部將に任じ、之に指揮を委ねて歸東したのであらう。阿波(安房)の初代國造大瀧が大伴直と稱したのは之に因るものゝやうである(次卷第二章參照)。其故にイハカムカリの命の子孫は膳大伴部臣又は略して膳臣とも名乘り、安房國造及之と同族の伊甚及無邪志國造の監督に任じたので、上記の如く魚貝調進の爲に無邪志國造を喚び寄せたといふ說も生まれ、膳臣大麻呂は伊甚國造稚子直等の緩怠を憤つて、之に私刑を加へようとしたのである(安閑紀)。

膳臣家と安房、上總との關係は右によつて判明し、白蛤、堅魚の析理云々は、カ

シハデといふ名稱の誤解から生まれた附會說であることも亦、疑の餘地がなくなつたが、天皇の東巡は果して史實なりやといふ問題が殘されて居る。少くとも常陸國民は之を信じて居たと見えて、同國風土記には次の如き記事がある。

〔行方郡香澄里〕 古傳曰、大足日子天皇、登二坐下總國印波鳥見丘一、留連遙望、顧レ東而勅二侍臣一曰、海卽青波浩行、陸是丹霞空朦、國在二其中一、朕目所レ見者、時人由レ是謂二之霞鄉一。

〔信太郡雄井〕 古老曰、大足日子天皇、幸二浮島之帳宮一、無二水供御一、卽遣二卜者一訪占二所所穿之、今存二雄栗之村一。

右によれば信太郡浮島（今も稻敷郡の東部に浮島と稱する一嶋がある）に行幸せられたといふので、浮島といふ名稱が高橋氏文の安房國浮島宮と偶合であると斷定することは困難であり、殊に此地に關しては塵袋第三卷にあげた次の如き傳說がある。

風土記案常陸國河内郡浮島ノ村鳥アリ。賀久賀鳥ト云フ。ソノ吟嘯ノ音聲アイシツベシ。大足日子天皇此ノ村ノカリミヤニトヾマリ玉フコト卅日、其間天皇此ノ鳥ノ聲ヲキコシメシテ、伊賀理命ヲツカハシテ、網ヲハリテトラシメ玉フ。悦感シ玉テ、鳥取ト云姓ヲ給ヒケリ。其子孫イマニ此ノ所ニスムト云ヘリ

河内郡は和名抄によれば、信太郡と筑波郡との間に介在したものゝやうであるが（近世まで存した河内郡の境域とは全然入換つて居る）、風土記に信太郡は筑波茨城二郡を分割して設置せられたとある所を見ると、同書編纂當時には尙存立しなかつたものとすべきで、其故に全然記事を缺いて居るのである。然るにこゝに河内郡浮島としたのは奇とすべきであるが、恐らくは塵袋の筆者が其時代の區劃に從うて改記したので、記事の内容は僞作ではあるまい。現存の風土記には多くの逸脱があるから、此一條の收錄せられて居らぬことは敢て奇とするに足らず、古

本には信太郡の下に掲げてあつたものと思はれる。

此文によれば捕鳥を命ぜられたのは天皇で、伊賀理命といふものが之を捕へて獻じたとあり、高橋氏文とは相違するが、ガクガ(ガクガク)といふ珍しい名の鳥に關する同時代の話の原型がいくつも存したとは考へられぬ。――既記の熱田緣起にも稻種公が覺賀鳥を捕へんとし、海に出でゝ溺死したといふ一條があるが、後世(寛平時代)の著述であるから、書紀其他から思ひついたことも有り得べきである――察するに膳臣氏の一員が曾て常陸方面に官遊中、此口碑を耳にして、イカリ(イは接頭語で狩の意)といふ語が祖先の名號ムカリ(御狩(ミカリ)の轉呼)と似て居るので、之を種にして所緣の地アハ(安房)に結びつけ、膳職世襲權の主張に利用したのであらう。

日本武尊追憶の目的を以て東巡せられたとあるにも拘はらず、皇子の轉戰せられた地方を餘所に見て、由緣もない安房に行幸あらせられたと說いた高橋氏文が

頗る矛盾であることは上述の通りであるのに、紀の編者が之に迷はされたのは、此御代に於て膳大伴部の新設の外に、東之淡水門を定められたといふ傳承が存したからであらうが、東之淡(阿波)はいふまでもなく安房のことで、其水門は今の湊川の河口をいひ、日本武尊の經略の結果、此地方が歸順し、大和との交通が開けたから、新に港津を指定せられたことをいひ、――恐らくは膳大伴部編制の爲に出張したイハカムリの命などが最初の渡航官員であつたのであらう――行幸の實證とすることは出來ぬ。

右の如く考察すると、東巡說の眞僞は一に常陸風土記に收錄せられた口碑の史的價値によつて決定せられるのであるが、往復の御路次に何等の傳說も殘らず、常陸の浮島にのみ乘輿の跡を留めたとは考へられぬことであるから、日本武尊の事蹟が肥前國に於て語り傳へられたと同樣に(第一五三頁)、此皇子が巡撫せられた地方なるが故に、御父天皇の御名を假用したことも有り得べきで、史實と認むべ

き根據は薄弱である。之を要するに上揭の紀の文は膳部氏の纂記に誤られたものとして、之を抹殺すべきであらう。

第八章　分　封

既出諸后妃の所生――五十河媛の所生――高田媛の所生――大田根の所生――襲武媛の所生――御刀媛の所生――母氏不明の皇子――日本武尊の後胤

景行天皇が數多い皇子を諸國に分封せられたことは、第一章に述べた通りで、其は一面に皇室の羽翼形成を意味するものであるから、重複する嫌もあるが、以下其々の封地をあげ、可能なる限り其緣故について考察を試みる。

一、既出諸后妃の所生

櫛角別王。　河內の茨田に采邑を賜はつたものゝやうである(第三七頁)。

大碓皇子。　紀には上記の如く封ニ美濃ーとあり、身毛津君守君二族之始祖とせられて居るが、記によれば後裔として守君、大田君、嶋田君を擧げた外に、神

大根王の女兄比賣に生ませた押黑之兄日子王は三野之宇泥須和氣の祖、弟比賣の所生押黑の弟日子王は牟宜都君等の祖とある。ウネスは大根栖の謂で、モトス（本巢）に通じ（第二卷一八八頁）、ムゲは後の武儀郡のことであるから、守、大田、嶋田も其附近の地名と推定せられる。今の本巢郡川崎村に森といふ大字があり、和名抄には大野郡（今の楫斐郡東部）と、安八郡とに大田鄕をあげ、此國に近い尾張の海部郡に嶋田といふ舊邑がある（第二卷一四六頁）。兄比賣、弟比賣は紀に兄遠子、弟遠子とあり、本巢郡遠市鄕（和）に居住したものと思はれることは既述の通りで（第三二頁）、其子等も同地に於て成人したので、兄弟を以て區別したことは有り得べく、オシはオホ（大）に通じ、クロはコラ（子等）の轉呼で、大碓命を呼ぶ俗稱であつたのではあるまいか。舊事紀に三野之宇泥須別等の祖とした兄彥命、並に牟宜都君の祖とある弟引命を景行天皇の御子としたのは、右の兄日子王及弟日子王の訛傳であらねばならぬ。

五百城入彦皇子。　尾張國海部郡伊福鄕〔和〕に就封せられたと思はれることは既述の通りである（第四〇頁）。

大酢別皇子。　名號によれば今の美濃國羽島郡小藪村大字大須附近を封地としたもののやうである（第四一頁）。

五十狹城彥皇子。　舊事紀によれば參河國碧海郡谷部〔和〕に封ぜられたものと思はれる（第四三頁）。

二、五十河媛の所生

記には此妃を擧げず、其所生の一柱なる神櫛王を伊那毘能大郎女の子として居るが、後記のやうに此皇子が讚岐國造（公）の祖であるといふことには諸說一致するのみならず、和名抄には讚岐國多度郡に生野（伊加乃）といふ鄕名をあげ（今の善通寺市生野）、同書の那珂郡櫛無（久之奈之）鄕（今の仲多度郡象鄕村の大字）も之に近く位置する所を見ると、五十河媛母子は此國の地名を名に負うたものと思はれ

る。案ずるに天皇は西征の際此海岸を巡航したまひ、櫛梨川を泝つてイカ野に進出あらせられ、其地の豪族の女を娶されたのであらう。出系は判明せぬが、皇子の名に神を冠した所を見ると、賀茂族人であつたかも知れぬ。イカの原義は齋子で(第二巻二〇三頁)、其占領地をイカ野といひ、櫛無はクシ(靈異)之栖を意味し、一般住民より神聖視せられた氏族であつたと思はれる。此妃の所生として紀は次の二皇子を擧げて居る。

神櫛皇子。　讃岐國造之始祖也とあり、舊事本紀の皇孫本紀も之に同じく、國造本紀には此國の初代國造は神櫛王三世の孫須賣保禮命で、應神朝定賜とある。記は此皇子を木國之酒部阿比古及宇陀酒部の祖として居るが、姓氏錄によれば酒部公も亦讃岐公と同祖とあるから、何等抵觸する所はない。恐らくは皇子は母氏族に於て成人せられ、此地方の君長となられたのであらう。舊事紀には此外に讃岐國造祖と稱する櫛見皇命をあげて居るが、或は同一皇子

を二様に傳へたのではあるまいか。

稻背入彥皇子。　播磨別之始祖也とあり、國造本紀に針間國造は成務朝に稻背入彥命孫伊許自別命定賜とあるに一致する。記の景行天皇の皇子女を列擧した條下には之を逸して居るが、垂仁皇女阿邪美都比賣命は嫁ニ稻瀨毘古王一とあるから、實在者たることは疑なく、大和のイナサ（第一卷一九一頁）といふ地の入彥であつたのであらう。播磨に分封せられた緣故は判明せぬが、其配偶者から考へても大和に於て成人せられたものゝやうであるから、——恐らくは母妃が讚岐から召上げられた後に降誕せられたのであらう——特命によるものと思はれる。

右の外舊事本紀に讚岐直及五十河別の祖とある五十河彥命も亦此妃の所生とすべきである。

三、高田媛の所生

次の妃阿倍氏木事之女高田媛、並に其所生で伊豫國御村別之始祖也とある武國凝別皇子も、記には省略せられて居るが、承和年間(仁明朝)の古文書で、三井寺(園城寺)に秘藏せられて居た和氣系圖の發見により、此皇子は東豫地方を開發せられ、其子孫が同地に於て繁榮したことが證明せられた。されば其母氏の出自をも先づ此國に求めるのが順當で、和名抄に伊豫國風早郡高田鄕とある地の貴女と推定せられる。阿倍氏とあるによつて大彥命系と速斷するものがあるが、アベはヒナ(夷)系の一大支であるから、駿河及伊賀のアベの臣家のみには限らず(第二卷一七一頁)、此國にも同系の氏族が蕃息したことは有り得る。右の和氣系圖によれば、此皇子の三世の孫加尼古別命の配も阿倍角野臣加都媛とあり、角野(スミノ)は今も存する新居郡の村名であるから、此地方にアベ族の占住したことは疑の餘地がなく、コゴトは其父の名であるが、請辭(コゴト)の義があるから、司祭を兼ねた土豪であつたのであらう。景行天皇が伊豫に行幸せられたことは同國風土記にも見えて事實

と信ずべきが故に(第一四頁)、其地の溫泉に御滯在中に程遠からぬ高田郷の貴女を娶されたと推定することは不當ではあるまい。其所生は次の一柱である。

武國凝別皇子。　上記の如く伊豫國御村別之始祖也とある。舊事紀には武國皇別命と記し、伊與御城別、添御杖君の祖とあるが、スメ(皇、淨身)もコリ(大人)もワケ(別)の修飾語で、タケ(武)と同じく美稱であるから、名の本義は國のワケ皇子といふに過ぎず、――舊事本紀には襲武媛の所生中にも國凝別若くは武國凝別命を擧げて居るが、全然別人である――御村は居住地についていひ、御城は邸宅による稱呼であるから、事に於て大差はない。此別家の本據地は今の新居郡と推定せられるが、御村又は御城といふ名は殘存して居らぬ。添が和名抄の伊豫國周敷(主布)郡にあたることはいふまでもなく、御杖は神の憑りましといふ意であるから(第三卷一三七頁)、其子孫の一人が周敷(今の周桑郡周布村)に占住して祖先の神靈を奉祀したが故に此氏名を得たの

であらう。いづれにしても此一族が此地方に蕃息したことは、上揭和氣系圖によつても明瞭であるが、其詳細は友人大倉久米馬氏と共著の伊曾乃神社考(近刊)に詳述してあるから之を省略する。

四、大田根の所生

日向髮長大田根と稱する妃の出自及名號の意義については既に第二章に於て論じた(第八三頁)。之を市乾鹿文と同人なりとする私見の當否はともかくも、カミナガが首長之子(カミノコ)の轉呼で、オホタネが巨田といふ地の貴人の謂なることは斷言を憚らぬ。其所生を日向襲津彥皇子と稱したのは、ソ(襲)卽ちクマソの血を引いて居るからで、本來は兒湯縣地方の統治權を繼承せらるべきであつたが、上述の如く平定後久しからずして同族の一酋長取石鹿文(トラシカヤ)といふものが背叛したので、幼皇子は此地を追はれたか、若くは危難を避けて亡命せられたものと思はれる。されば其子孫を此國に留めず、記によれば阿牟君之始祖也とあるのである。阿牟は長門

國阿武郡〔和〕のことゝも了解せられるが、此地の國造は國造本紀に纏向日代朝神祝命十世孫味波波命定賜とあり、全然別系であるから〔次卷第二章參照〕、阿牟の下に脫字があつたものと見て、舊事紀に奄智君祖とあるに從ふべきであらう。アムチのアは接頭語で、ムチは大日孁貴、大己貴の貴(ムチ)と同じく御主(ミチ)を意味し、一種の敬稱であるから、後記の如く豐國別皇子の後裔中にも奄智首と稱するものがあるのである。地名に轉用せられた例としては、大和國十市郡菴治村〔靈異紀〕があり〔今の磯城郡川東村大字海知(カイチ)〕、同地に倭恩智神社〔式〕が存する所を見ると、アマチ(海知)、オムチとも轉呼せられたので、播磨國神崎郡甘知村、河內國中河內郡南高安村大字恩智の如きも之に屬するものと思はれる。されば此皇子の分封地を明にすることは、他に資料の發見せられぬ限り殆ど不可能である。

五、襲武媛の所生

其名號によつて明なるが如く、此妃は襲族の一女君であつたとせねばならぬ

が、出身地を詳にせぬ。或は武は借字で、地名であつたかも知れぬ。肥前の彼杵郡にも健村といふ舊地があつたとせられて居るが(第一二七頁)、其處には巡幸せられなかつたやうであるから、若し路次に於て之を求むとせば、肥後國飽田郡嶽村(今飽託郡芳野村の大字)ではあるまいか。熊本市の西方一里にある山地をいひ、キムタケ(金峰)と稱する一山嶺があるので、中世修驗の徒が吉野及熊野に擬し、附近の山嶽を熊野岳又は那智岳等と名づけたが、タケは決して新しい地名ではなく、隣地をタクマ(託麻)――タケマ(マは地區の意)――といひ、タケミヤ(武宮)といふ地(現今飽託郡健軍村)もあるのである。恐らくは當時此山地に占據した襲族の酋長が、恭順の意を表する爲に其女を奉つたのであらう。其は所生皇子の後裔の氏名によつても證せられることで、紀には三柱とあり、舊事本紀には四柱を擧げて居るが、其中確實と認定せられるものは次の二皇子である。

國乳別皇子。　水沼別之始祖也とある。ミヌマは今も筑後國三潴郡に其名殘を

留めて居り、和名抄には美無萬と訓し、現今はミツマと稱へ、古も亦然(サウ)であつた形跡があるが(第二卷二四六頁)、字によれば水沼(ミヌマ)である。――舊事本紀に此皇子を伊與宇和別祖としたのが誤りでないとすれば、其後裔中から分岐したものとも了解せられるが、其地は此皇子とは直接の縁故はないやうである――國乳は從來クニチと訓して居るが、乳はオモの假字で、次の國背別に對して國面(クニオモ)別と稱へたものとすべく、其領地が本郷のタケ(嶽)の面背二側に存したから、之を呼稱としたのであらう。

國背別皇子。　一云宮道別皇子とあるのは、其領土がミヤチといふ地であつたことを表示するものゝやうである。さりながら參河國寶飫郡宮道(和)を以て之に擬するのは理由のないことで、九州にも此名の地點は少くはない。最も有名なのは筑前國宮地嶽であるが、其は本郷から離れ過ぎて居り、阿蘇神宮の所在地も宮地町と稱するけれども、阿蘇國造の領内に屬するから、其處を

いふものとは思はれず、或は下益城郡隈庄町大字宮地をいふのではあるまいか。――八代郡及天草郡にも同名の地がある――舊事本紀に此皇子を水間君の祖としたのは、上記國乳別皇子の裔と混同した爲であらう。

筑紫で娶された諸妃を大和に帶同せられた形跡はなく、天皇の各地御滯在は比較的短時日であつたやうであるから（第八五頁）、他の兩妃は各一子を有するのみであるのに、武媛の所生が多く傳へられて居るのは奇とすべきであるが、後記の二柱については疑があり、右の兩皇子も亦、確實なる證據はないが、雙生であつたのでオモとセとを以て區別したのではないかとも想像せられる。若し然りとすれば大碓小碓兩皇子の雙胎は之を訛傳したのであらう。

豐戸別皇子。　記には右の二柱を省いて居るにも拘はらず、此皇子のみを一妾の出として擧げて居る所を見ると、或は其生母は武媛以外の一女性であつたかも知れぬ。紀に火國別之始祖也とした火國は八代縣豐村をいふものとせね

ばならぬから(第一〇一頁)、或は此地で娶された女性の子で、豐戸といふ名號も豐村と關係があるのではあるまいか。舊事本紀には豐門別命とも記し、其後裔として三島水間君、奄智首、壯子首、栗首、筑紫火別君をあげて居る。火別君が火國別を意味することは言ふまでもなく、奄智首は上述の如く普遍的敬稱で(第二七一頁)、三島は恐らくは筑前國上座郡三島鄕(和)をいひ、栗は筑後國八女郡栗岬(第一一一頁)のことであらうが、壯子首については所見がない。

國凝別皇子又は武國凝別命。　同じく襲武媛の子として舊事紀に擧げられて居るが、高田媛の所生の武國凝別皇子と重複するのみならず、其後裔を筑紫水間君といふとある所を見ても、國乳別皇子の訛傳又は別名のやうである。上述の如くコリはワケ(別)の修飾語であるから、オモワケともコリワケとも稱したので、タケ(武)は美稱に過ぎぬ。舊事紀の編者は諸皇子の名を羅列するに當り、同名による混同を避ける爲、一方を武國皇別と改めたことは既述の

通りである。

ミハカシ媛の名の義及其出自については既に第二章に論じた通りで、紀記所傳を一にして居るから、疑義がなかつたものとせねばならぬが、其所生皇子は一柱で、次の如く說かれて居る。

六、御刀媛と共所生

豐國別皇子。　紀記共に日向國造の祖とし、舊事紀は國造本紀に於て其三世の孫老男を應神朝の定賜と說いて居るにも拘はらず、皇孫本紀には二三の異說を擧げて居る。卽ち日向諸縣君の祖で、他の五柱の皇子女と共に皇室に留められたとある外、意備別も亦此皇子の裔とせられて居るのである。さりながら皇別の吉備氏が充滿して居る其國に、特別の緣故もない此皇子を割込ませられたとは考へられず、土豪出身の女性を母とする諸皇子中、此一柱のみに特別の待遇を與へられる理由はないが、其子孫中に入廷奉仕者があつたので

右の如き說が生まれたのであらう(第六卷第四章)。但し諸縣君が此皇子を祖としたことは有り得べきで、母氏を相續して其地方の君長となられたことを言ひ、後日其子孫が日向國造に任命せられたものと了解せられるのである。

七、母氏不明の皇子

舊事本紀には第一章に揭げたやうに、皇子の總數を五十五柱とし、五皇子を留めた以外は皆州縣に封ぜられたとして五十柱の皇子と其後裔とをあげて居る。其中には誤傳又は重複と認められるものもあるが、全然根據のないものとして排斥することは出來ず、或は新撰姓氏錄の資料に供せられたといふ氏族志抄などによつて、遠祖を此天皇に繫(カ)けたものを輯錄したのではないかと思はれるから、左に既出(本章及第一章)の十九柱を除くの外、之を轉載する。刊本には極めて誤字が多いので、國史大系本の校合を參照したが、尚不可讀のものもあり、母氏及後裔を示して居らぬため考證の道のないものもあるが、可能なる限り魯魚の衍を正し、

簡單なる說明を加へることにした。

豐門入彥命。　大田別祖。――上揭豐戶(門)別皇子と類名であるが、其皇子を入彥と稱へる理由がないから別人とせねばならぬ。さりながら若し入彥は誤傳で、豐戶別皇子のことであるとするならば、大田はウタと訓み、後の宇土郡をいふのであらう。

稚屋彥命。――ワカヤはワカヤカの語幹である(第二卷一一二頁)。

天帶根命。　目鮭部君祖。――刊本には目鯉とあるが、天帶根はアマ(海人)族のタラチ(足主)ネ(敬稱)の意であるから(第二卷一二〇頁參照)、メサケ卽ち鯨部の君長とせられたことは有り得べきである。

大曾色別命。――誤字にあらずとすればオホソシコワケと訓むのであらうが、名號の意義を詳にせぬ。

五十河彥命。　讃岐直、五十河別祖。――上述の如く五十河媛の所生で、子孫

が其居住地によつて此氏名を用ひたのであらう。

石社別命。――イハサ又はイハツと訓せられて居るが、イハコツとも訓み得る。イハを名號として居る所を見ると、或は三尾氏の女の所生であつたかも知れぬ(第一三頁)。

大稲背別命。　御杖君祖。――國名を冠して居らぬから、ミツヱは大和國宇陀郡三杖村をいふのであらう。式内御杖神社の所在地である。神地なるが故にイナサ(イササの轉)と呼ばれたことも有り得べきである(第一卷一九一頁)。

武押別命。

不知來入彥命。――五十狹城入彥命の重出であらう。

曾能目別命。――ソノメはソノベに通じ、襲之部(邑)の謂で、紀伊國名草郡苑部(和)の外に、常陸、下野、丹波等の鄕村名にも見え、肥前國の園部は今も三養基郡基山村の大字に名殘を留めて居るが、此皇子の本貫は何處であつたか

判明せぬ。

十市入彦命。――崇神天皇にも同じ名の皇女があるが（第二卷八〇頁）、其緣故の有無は判明せぬ。

襲小橋別命。　兎田小橋別祖。――小橋は襲の國の地名であらうが所在を詳にせぬ。刊本には三田とあるけれども、若しウダを正しとすれば、或は肥後國宇土郡をいふのではあるまいか。

色己焦別命。――焦の字官本には集とあるが、前後皆九州に由緣のある皇子のみであるから、隼の誤寫としてシコハヤ別と訓むのかも知れぬ。

熊津彦命。　熊縣（第九八頁）を名に負うたのであらう。

息前彦人大兄水城命。　奄智白幣造祖。――日子人之大兄王と同人であらうと思はれることは既記の通りである（第四六頁）。

熊忍津彦命。　日向穴穗別祖。――クマは熊縣、オシ津は大津の謂であるから

玖磨川の大津（所在不明）を名に負うたので、日向の穴穗は穴居民の遺跡であらうが、所在を物色し得ぬ。

櫛見皇命。　讃岐國造祖。――上記神櫛別命の訛傳であらう（第二六六頁）。

武弟別命。　立知備別祖。――立知備の知は蛇足で、河内國タチヒ（丹治比）をいふのであらうが、武弟別命については所見がない。

草木命。　日向君祖。――クサは地名と思はれるが、日向方面には見當らぬ。木はキ（子）の假字で、敬稱に用ひられたのであらう。

稚根子皇子命。――稚倭根子皇子の重出と思はれる。

兄彥命。　大分穴穗御埼別、海部直、三野之宇泥須別等祖。――宇泥須は諸本に宇脆須とあるが、誤記なることはいふまでもないから、大碓命の兒押黒之兄日子王の誤傳と思はれるが（第二六四頁）、其子孫中に大分に分封せられたものがあつたとも考へられぬから、海部直と共に九州地方の皇胤から出たものと

すべきであらう。穴穗御埼といふ地名は聞えぬが、豐後國大分郡には御埼といふに適する地形は少くはない。案ずるに此地方の豪族中にも景行皇子兄彥命の後と稱するものがあつたので、混同したのではあるまいか。

宮道別命。――上記の如く國背別皇子の一名である。

手事別命。――タゴトワケと訓むのであらうが、次の四皇子と同樣に名號の所由を詳にし得ぬ。

大我門別命。

豐日別命。

玉川宿禰命。

豐手別命。――豐門別命の重出か。

五百木根命。――五百城入彥皇子のことであらう。

弟引命。　牟宜都君祖。――大碓命の子押黑之弟日子王の訛傳と思はれること

は既記の通りである（第二六四頁）。

大焦別命。――上記色己焦別命の例によれば、此も亦大隼別の誤記と思はれるが、其名の所由を詳にせぬ。

五十功彦命。　伊勢刑部君、三川三保君祖。――物部系譜によれば、第八世膽咋宿禰の女五十琴姫命が天皇に娶されて此皇子を生みまゐらせたとある。さりながら生母の名に準じて五十功をイコトと訓むのは無理で、イコ（齋子）の假字で、伊勢及參河に子孫を殘した所を見ると、大神宮の祭務に參與せられたのであるかも知れぬ。刑部は既述の如く鈴鹿郡坂部村で（第二三一頁）、三川の三保は和名抄に八名郡美夫郷とある地であらう。

八、日本武尊の後胤

日本武尊の王子女は既に前々章（第二三〇頁以下）に列擧したが、以下後裔の氏名によつて、其配置に關し考察を試みる。

稻依別王。　犬上君、武部君等の祖。――此犬上が近江國犬上郡の謂なることは既述の通りで、建部君も亦孝德紀に犬上健部君とあるから、同地方に占住したものとせねばならぬ。

稚武王。　近江建部君、宮道君祖〔舊〕。――此建部君の所領は近江國建部神〔三代實錄〕の社地で、神名帳には栗太郡に掲げ、――日本武尊を祭る社として近年官幣大社に列した。――今の瀨田村大字神領である。ミヤヂは上述の如く神社所在地を意味するから、此宮道君と同地に居住したのであらう。

武鼓(卵)王。　讃岐綾君之始祖〔紀〕。――綾は和名抄讃岐國阿野(綾)郡のことで(今綾歌郡の一部分)、生母吉備穴門武媛の本鄕に近いから、此地に分封せられたのであらう。記には此王子の建貝兒王とし、綾君の外に伊勢之別、登袁之別、麻佐首、宮首別等の祖とあるが、登袁之別は後記十城別の訛傳、伊勢は伊豫の謬寫のやうで〔記傳〕、宮首が宣長說の如く宮道の誤記であるとすれば、

カバネは相違するが、上記稚武王の後なる宮道君にあたり、麻佐も亦眞福寺本に鹿佐とあるに從うてカサと訓み、建部神社附近の笠村(今笠縫村の大字)の謂とし、いづれも建部君の一族の氏名であつたのを誤り傳へたものとすべきである。

十城別王。　伊豫別君之始祖〔紀〕〔舊〕。――此別家の所領は和名抄の伊豫國和氣郡で、其郡内に三木(御城)といふ舊地が存した(今の溫泉郡御幸村)。上記武國凝別皇子の御城(御村)よりも大和からいへば遠い地にあるから遠城と稱し、王子にも此名を負はせて十城別と呼んだことは有り得べきである。――十、遠は通用せられ、大和の十市も和名抄には止保知と訓註せられて居る――記に武貝兒王の裔としてあげた登袁之別及伊勢之別が、此王名と氏名との訛傳と思はれることは上記の通りである。

足鏡別王。　鎌倉之別、小津石代之別、漁田之別祖〔記〕。――此王子は上記の如く

紀には蘆髮蒲見別王とあり、舊事紀には葦敢竈見別命として、竈口君等の祖とある。鎌、蒲、竈はいづれもカマと訓む字であるから、之を名とする地區即ちカマ回(カママの轉)を本貫とし、同名の地が他にもあるので、之と區別する爲にアシ又はアシカミ(アシカム)を冠し、音便によつてアシカガミとも稱へたものと了解せられる。之に相當するのは三河國寶飯郡蒲郡(前名蒲形)といふ地で、其西方一里額田郡深溝村に葦谷といふ大字がある(舊葦谷郷)。恐らくは上古は此地方の總名をアシといひ、カマ郷は其上に當るが故にアシカミのカマとも單にアシのカマとも稱へたのであらう。此地に居住せられたが故に此稱號を得、其後裔も亦カマロ(即ち蒲潟の口)を氏名としたので、記に鎌倉之別とあるのはカマ(邑)倉の謂か、若くはカマクチの訛傳と思はれる。此海面に流出する豐川(吉田川)の上游、南設樂郡長篠より上を岩代川と稱する所を見ると、舊時此附近をイハシロと稱へたものとすべく、小津を冠した

のは小い河津が存したからで、今も東郷村に川路(河津の轉呼)といふ大字を存する。されば漁田も此界隈の地であらねばならぬから、或はアサリダと訓み、今の寶飯郡豐川町大字アサフ(麻生)田が其名殘であるかも知れぬ。然るに宣長は小津石代之別を小津君と石代之別との二氏に分け、小津君及漁田之別は舊事紀に稚武彥王命の後とある尾津君及揮田君に當るものと臆斷して、漁は揮の誤寫でフキと訓むべしと主張したが、其は全然別氏なること次に考證する通りである。

此王子の生母玖玖麻毛理比賣(記)は山代之と冠稱せられて居るが、其所生が三河に分封せられた所を見ると、ククマは同國東賀茂郡九九平(松平村の大字)のことではあるまいか。ククは岫の義、タヒラは平地といふ意味であるから、ククマ(岫間)と稱へたことも有り得る。恐らくは日本武尊は東征の途次この地の豪族の女を娶されて、此王子を設けられたのであらう。

稚武彦王命。　尾津君、揮田君、武部(君等祖)〔舊〕。——第六章(二三五頁)に述べたやうに、此王子は鈴鹿の忍山の出身なる弟橘媛の所生であるから、其子孫も皆伊勢に分封せられたものゝやうである。即ち尾津は父皇子の縁故の地なる尾津前界隈(サキ)で(第二二二頁)、揮田はフルタと訓み、閏田御厨(ウルダ)〔神鳳妙〕をいひ(今の三重郡千種村大字潤田)、古田(フルタ)の意であつたのを音便によりウルダと訛つたのであらう。武部は鈴鹿郡深伊澤村の建部塚に其名を留め、日本武尊の薨去の地に近いが故に、其子孫を分封せられたものと思はれる。

右の外舊事本紀に諸王子の裔として擧げてある波多君(武養蠶命の後)、阿波君(息長田別命の後)、讃岐君(五十日彦王命の後)、尾張國丹羽建部君(武田王の後)、參川御使連(佐伯命の後)等は、第六章々末に論じたやうに其始祖の名に明に重複若くは誤傳と認められるものがあり、封地との縁故も詳ではないが、上掲景行天皇の皇胤と同様に、多少の據があつたものとすべきで、少くとも出系を日本武尊

に託する名門が其地方に存したものと思はれるから、説明を要する地點のみを左に掲げる。

波多臣。　阿波君及讃岐君と同列に擧げてある所を見ると、此波多は土佐國幡多郡を意味するもの丶やうである（第三卷二八四頁）。

尾張國丹羽建部君。　同國丹羽郡丹羽郷（和）に占住した建部の部長をいふのであるが、第二卷（一四五頁）にあげた丹波臣とは全然別系である。

參川御使連。　御使はハセツカヒ（丈）部のことで、碧海郡谷部（ハセベ）郷（和）に居住した此氏部の長をいふのであらうが、或は上掲五十狹城入彦命の裔と稱する三河長谷部直（第四三頁）の異傳ではあるまいか。始祖の名のサヘキ（佐伯）も五十狹城のサキと音が近似して居る。

上述によれば景行天皇及日本武尊の皇胤の分封せられたのは、概ね四國及九州

並に近江、美濃、尾張及三河方面で、主として母氏族の緣により、特任と思はれるのは畿內に釆邑を賜はつたものを除いては、播磨別外數氏に過ぎぬやうである。されば此御代に於て特に意識的に皇子を配置せられたのではなく、上記諸地方に多くの皇胤を殘されたものと見る方が至當であるが、尙朝廷の羽翼として、地方開發及撫恤に與つて力のあつたことはいふまでもない。

第九章　逸　事

佐伯部――東山道十五國都督――棟梁之臣――的形浦――大吳里

古事記の記事は序說及前八章に於て殆ど說き盡し、剩す所は御陵を山邊之道上に設けられたといふことのみである。紀に成務天皇の二年に倭國之山邊道上陵に葬(カク)しまゐらせたとあり、磯城郡柳本町大字澁谷に其遺跡を存する。天皇は近江の志賀高穴穗宮で崩御せられたとあるのであるから〔紀〕、恐らくは後日纏向の皇居の側近に歸葬せられたのであらう。

紀には上記の外にも尙若干の記事があるから、他の古書に擧げられた遺聞と共に、本章に於て收錄しようとするのであるが、先づ東征餘談から始める。其は五十一年の紀に揭げた左記の一節である。

於レ是所レ獻ニ神宮一蝦夷等、晝夜喧譁、出入無レ禮、時倭姫命曰、是蝦夷等不レ可レ近ヨ就於神宮一、則進ヨ上於朝庭一、仍令レ安ヨ置御諸山傍一、未レ經ニ幾時一、悉伐ニ神山樹一、叫ヨ呼隣里一而脅ニ人民一、天皇聞之詔ニ群卿一曰、其置ニ神山傍一之蝦夷、是本有ニ獸心一、難レ住ニ中國一、故隨ニ其情願一令レ班ニ邦畿之外一、是今播磨、讃岐、伊豫、安藝、阿波凡五國佐伯部之祖也

これは既記の如く四十年の紀に因以俘ニ其首帥一而令ニ從身一也とあり、薨去に先ち能褒野から以ニ所レ俘蝦夷等一獻ニ於神宮一とあるを承けたので、神宮に獻じた俘囚が晝夜喧嘩するによつて、大和に移したけれども、住民の迷惑になることが多かつたから、其希望にまかせ畿甸外の諸國に分置せられたといふのであるが、彼等の情願が本鄉復歸にあつたことは必然で、縱ひ其が容れられなかつたとしても、更に遠方に移住せんことを希望したとは考へられぬ。案ずるに此は播磨、讃岐、伊豫——刊本には伊勢とあるが、大日本史が永亨本によつて伊豫と改めたのが當を得

て居る――安藝及阿波の五國に在住したサヘキ部と稱する民部の由來を之に附會したものであらう。サヘキはサヘ(塞)の派成語で、抗拒を意味し、不順の民に與へられた稱呼であるから、夷族も之に含まれ、慓悍善射であつたので、其トリコ(俘囚)卽ち馴伏者を以て部隊を編制し、上古の來目部又は後世の東國の防人と同樣に、常備の兵勇として佐伯部と呼稱するやうになつたのである。其名稱の濫觴は紀の所傳の如く日本武尊に降伏した蝦夷であつたかも知れぬが、神宮に獻じたとある所を見ても其數には限りがあり、後日の佐伯部の部衆が盡く其から出たとは考へられぬから、恐らくは之を基本として、普く諸國から同種族人を募集し、一常設部隊を編制するやうになつたのであらう。

播磨以下五國の佐伯部は各自の國土に於て徵募せられた部隊をいふものとも了解せられるが、安藝を除くの外四國は、前章に述べたやうに景行天皇の皇子又は皇孫の分封地であるから、或は皇胤を支持する爲に朝廷から分遣せられたのであ

るかも知れぬ。其は稻背入彦皇子の子孫が佐伯直と稱したことによつても推定せられ、其由來が次の如く姓氏錄に說かれて居る。

佐伯直。　景行天皇皇子稻背入彦命之後也、男御諸別命、稚足彦天皇諡成務御代中㆓分針間國㆒給之、仍號㆓針間別㆒、男阿良都命一名伊許自別譽田天皇爲㆑定㆓國堺㆒車駕巡幸、到㆓針間國神埼郡瓦村東崗上㆒、于㆑時靑菜葉自㆓崗邊川㆒流下、天皇詔、應㆓川上有㆑人也、仍差㆓伊許自別命㆒往問、卽答曰、己等是日本武尊平㆓東夷㆒時所㆑俘蝦夷之後也、散遣㆓於針間、阿藝、阿波、讃岐、伊豫等國㆒、仍㆓居地㆒爲㆑氏也、後改爲㆓佐伯㆒、伊許自別命以㆑狀復奏、天皇詔曰、宜㆓汝爲㆑君治㆑之、卽賜㆓氏針間別佐伯者直佐伯者前所㆑賜氏姓㆒也、直者謂㆑君也、爾後至㆓庚午年㆒脫㆓落針間別三字㆒偏爲㆓佐伯直㆒

山間の遺民を發見したが故に其君長に任ぜられ、佐伯直の姓を賜はつたといふのであるが、其は傳誦中に施された改修とすべきで、此皇別が佐伯部の部長を兼ね

たから之を氏號とするやうになつたものと了解せられる。さればこそ佐伯前所レ賜氏と分注したのである。播磨には右の瓦村(今の香呂村)の川上のみならず、風土記によれば神前郡塱岡里の大川內及湯川に、在二異俗人卅許口一とあり、和名抄にも賀茂郡及美嚢郡に夷俘(サヘキ)といふ鄉名をあげて居るから、其族人は各地に散在したものと思はれる。

此部衆は右の五國には限らず、近畿にも在住したので、仁德紀には猪名野の佐伯部を安藝國渟田(和名抄の沼田郡沼田)に移されたとあり、市邊押磐皇子の帳內(トネリ)にも、佐伯部賣輪といふ名が見えるのである(雄略紀)。彼等は帝都の衞戍に任じ、大伴連が之を統率したので、後日同氏から佐伯連といふ一支門を分岐した。姓氏錄には大伴室屋大連公の後として佐伯宿禰(天武朝連より昇格)をあげ、其起原を大伴宿禰の條下に次の如く說明して居る。

雄略天皇御世………大連公奏曰、衞門開闔之務、於レ職已重、若一身難レ堪、望

與₂愚兒語₁相併奉ㇾ衞₂左右₁、勅依ㇾ奏、是大伴佐伯二氏掌₂左右開闔₁之緣也

右によれば神宮を騷がせ、三輪附近の住民を脅かしたとある紀の文は後日の潤色とすべきで、原說は單に佐伯部の由來を說いたものであつたのであらう。

此朝の東征に當り、崇神天皇の御代に東國の治に就かしめられた豐城入彥命の子孫が無關係であつたとは考へられぬが、之に關する傳承を逸し、唯末年の紀に次の如く叙述せられて居るのみである。

五十五年春二月戊子朔壬辰、以₂彥狹嶋王₁拜₂東山道十五國都督₁、是豐城命之孫也、然到₂春日穴咋邑₁臥ㇾ病而薨之、是時東國百姓、悲₂其王不ㇾ至、竊盜₂王尸₁葬₂於上野國₁

五十六年秋八月詔₂御諸別王₁曰、汝父彥狹嶋王、不ㇾ得ㇾ向₂任所₁而早薨、故汝專領₂東國₁。是以御諸別王承₂天皇命₁、且欲ㇾ成₂父業₁、則行治ㇾ之、早得₂善政₁、時

蝦夷騷動、卽擧ㇾ兵而擊焉、時蝦夷首帥足振邊、大羽振邊、遠津闇男邊等、叩頭而來之、頓首受ㇾ罪、盡獻二其地一、因以免二降者一而誅二不服一、是以東ノカタ久之無事焉、由ㇾ是其子孫於ㇾ今有二東國一

東山道十五國は東方十二道（第一六八頁）（第三巻一八四頁）とあると同じく、漠然たる呼稱で、國郡制定後の國を意味せざることは言ふまでもなく、當時クニと呼ばれた行政區劃の數約十五を指したのであらうが、萬一書紀編纂當時にも尙此やうな稱呼が用ひられて居たとすれば、阪東八國に石城、石背（養老二年分立）及越、信濃、甲斐、駿河、伊豆を加へた總號であつたかも知れぬ。任命の當時彥狹嶋王が大和に在住した事情は前巻（第六五頁）に推測した通りで、其薨去の地穴咋邑は所在を詳にせぬが、春日郷中の一地點なることは疑がない。父に代つて赴任した御諸別が征服したとある蝦夷の首師三名はべ（女メの轉呼）といふ語を添附してあるから、孰れも女酋とすべきで、其名號の意義は次の如く釋明し得られる。

足振邊。　アシ（凶）ハフリ（稱號）メ（女）の連約で、ハフリはハヤ（捷）フリ（奮）を意味し、主として異俗に對して用ひられることは、既に第一卷（二二四頁）に述べた通りである。

大狗振邊。　ハフリベは右に同じく、大は美稱である。

遠津闇男邊。　クラヲは闇峽（クラチ）の意から出た地名で、遠津を冠稱としたのは、御諸別の治所より遠方に在るといふ意であらう。

右の如く三名ともに女性であつたことは、神武朝の名草戸畔及荒川戸畔の例もあり（第一卷第三章）、上代に在つては敢て怪しむに足らぬ事實である。然るに之を男性と豫斷して、男子に對してもべといふ稱號が用ひられたと說くが如きは荒唐無稽とせねばならぬ。此等の賊首が占據した地域は明示せられて居らぬが、上野及下野の山地と想定せられる。日本武尊征討後に於ても此兩國の北境には尙化外の夷族が跳梁したのであらう。

右の外五十一年の紀の前半には次の如き記事がある。

五十一年春正月壬午朔戊子、招ニ群卿一而宴數日矣、時皇子稚足彦尊、武内宿禰不レ參ニ赴于宴庭一、天皇召之、問ニ其故一、因以奏之曰、其宴樂之日、群卿百寮、必情在ニ戯遊一、不レ存ニ國家一、若有ニ狂生一而伺ニ墻閣之隙一乎、故侍ニ門下一備ニ非常一、時天皇謂之曰灼然、則異寵焉、秋八月己酉朔壬子、立ニ稚足彦尊一爲ニ皇太子一、是日命ニ武内宿禰一爲ニ棟梁之臣一

此は稚足彦尊が皇位を繼承せられ、武内宿禰が顯要な地位を占むるに至つた事由を説明したものであるが、爲ニ棟梁之臣一とあるのは文飾で、重用せられたといふ意に過ぎず、釋紀にムネマチギミと訓し、私記曰、可レ謂ニ大臣之始一歟とあるのは誤解とせねばならぬ。此王孫は紀には屋主忍男武雄心命の子とし(第一〇頁)、記には比古布都押之信の二男とあつて一致せぬが、年代から推測すると紀の所説を可

とすべきで、成務紀に天皇與二武內宿禰一同日生之、故有二異寵一とあるが如く、當時尙弱年であつたと思はれる。仁德朝に至るまで五代に奉仕し、異常の長壽を保つたと傳へられて居るが、比古布都押之信の子、卽ち孝元天皇の御孫とすれば、景行天皇よりも三世代の尊屬で、遲くとも垂仁朝に名が聞えて居らねばならぬのである。此貴人については次卷以下に於て更に言及する。

紀記の所傳は之を以て終りとするが、風土記の記事中には尙前諸章の收錄にもれた傳說で此朝に關するものがある。左に先づ萬葉抄所引の伊勢風土記殘簡をあげる。

風土記云、的形浦者、此浦地形似レ的、故以爲レ名也、今已跡絕成二江湖一也　天皇行二幸濱邊一歌云、麻須良遠能、佐都夜多波佐美、牟加比多知、伊流夜麻度加多、波麻乃佐夜氣佐

天皇は古寫本傍注に景行天皇也とある。此一條は萬葉集第一卷の大寶二年壬寅太上天皇（持統）幸二于參河國一時歌數首中、舍人娘子從駕歌と題して

ますらをの　さつ矢たばさみ　立向ひ　射るまとかたは　見るにさやけし

とある注に仙覺律師が引用したもので、同じ歌を訛傳したものと思はれ、風格及用語から見ても景行朝ごろの歌詠と思はれぬが、天皇卽位の始美濃に行幸せられたことがあり、又上章に掲げたやうに東征から歸途伊勢の綺宮に逗留せられたといふ說もあるから、此濱に行幸せられたのは事實であるかも知れぬ。的形は神名帳に伊勢國多氣郡服部麻刀方神社とあり、倭姬世記の圓方機殿とある地で、今の東黑部村大字垣內田にあたるが、名の義は圓潟で、的形ではあるまい。

塵袋第五卷に掲げた左記の文は、風土記所載とは明記せられて居らぬが、其舊記とあるのは同書の謂と思はれるから、爰に附記する。

尾張國ニ大呉里云フ所アリ。舊記ニハ大塊トカクリ。根元ヲタヅヌレバ、卷向日代ノ宮ノ御宇天皇國ニヲハシマシケル時、西方大モノノワラフコヱノシケレバ、アヤシミヲドロキ給ヒテ、石津田連ト云フ人ヲツカハシテミセラルルニ、カホハ牛ゴトクナルモノノ、アツマリテワラヒケルコヱノ、ヲビタダシカリケルヲ、此石津田スコシモヲソルル心ナクシテ、劒ヲ拔テ一々切ケリ。自レ是其所ヲ大斬里ト云ケルヲ、後謬テオホクレトハ云ナセルトカヤ

大榑は今美濃國に屬し、安八郡仁木村の大字であるが、往昔は尾張國海部郡の域内であつたのであらう。石津田も亦和名抄に美濃國石津郡とある地(文德朝分立、現今海津郡に屬す)の舊名で、仁木に隣接し、其村主（ムラチ）を石津田連と稱へたものと思はれる。さりながら地名の所由は承服しかねる說で、キリがクレと轉呼せられるやうなことは有り得ぬ。いづれにしても此話は景行天皇が此地に巡幸せられた證據とするには不十分で、恐らくは美濃行幸といふ事實に基き、地名の起原を附會

したに過ぎぬのであらう。

右の外國造本紀には此朝の定賜と稱する若干の國造をあげて居るが、事實的根據が乏しいから、成務朝以下の任命のものと併せて、次卷第二章に掲載する。

〔參照〕

古事記中卷

大帶日子淤斯呂和氣天皇、坐二纏向之日代宮一治二天下一也、此天皇娶二吉備臣等之祖若建吉備津日子之女、名針間之伊那毘能大郞女一生御子、櫛角別王、次大碓命、次小碓命、亦名倭男具那命、（具那二字以音）次倭根子命、次神櫛王、（五柱）又娶二八尺入日子命之女八坂之入日賣命一生御子、若帶日子命、次五百木之入日子命、次押別命、次五百木之入日賣命、又妾之子豐戶別王、次沼代郞女、又妾之子沼名木郞女、次香余理比賣命、次若木之入日子王、次吉備之兄日子王、次高木日賣命、次弟比賣命、又娶二

日向之美波迦斯毘賣生御子、豐國別王、又娶伊那毘能大郎女之弟、伊那毘能若郎女（自伊下四字以音）生御子、眞若王、次日子人之大兄王、又娶倭建命之曾孫、名須賣伊呂大中日子王（自須至呂四字以音）之女、訶具漏比賣生御子、大枝王、凡此大帶日子天皇之御子等所錄廿一王、不入記五十九王、并八十王之中、若帶日子命與倭建命、亦五百木之入日子命此三王負太子之名、自其餘七十七王者、悉別賜國國之國造亦和氣及稻置縣主也、故若帶日子命者治天下也、小碓命者平東西之荒神及不伏人等也、次櫛角別王者（茨田下連等之祖）次大碓命者（守君、大田君、嶋田君之祖）次神櫛王者（木國之酒部阿比古、宇陀酒部之祖）次豐國別王者（日向國造之祖）於是天皇聞看定三野國造之祖神大根王之女、名兄比賣弟比賣二孃子、其容姿麗美而、遣其御子大碓命以喚上、故其所遣大碓命、勿召上而即己

自婚其二孃子、更求他女人、詐名其孃子而貢上、於是天皇知其他女、恒令經長眼、亦勿婚而惱也、故其大碓命娶兄比賣生子、押黑之兄日子王、此者三野之宇泥須和氣之祖 亦娶弟比賣生子、押黑弟日子王、此者牟宜都君等之祖 此之御世定田部、又定東之淡水門、又定膳之大伴部、又定倭屯家、又作坂手池、卽竹植其堤也、天皇詔小碓命、何汝兄於朝夕之大御食不參出來、專汝泥疑敎覺、泥疑二字以音此下效 如此詔以後、至于五日、猶不參出、爾天皇問賜小碓命、何汝兄久不參出、若有未誨乎、答白、既爲泥疑也、又詔如何泥疑之、答白、朝署入廁之時、待捕搤批而引闕其枝、裹薦投棄、於是天皇惶其御子之建荒之情而詔之、西方有熊曾建二人、是不伏无禮人等、故取其人等而遣、當此之時、其御髮結額也、爾小碓命給其姨倭比賣命之御衣御裳、以劍納于御懷而幸行、故

到二于熊曾建之家一見者、於二其家邊一軍圍三重、作レ室以居、於レ是言三動爲二御室樂一、設二備食物一、故遊三行其傍一、待二其樂日一、爾臨二其樂日一、如二童女之髮一梳三垂其結御髮一、服二其姨之御衣御裳一、既成二童女之姿一交三立女人之中一、入三坐其室內一、爾熊曾建兄弟二人、見三感其孃子一坐二於己中一而盛樂、故臨二其酣時一自レ懷出レ劒、取二熊曾之衣衿一以レ劒自二其胸一刺通之時、其弟建見畏逃出、乃追至二其室之椅本一、取其背皮劒自レ尻刺通、爾其熊曾建白言、莫レ動二其刀一、僕有二白言一、爾暫許押伏、於レ是白言、汝命者誰、爾詔、吾者坐二纏向之日代宮一所レ知二大八嶋國一大帶日子淤斯呂和氣天皇之御子、名倭男具那王者也、意禮熊曾建二人、不レ伏無レ禮聞看而、取三殺意禮一詔而遣、爾其熊曾建白、信然也、於二西方一除二吾二人一無二建强人一、然於二大倭國一益二吾二人一而建男者坐祁理、是以吾獻二御名一、自レ今以後應レ稱二倭

建御子一、是事白訖、即如二熟苽一振折而殺也、故自二其時一稱二御名一謂二
倭建命一、然而還上之時、山神河神及穴戶神皆言向和而參上、
即入三坐出雲國一、欲レ殺二其出雲建一而、到即結レ友、故竊以二赤檮一作二詐
刀一爲二御佩一共沐二肥河一、爾倭建命自レ河先上、取三佩出雲建之解置
橫刀一而、詔レ爲レ易レ刀、故後出雲建自レ河上而佩二倭建命之詐刀一、於レ
是倭建命誂三云伊奢合レ刀、爾各拔二其刀一之時、出雲建不レ得レ拔二詐
刀一、即倭建命拔二其刀一而打三殺出雲建一、爾御歌曰

夜都米佐須、伊豆毛多祁流賀、波祁流多知、都豆良佐波麻
岐、佐味那志爾阿波禮

故如レ此撥治參上覆奏、爾天皇亦頻詔二倭建命一、言三向和三平東方
十二道之荒夫琉神及摩都樓波奴人等一而、副二吉備臣等之祖、
名御鉏友耳建日子一而遣之時、給二比比羅木之八尋矛一（比比羅三字以レ音）

故受レ命罷行之時、參二入伊勢大御神宮一拜二神朝廷一、卽白二其姨倭比賣命一者、天皇既所三以思二吾死一乎、何擊二遣西方之惡人等一而、返參上來之間、未レ經二幾時一、不レ賜軍衆一、今更平二遣東方十二道之惡人等一、因レ此思惟猶所一思二看吾既死一焉、患泣罷時、倭比賣命賜二草那藝劒一（那藝二字以レ音）亦賜二御囊一而詔、若有二急事一解二茲囊口一、故到二尾張國一入二坐尾張國造之祖美夜受比賣之家一、乃雖レ思レ將レ婚、亦思二還上之時將レ婚、期定而幸二于東國一、悉言二向和三平山河荒神及不レ伏人等一、故爾到二相武國一之時、其國造詐白、於二此野中一有二大沼一、住二是沼中一之神甚道速振神也、於レ是看二行其神一、入二坐其野一、爾其國造火著二其野一、故知レ見レ欺而解二開其姨倭比賣命之所レ給囊口一而見者、火打有二其裏一、於レ是先以二其御刀一苅二撥草一、以二其火打一而打二出火一、著二向火一而、燒退還出、皆切二滅其國造等一、卽著レ火燒、故於レ今謂二燒

遣也、自其入幸渡走水海之時、其渡神興浪、廻船不得進渡、爾其后名弟橘比賣命白之、妾易御子而入海中、御子者所遣之政遂應覆奏、將入海時、以菅疊八重、皮疊八重、絁疊八重敷于波上而、下坐其上、於是其暴浪自伏、御船得進、爾其后歌曰

佐泥佐斯、佐賀牟能袁怒邇、毛由流肥能、本那迦邇多知弖、斗比斯岐美波母

故七日之後、其后御櫛依于海邊、乃取其櫛作御陵而治置也、自其入幸悉言向荒夫琉蝦夷等、亦平和山河荒神等而還上幸時、到足柄之坂本、於食御粮處、其坂神化白鹿而來立、爾卽以其咋遺之蒜片端待打者、中其目乃打殺也、故登立其坂三歎詔云、阿豆麻波夜(自阿下五字以音也)故號其國謂阿豆麻也、卽自其國越出甲斐、坐酒折宮之時歌曰

邇比婆理、都久波袁須疑弖、伊久用加泥都流
爾其御火燒之老人、續二御歌一以歌曰
迦賀那倍弖、用邇波許許能用、比邇波登袁加袁
是以譽二其老人一卽給二東國造一也、自二其國一越二科野國一、乃言二向科野之坂神一而、還二來尾張國一、入二坐先日所レ期美夜受比賣之許一、於レ是獻二大御食一之時、其美夜受比賣捧二大御酒盞一以獻、爾美夜受比賣其於二意須比之襴一（意須比三字以レ音）著二月經一、故見二其月經一御歌曰
比佐迦多能、阿米能迦具夜麻、斗迦麻邇、佐和多流久毘、比波煩曾、多和夜賀比那袁、麻迦牟登波、阿禮波須禮杼、佐泥牟登波、阿禮波意母閇杼、那賀祁勢流、意須比能須蘇爾、都紀多知邇祁理
爾美夜受比賣、答二御歌一曰

多迦比迦流、比能美古、夜須美斯志、和賀意富岐美、阿良多麻能、登斯賀岐布禮婆、阿良多麻能、都紀波岐閇由久、宇倍那宇倍那、岐美麻知賀多爾、和賀祁勢流、意須比能須蘇爾、都紀多多那牟余

故爾御合而、以二其御刀之草那藝劒一、置二其美夜受比賣之許一而、取二伊服岐能山之神一幸行、於レ是詔、茲山神者徒手直取而、騰二其山一之時、白猪逢二于山邊一、其大如レ牛、爾爲二言擧一而詔、是化二白猪一者、其神之使者、雖二今不レ殺還時將レ殺而騰坐、於レ是零二大氷雨一、打二惑倭建命一、（此化二白猪一者、非二其神之使者一、當二其神之正身一、因二言擧一見レ惑也）故還下坐之、到二玉倉部之淸泉一、以息坐之時、御心稍寤、故號二其淸泉一謂二居寤淸泉一也、自二其處一發到二當藝野上一之時、詔者、吾心恆念二自レ虛翔行一、然今吾足不レ得步、成二當藝斯形一（自レ當下三字以レ音）故號二其地一謂二當藝一也、自二其地一差少幸行、

因甚疲衝御杖稍歩、故號其地謂杖衝坂也、到坐尾津前一松之許、先御食之時、所忘其地御刀不失猶有、爾御歌曰

袁波理邇、多陀邇牟迦幣流、袁都能佐岐那流、比登都麻都、阿勢袁、比登都麻都、比登邇阿理勢婆、多知波氣麻斯袁、岐奴岐勢麻斯袁、比登都麻都阿勢袁

自其地幸、到三重村之時、亦詔之、吾足如三重勾而甚疲、故號其地謂三重、自其幸行而到能煩野之時、思國以歌曰

夜麻登波、久爾能麻本呂婆、多多那豆久、阿袁加岐夜麻、碁母禮流、夜麻登志宇流波斯

又歌曰

伊能知能、麻多祁牟比登波、多多美許母、幣具理能夜麻能、久麻加志賀波袁、宇受爾佐勢、曾能古

此歌者思國歌也、又歌曰

波斯祁夜斯、和岐幣能迦多用、久毛韋多知久母

此者片歌也、此時御病甚急、爾御歌曰

袁登賣能、登許能辨爾、和賀淤岐斯、都流岐能多知、曾能多
知波夜

歌竟即崩、爾貢上驛使、於是坐倭后等及御子等諸下到而、作
御陵、即匍匐廻其地之那豆岐田（自那下三字以音）而、哭爲歌曰

那豆岐能、多能伊那賀良邇、伊那賀良爾、波比母登富呂布、
登許呂豆良

於是化八尋白智鳥、翔天而向濱飛行、（智字以音）爾其后及御子等
於其小竹之苅杙、雖足䠊破、忘其痛以哭追、此時歌曰

阿佐士怒波良、許斯那豆牟、蘇良波由賀受、阿斯用由久那

又入㆓其海鹽㆒而那豆美（此三字以㆑音）行時歌曰

　宇美賀由氣婆、許斯那豆牟、意冨迦波良能、宇惠具佐、宇美
　賀波伊佐用布

又飛居㆓其磯㆒之時、歌曰

　波麻都知登理、波麻用波由迦受、伊蘇豆多布

是四歌者皆歌㆓其御葬㆒也、故至㆑今其歌者歌㆓天皇之大御葬㆒也、故自㆓其國㆒飛翔行、留㆓河內國之志幾㆒、故於㆓其地㆒作㆓御陵㆒鎭坐也、卽號㆓其御陵㆒謂㆓白鳥御陵㆒也、然亦自㆓其地㆒更翔㆑天以飛行、凡此倭建命平㆑國廻行之時、久米直之祖名七拳脛、恆爲㆓膳夫㆒以從仕奉也、此倭建命娶㆓伊玖米天皇之女、布多遲能伊理毘賣命㆒（自㆑布下八字以㆑音）生御子、帶中津日子命、（一柱）又娶㆓其入㆑海弟橘比賣命㆒生御子、若建王、（一柱）又娶㆓近淡海之安國造之祖、意冨多牟和氣之

女、布多遲比賣、生御子、稻依別王。一柱 又娶吉備臣建日子之妹、大吉備建比賣、生御子、建貝兒王。一柱 又娶山代之玖玖麻毛理比賣、生御子、足鏡別王。一柱 又一妻之子、息長田別王。凡是倭建命之御子等、并六柱。故帶中津日子命者、治天下也。次稻依別王者、（犬上君、建部君等之祖。）次建貝兒王者、（讚岐綾君、伊勢之別、登袁之別、麻佐首、宮首之別等之祖。）足鏡別王者、（鎌倉之別、小津石代之別、漁田之別祖也。）次息長田別王之子、杙俣長日子王、此王之子、飯野眞黑比賣命、次息長眞若中比賣、次弟比賣。三柱 故上云若建王、娶飯野眞黑比賣、生子、須賣伊呂大中日子王。（自須至呂以音。）此王娶淡海之柴野入杵之女、柴野比賣、生子、迦具漏比賣命。故大帶日子天皇、娶此迦具漏比賣命、生子、大江王。一柱 此王娶庶妹銀王、生子、大名方王、次大中比賣命。二柱 故此之大中比賣命者、香坂王、忍熊王之御祖也。此大帶日子天皇之御年、壹

佰參拾漆歳、御陵在二山邊之道上一也

索引

あ行

飽田村(アイタ) 一九二頁
飽速玉命(アキノ) 一八二
朕公濟(アキノワタリ) 二三
朝來名峰 一〇三
アサケ(朝曙) 一三七
麻剝〔人〕 六〇
阿邪美都比賣命 二六七
葦浦 一八四
足鏡別王 二三〇、二三五、二八五
蘆髮蒲見別王(葦敢竈見別王命) 二三一、二三五、二三六
足柄峠 一九七
足柄の坂の神 一九九
葦分國造(キタ) 二三一
葦北の水島 九一、九九
アシコムラ(足跡) 三八
足振邊〔人〕 二八
阿蘇(國) 六一、九一、一〇七
阿蘇國造 一三一
厚鹿文(カヤ)――オモカヤの頃を見よ
アヅマの國 二〇四、二〇八
吾妻國造 二〇二
アヅマハヤ 一九七、二〇〇、二〇四

阿曇連百足　一三一、一三三
阿曇道　二〇六
穴咋邑　二九六、二九七
アナシ(穴住)族　一五〇
アナスミ(穴住)　六七
穴戸神　一四九、一五一
穴海(國)　一五〇
穴ノ濟神　一五〇
穴穗御埼別　二八一
阿那美須　七六
安房の浮島宮　二四一、二五七
粟首　二七五
阿波君　二三七、二八八
淡水門　二四一、二六〇
相鹿(逢鹿)之邑、遇鹿　一九〇、一九一

アフチ(楝)　一一〇
淡海之柴野入杵　一三二
近江建部君　二八四
阿倍氏木事　一五、二一〇、二六八
アマ(海人)族　五
海部ノ直　二八一
天帯根命(アマノ)　二七八
阿牟(奄智)君　二七一
奄智首　二七一、二七五
奄智白幣造　四六
天上腹天下腹人(アメノ)　二四五
現原(里)　一八八
現人神(アラヒト)　一八二
アラブル神　一六二
沫媛(アワ)　一三七

青、白（青彦、白彦） 六六、六七
伊賀彦王 二三七
五十河彦命 二七八
五十日彦王命 二三七、二八三、二八八
五十河媛 一五、一九、二六五
伊賀理命 二四三、二五七
五十河別 二七八
イキニヘ（生贄） 一八〇
生葉郡 一一三
的邑 九一、一一一
伊許自別命 二六七
五十狹城（入）彦皇子、不知來入彦命 二四、四三、二六五、二七九
石占横立 一四二

伊志治（人） 一二三
石津田連 三〇二
伊甚國 二五二、二五六
伊勢刑部君 二八三
伊勢（豫）之別 二三四、二八四
異族の民 四
石上神木蓮子玉 二二六、二二八
市鹿文 八〇
市乾鹿文 八〇、八二、二七〇
泉媛 九七
出雲建誅戮 二一、一五三
イトコ（齋子） 八三
稻入別命 二三六
稻置 一四三
稻背入彦皇子 三五、二六七

稲日大郎姫(伊那毘能大郎女)　八、一二、一九、二一
稲日稚郎姫(伊那毘能若郎女)　一九
印南ノ別ノ嬢(イラツメ)　一二、一九、二一
稲依別王　二三〇、二三三、二八四
犬上君　二三四、二八四
磐鹿六鴈(鴴)命　二三九、二四二
磐城別　一三、一九
石社(イハコソ)別命　二七九
磐田杵之村　一二四
石衝別命　一三
伊波比由麻閇　二五〇
石室(イハムロ)土蜘蛛　七二
飯野眞黒比賣　二三二、二三五
イフキ部　三九
伊吹山　二一四

五百城入彦皇子(五百木之入日子命)　三、三九、二六五
五百城入姫皇女(五百木之入日賣命)　三四、四〇、四二
五百木根命　二八二
五百野皇女　三四、四四
伊豫國御村(御城)別　二六八、二六九
伊豫別君　二三五、二八五
浮穴郷　一三六、一三七
浮島宮　二四一、二五七
浮島之帳(トバリ)宮　二四一、二五七
ウキハ(浮羽)　一一三
ウス(大栖)　三七
菟狹川　三七

宇°佐自命 五七
雄日坂(嶺) 二〇三、二〇五
宇陀酒部 二六六
兎田小橋別 二八〇
內膳(ウチノカシハデノカミ)卿(司) 二五二、二五三
菟道彥 一〇
打猨(ウツサル)、頸猨(ウナナル) 六八、一〇三
內避國避高松屋種 六八
打猨八田國麻侶 六七、七二
ウナテ(菟名手)〔人〕 五二、五五、五六
宇那足尼 五六
宇泥須和氣 三〇、二六四、二八一
長存(ウヘ)命、下春命 一四五
篦簗(ウヘヤナ)〔人〕 一三六、一二七
ウミノコノヤソツヾキ(子孫八十連屬) 二四七

ウムギ(白蛤) 二四四
卜部(ウラベ)殖坂〔人〕 一一七
宇流波斯之小野 一九〇
宇和別 二一三
兄熊、弟熊 九八
兄多毛比命 二四五
兄遠子(トホツコ)、弟遠子 二八、三一、二六四
兄彥命 二六四、二八一
兄夷守、弟夷守 九六
エミシ(蝦夷) 四、一六四
蝦夷の風俗 一六四
老男 二七六
息長田別王(命) 二三〇、二三五、二三七、二八八

息長眞若中比賣　二三五
息長命　二三
息前(ナガ)彦人大兄水城命　二八〇
忍熊王　四七
押黒之兄日子、押黒弟日子　三〇、二六四
忍之別皇子(押別命)　三三、四〇
忍山宿禰　二三一、二三六
オスヒ(外套)　二三三
大田根(人)　二七〇
弟橘媛(比賣命)　一七七、二三〇、二三一、二三六、二八八
弟彦公　一四一
弟引(ヒコ)命　二六四、二八二
弟媛(八坂)　三、一九、二五
弟比賣(息長)　二三五
弟姫皇女(弟比賣命)　三四、四四
大アマ(海人)　一三一
意富阿麻比賣　二一〇
大稲背別命　一七九
大郎女　二一
大碓皇子(命)　八、二九、三三、三七、一六三、二六三
大枝王　三四、四六
大江王　四五、二三二
大膳職(オホカシハデノツカサ)　二五三
大我門別命　二八二
碩田(オホキタ)(大分)　六五
大吉備建比賣　一五一、二三〇
大久米命　一六八
大呉里　三〇二
大白、中白、小白(人)　一二四
大酢別皇子　三三、四〇、二六五

大曾色別命　二七八
大橋比賣命　一九〇
大田君　三八、二六三
大多牟坂王　二三三
意富多牟和氣　二三〇、二三三
大多毛比〔人〕　二四五
大足彦忍代別天皇　一
大田別　二七八
大伴直(造)　二五〇、二五六
大伴武日連　一六七
大伴部　二五四
大名方王　四七
大中津比賣命　四七
大名草彦命　一三五
多ノ臣祖武諸木　五五
大羽振邊〔人〕　二九八
大隼別命　二八三
大生之村　一九〇
大御葬の歌　三二七
大耳、垂耳　一三三
オムチ(恩智)　二七一
厚鹿文(オモカヤ)　八〇、八一
大家島(郷)　一三三
大益川(ヤキ)　一八八

か　行

海宮遊行傳說　一七九
海路と陸行　一四
高羅之行宮　九三、一一九
カガナベテ　一〇一

鏡坂　一一四
覺賀、賀久賀、賀我久久(ガクガク)　二四三、二五八
訶具漏比賣　九、一〇、三二、二三二
カゲトモ(影面)　二四七、二五五
影媛　一〇
香坂王　四七
賀古松原　二三
蠶依姫皇女(香余理比賣命)　三四、四二
春日穴咋邑　二九六
カシハ(炊葉)　二四五
カシハデ(語義)　一六八、二五四、二五五
カシハデ(膳部)　二五三
膳部氏(ウヂ)纂記　二四〇、二六一
膳臣　二三九、二四二
膳臣大麻呂　二三二、二五六
膳之大伴部　一六、一七、二四七、二五二、二六〇
膳ノ職(ツカサ)ノ長　二五一
厮(カシハテ)御井　二三
葉(カシハ)ノ濟　二五一
柏峽(ヲ)大野　七五
無梶(カヂナシ)河　一八八
葛飾(カツシカ)　二四二
勝間井、勝間池　一五四
葛城の尾張氏　二一〇
川上梟帥　一四三、一四五
河俣稲依毘賣　二三三
河曲山　二四五
カヒコ(養蠶)　二三四
カヘラの通フ極ミ　二四九
家寶徴發　五〇、一二八

篭口君　二三六、二八六
鎌倉之別　二三五、二八五、二八六
蒲田郷　三一
髪長太田根　八四、二七〇
神の御坂　二〇六
神大根、神骨　二八、三〇
神大野宿禰　一〇五、一三一
神櫛皇子（王）　三三、三五、二六五、二六六
神崎郡（肥前）　一一九
神代直　一二六、一三一
神夏磯媛　五八
カムハタ（綺）宮　二三九、二五一
鴨野　一八八
鹿文〔地〕　七八
瓦村　二九五
紀直　一〇、一二四、一二五、一三一
紀直遠祖菟道彦　一〇
基肄郡　一一四、一一六
紀記の不一致　一
聞（企救）物部　五七
杵島郡　一二四
吉蘇路、木曾棧道　二〇六
藝都里　一九
寸津毗古、寸津毗賣　一八九、一九〇
キノカシハ（酒柏）　二四六
木國酒部阿比古　二三六
吉備武彦　一六七、二〇六
吉備津（都）彦　三一、五七、一六七
吉備穴戸武媛　一五一、二三〇

吉備の穴國(海)(濟)　一五〇
吉備兄彥皇子(兄日子王)　三四、四三
吉備臣建日子　一六七、二三〇
喜備別　二七六
九州方言　五三
偪木傳說　一〇九
玖玖麻毛理比賣　二三〇、二三五、二八七
草木命　二八一
草薙(那藝)劍　一七〇、一七五、二一二
匣　二五
櫛角別王　三三、三七、二六三
櫛見皇命　二六六、二八一
久須姫命　四四
來田見行宮　六八

國乳(オモ)別皇子　三五、二七二
國凝別皇子　二七五
國前臣　五二、五五
クニシヌビ(思邦)歌　三、八七
國背別皇子　三五、二七三
國津神　一六三、一八三
國摩侶　六八、七二
クヌギ(櫪)　二一〇
桑原岳　一八七
杙俣長日子王　二三五
クマソ(熊襲)　五、五九
球磨噌唹　一〇二
熊襲親征　二
　熊襲梟帥(熊曾建)　一三四
熊津彥　九八

熊津彦命 二八〇
熊縣 九一、九八
熊忍津彦命 二八〇
久米直 一六七、二五五
來目部 二五四
結婚遁避習俗 二六
コゴト(木事)(人) 二六八
言擧(コトアゲ) 二一七
琴木岡 三二
琴彈原 二三九
コハクビの斷間 一八〇
コヒタリ(小左)(人) 一〇〇
細磯野(コマンヌ) 七一、七六
子湯縣 八六

さ 行

坂手池 一六、一七
佐嘉郡 一五三
酒折宮 一九七、二〇二
堺河 一八八
酒部阿比古 二六六
相武(サガム)(國造) 一七四、一七五
讃岐直 二七八
讃岐綾君 二三四、二八四
讃岐君 二三七、二八八
讃岐國造 二六六、二八一
サネ(甲板) 二一七
纂記 三

娑磨(娑婆) 五〇
佐伯(部) 一八九、二九二、二九三
佐伯直(連)(宿禰) 二九四、二九五
佐伯王 二三七、二八八
狭山郷 二一九
サル(冠稱) 一三〇
猿大海 一三一、一三〇
甝戯 一三四
志我神 七四
志賀高穴穂宮 二九一
志式嶋 一三三
志貴多奈彦 五五、八四、一〇一、一〇三、一三一
色己隼別命(シコハヤ) 二八〇
宍人 二五四

猪鹿弓(シシ)、猪鹿矢 一九四
賜姓 二五二
シツ(磯津)山 五九
信濃坂(科野之坂) 二〇七
　科野之坂神 二〇五
小竹鹿奥(シヌカオク)、小竹鹿臣 七七
神器冒瀆 二二三
新材料の發見 三
人身供犧 一八〇
柴野比賣 二三二
島田君 二八、二六三
島津神國津神 一六三、一九三
守成の明君 二
白髮山 一〇三
シラチ(白靈)鳥 二三八

白鳥と餅 五六
白鳥里 一九一
白鳥陵 三九
シラハタ(白帆) 五九
白猪(キ)、白蛇(ヲロチ) 二二五
尾綱(シリツナ)眞若刀俾 四〇
白犬(シロイヌ) 二三
白鹿(シロカ) 一九九、二二七
菅疊、皮疊、絁疊 一七八
スキトモ(次件) 一六七
助川鄉 一九二
須受武良首 二三
スハ(周芳、周防) 五〇
スハ(ムナカタ)系 五

スビ(栖火) 二〇一
須賣伊呂大中日子王 二三二
須賣保禮命 二六六
スメラミコト(天皇) 二四
椎結文身 一五七
政略結婚 二〇
迮鹿文(セカヤ) 八〇、八一、八四
袖無衣(裀) 一四六
ソトモ(背面) 二四七、二五五
彼杵(ソノキ)郡 一三六
襲武媛 二〇、二七二
曾能目別命 二七九
襲小橋別命 二八〇

た行

大膳職 二五三
大木傳說 一〇九
高穴穗宮 一三、二九一
高木入姬皇女(高木比賣命) 三四、四三
高木之入比賣命 四〇
高來(タカク)縣 九一、一〇四
高來津座(クラ) 一〇五
高次(スキ)(高坏) 一四五
高田行宮 二一一
高田媛 一五、二〇、二六八
竹(タカ)水門 一八二
高羽川 六〇
高橋朝臣 二四〇、二五三
高橋氏文 二四〇
高屋行宮 八〇
當藝〔地〕 二一九
タギシ(研石) 二一九
當麻(鄕) 一八九、一九〇
建稻種公(命) 四〇、二一〇
武內ノ宿禰 一五七、一六四、二九九
武押別命 二七九
武弟別命 二八一
建貝兒王(武養蠶命) 二三〇、二三四、二三六、二八四
武國凝別皇子(命) 三五、二六八、二六九、二七五
武國皇別命 二六九、二七五
建許呂命 一八二
武田王 二三七、二八八
武鼓(タケツツミ)(武卵(タケコ))王 一五一、二三〇、二三四、二八四

健津三間〔人〕 一三六
武日連 一六九、二〇二
武(建)部、武部君 一六、二三六、二八四、二八八
武諸木 五五
武猪心(命) 一〇
健緒組(纏) 一〇三
手事別命 二八二
田子之稲置 一四二
タスキ(多須岐) 二四五
立知備別 二八一
立雨(タツサメ)行方之國 一八八
竪穴 一六五
堅臼 三七
タニグクのサ渡ル極ミ 二四九
田部 一六

玉川宿禰命 二八三
玉杵名邑 九一、一〇四
玉倉部清水 二二五
玉垂神社 一一六
玉浦 一八四、一八六
玉ノ清井(マナヰ) 一八八、一八九
田餘(タマリ)(里) 一八七
足仲彦天皇(帯中津日子命) 二三〇、二三一
託羅郷 一三五
垂耳 一三三
値嘉島 一三二、一三三
近淡海之安國造 二三〇
血田(知田) 七〇、七一、七三
乳近之稲置 一四二

知々夫彦　二四五
チハヤブル神　一七五
ツキタチ(月經)　二三
槻野之清泉　一八八、一八九
筑紫火別君　二七五
筑紫水間君　二七五
筑波岳ニ黒雲挂リ衣袖漬國(コロモデヒタシノ)　一八七
告(ツゲ)ノ首　二三
土蜘蛛　五、五九、一三三、一六四、一九五
土折猪折　六一
都々古和氣神社　一九四
津頰(ツツラ)〔人〕　一〇七
角折濱　一九一
ツバ(椿、海石榴)市　七〇、七三
海石榴の椎　七二
投馬(ツマ)國　一三〇
杖衝坂　二一九
天皇(尊號)　二四
歴代天皇の寶壽　七
東夷　四
東夷の情勢　一五七
東國巡察　一五七
東山道十五國都督　二九六
東征餘談　二九一
止波足尼　一三一
十市入彦命　二八〇
遠津闇男邊　二九八

トホツコ（遠子）〔人〕　三一
鳥見丘　二五七
豐國別皇子　三五、二七六
豐手別命　二八二
豐門入彥命　二七八
豐戸別皇子　三五、二七四
豐日別命　二八二
豐村　九一、一〇一
取石鹿文（トラシカヤ）　一四三、一四五、一七〇
トリコ（俘囚）　二九三
鳥日子　一八九、一九〇
十城別王　一五一、二三〇、二三五、二六五
登袁之別　二三四、二八四

な　行

內海航路　一四
內膳卿（司）　二五二
長渚濱　一〇六
ナガメヘ（經長眼）　三一
長岡神社　九三、一一七
ナツ（中津）　五八
ナツキ（觸接）田　二三八
夏花〔人〕　五七
七掬（拳）脛　一六七、二五五
難波の柏濟　一五一
南毗都麻之島　二三
直入中臣神、直入物部神　七四
行細國（ナメカタノクヘシ）　一八八
長峽（ナガヲ）〔地〕　六三

ニナメ(爾那米) 七六、七八
丹羽建部君 二三七、二八八、二八九
ニヒノミ(新家、新居) 一三五
新治、筑波 一九七
ニヘ(贄) 一八〇
爾倍魚、爾倍左爾 一〇六
丹裳小野 八八
渟名城皇女(沼名木郎女) 三四、四三
布忍入姫命 二三〇、二三一
渟尉斗皇女(沼代郎女) 三三、四一
ネギ(泥疑) 一三八
禰疑野(山) 六七、七二
鼠石窟 六六
寝物語里 二一六
野火の厄 一七三
　野火防遏法 一七四
能褒(煩)野 二一八、二三三
能美郷 一三四
乘濱 一八七

は 行

白蛇、白猪 二二五
羽咋國造 一三
ハセツカヒベ(丈部) 二八九
長谷部直 四三
波田君 二三六、二八八、二八九
鼻垂(人) 六〇

葉蘰 三三
ハフリ(稱號) 二九八
速來津姫 一三六
速津媛 六六
ハヤト(隼人) 六
速見邑 六六
ハユマツカヒ(驛使) 三三六
播磨稻日大郎姫 一九
播磨別 二六七
ヒ(火)族 五
ヒウチ(火打)、ヒキリ(燧) 一七六
ヒカゲ(蘿) 二四五
東之湊水門 一六、一七、二五八
東ノ方十二道 一六八、二四八
火上姉子神社 三一
彥狹島王 二九七
比古汝弟 二
日子人之大兄(彥人大兄)王 三四、三五
比古布都押之信(命) 二九九
ヒサコハナシ(結額) 一四〇
久津媛 一一四
日代宮 一、三一
日田(郡) 一一四
比多國造 一三一
ヒタカミ(日高見)國 一五五
火燒ノ翁 一九七
筆誅 五三
人身御供 一七九
ヒナ(夷) 五、一一二

夷守（地）　九一、九六
毗奈良珠命　一八七
火國造　八四、一三一
火國八代縣豐村　九一
火國別　二七四
日竪(ヒノタタシ)、日横(ヒノヨコシ)　二四七、二五五
比比羅木之八尋矛　一七〇
卑彌呼　一三九
日向　八七
日向穴穗別　二八〇
日向髪長大田根　二一〇
日向君　二八一
日向國造　八六、二七六
日向襲津彦皇子　三五、八三、二七〇
日向之美波迦斯毘賣　二一〇
日向諸縣君　八六、二七六
枚次(ヒラスキ)（平坏）　二四五
ヒル（蒜）　一九九
ヒレ（褶）　二五、二四八
豐前風土記　五四
藤津郡　二四、一五三
葛津立△國造　一三五
風土記(フドキ)　三
船帆郷　一二〇
豐後風土記　六四
文身の起原　一五八
兩道入姫皇女（布多遲能伊理毘賣命）　一三〇、一三一
布多遲比賣　一三〇、一三三
フミ（蹈、蹶）　七四

揮田君(フル) 二三六、二八八
ヘラ(鏟) 二四九
ホゾチ(熟苽) 一四七
穗積氏忍山宿禰 三一
穗門 七七
蹈石(ホミシ)、蹶石野 七四
品陀眞若王 四〇

ま 行

マガリ(糫餅) 二三〇
纒向之日代宮 一、三一
枕子 二四八
麻佐(鹿佐(カサ))首 二三四、二八四
松浦郡 一三二
末羅國造 一三一
的形浦 三〇〇
圓方(マトカタ)機殿 二五一、三〇一
茨田(マム)下連 三七
茨田連衫子(コロモノコ) 一八〇
眞若王 三四、四四
三池(郡) 一〇九
ミカシヤ(膳炊屋舍) 一九〇
三河長谷部直 四三
參川御使連 二三七、二八九、二八八
三川三保君 一八三
御城別 二六九
御木(ミケ)(國) 九一、一〇九

御木川 六〇
御食人 二五四
ミサゴ(鶚鳩) 二四三
三島水間君 二七五
御鉏友耳建日子 一六七
ミタベ(田部) 一六
御使連 二三七、二六八、二六九
水島 九一、九九
水齒郞媛 一三、一九、三三
御杖 二六九
御杖君 二七九
ミヅラ(髻) 二四五
綠野川 六一
水沼縣主 一三、一三〇
水沼別 二七二
三根郡米多鄕 一一九
三根鄕 一一九
美濃國(造) 一六八
美濃行幸 一一七
御刀媛(美波迦斯毘賣) 二〇、八六、二七六
三重(地) 二一〇
三保君 二八三
耳垂(人) 六〇
御村別 二六八
御諸別 二九七
宮浦 六四、七八
宮處野(ミヤコ) 六九
宮簀媛(美夜受比賣) 一七一、二〇八、二一〇
宮道君 二八四
宮首(宮道?)之別 二三四、二八四

宮道別皇子(命)　二七三、二八二
宮戸彦　一四一
屋主忍男武雄心命(ミヤヌシ)　九、二九九
ミラ(蒜)　一九九、二〇八
三井根子命　一三一
三尾氏(君)　一三、一九
六鴈臣　二三九、二五七
身毛津(ムケ)(牟宜都)君　二六三、二六四、二八二
無邪志國造　二四五
宗像(スハ)氏族　五、五八
ムネマチキミ(棟梁之臣)　二九九
諸縣(ムラガタ)〔地〕　九七
　諸縣君　八六、二七六
叢雲劍　一七五
ムロヤ(窨)　一六五
目鮭(メサケ)部君　二七八
米多鄉　一一九
餅と白鳥　二五六
本巢國造　三〇、二六四
モトロゲ(文身)　一五八
物部意富賣布連　二四六
物部君　二五七
守君　三八、二六三
モロキ(諸木)〔人〕　二五五

や行

燒津(ヤイツ)　一七二

屋形野之頓宮　一八九
ヤキ（矢木、柳）　一七三
八意思金命（ヤゴコロ）　一四五
八坂入彦命　一二七
八坂入媛（八坂之入日賣命）、八坂媛　八、一三、一九、一二七、一四二
八尺瓊（ヤサカニ）　五三
八十膳夫（カシハデ）　一二四
八田〔人〕　六八、七二
矢田稲吉（イナキ）　一三一
八咫鏡　五、九三
八咫勾（マガタマ）　一二三
八握劍　五、九三
八槻村　一九四
八代縣豐村（ヤツシロ）　九一、一〇一

屋主――ミヤヌシの項を見よ
養父郡　一一七
矢部　一一三
山代之玖玖麻毛理比賣　一三〇、一三五
ヤマトタケとヤマトタケル　一三六、一四七
日本武尊（倭建命）　一、二、八、九、一二四、一三五
倭武天皇　一二四
倭建天皇命　一二四
倭根子命　三三、三八
倭屯家（ミヤケ）　一六
倭姫（比賣）命　一四〇、一七〇
日本童男（ヲグナ）（倭男具那命）　一二四、一三五
山部阿弭古　一〇〇
山邊之道上陵　一九一
八女縣　九一、一一一

八女津媛　二一
八乎止古、八乎止咩　二五〇
靫部（ユキベ）　二〇二、二三六
靫負部（ユゲヒベ）　二〇二
ユマヘ（由麻閇）　二五〇

わ　行

倭（ワ）（人）　二九
　倭人國　六
若郎女　二三
若木之入日子王　二四、四七
稚子直　二五二、二五六
若建吉備津日子　二二
稚武（若建）王　二三〇、二三二、二八四
稚武彦　二二
稚武彦王（命）　二三一、二三六、二八八
稚足彦天皇（若足日子命）　八、三三、三九
稚根子皇子命　二八一
稺日子（若彦命）　一二四、一二五、一三一
稚屋彦命　二七八
稚倭根子皇子　三三、三八、四〇
若湯坐連　二四六
別嬢　二三
ワダツミ（海住）族　六
日理（ワタリ）郷　二一八
丸部（ワニ）臣　二三
居醒泉　二二五
猪折（人）　六一

小碓尊(命)　三三、三八、一三四
小城郡　一五三
ヲグナ(郎君)　一三五
尾津〔地〕　二三〇
尾津君　二三六、二三八
小津石代之別　二三五、二八五、二八六

壯士首(ヲトコノ)　二七五
・乎止與命　二三〇
小拔野之頓宮　一九〇
尾張大海媛　二七
尾張大印岐　二三〇
尾張國造(尾治連)　二三〇

昭和七年二月十日印刷
昭和七年二月十五日發行

紀記論究 建國篇 日代宮 〔定價金二圓〕

不許複製

版權所有

著作者 松岡靜雄

東京市神田區通神保町一
株式會社 同文館

發行者 森山章雄

東京市神田區表猿樂町二番地

印刷者 中村修二

東京市神田區表猿樂町二番地

印刷所 株式會社開明堂支店

發行所

東京・神田・通神保町一
振替口座東京一三五
大阪・西區・阿波座下通二ノ六
振替口座大阪二二一二八

株式會社 同文館